平成 30 年度 岩手県ひとり親世帯等実態調査 結果報告書

岩手県保健福祉部

目 次

■調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
■調査結果の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
■母子世帯
(1) 母親の年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(2)子どもの数及び就学状況・・・・・・・・・・・22
(3)同居している人数 (母親本人と子どもを除く)23
(4) 母子世帯になった当時の母親の年齢・・・・・・・・・・・・・・24
(5) 母子世帯になった理由・・・・・・・・・・25
(6)住居の状況・・・・・・・・26
(7) 公営住宅の入居希望・・・・・・・26
(8) 各種資格等の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(9) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用状況・・・・・・・・28
(10) 母子世帯になる前と現在の就業形態・・・・・・・・・29
(11) 転職・就職に関する相談・・・・・・・・・・・31
(12) 現在の職業・・・・・・・・・・32
(13) 勤務先の規模・・・・・・・・・32
(14) 帰宅時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(15) 転職の希望と理由・・・・・・・・・・・・33
(16) 副業の状況・・・・・・・・・34
(17) 不就業者の就職・・・・・・・・・・・・35
(18) 就労収入状況・・・・・・・36
(19) 生活保護、年金、児童扶養手当の受給状況・・・・・・・・37
(20) 預貯金及び借金の状況・・・・・・・・・・38
(21)養育費の取り決め・・・・・・39
(22) 養育費の受給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・40
(23)面会交流の取り決め・・・・・・41
(24) 面会交流の実施状況・・・・・・・43
(25) 未就学児の保育・・・・・・・・・・・・・44
(26) 小学生の平日の過ごし方・・・・・・・・・・・44
(27) 福祉関係制度の認知度・利用状況・・・・・・・・・・・・45
(28)子どもに関する悩み47
(29) 困っていること・・・・・・・・・・・・48
(30) 相談相手・・・・・・・・・・・48
(31) 子どもの進学をどこまで望むか・・・・・・・・・49
(32) 母親の最終学歴・・・・・・・50

■父子世帯

(1) 父親の年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)子どもの数及び就学状況・・・・・・・52
(3)同居している人数(父親本人と子どもを除く)53
(4) 父子世帯になった当時の父親の年齢・・・・・・・・54
(5) 父子世帯になった理由・・・・・・・55
(6) 住居の状況・・・・・・・・・56
(7) 公営住宅の入居希望・・・・・・・56
(8) 各種資格等の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・57
(9) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用状況・・・・・・・58
(10) 父子世帯になる前と現在の就業形態・・・・・・・59
(11) 転職・就職に関する相談・・・・・・・・61
(12) 現在の職業・・・・・・・・・・62
(13) 勤務先の規模・・・・・・・・・・・62
(14) 帰宅時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
(15) 転職の希望と理由・・・・・・・・・・・・・・・・・63
(16) 副業の状況・・・・・・・・・・64
(17) 不就業者の就職・・・・・・・・・・・・・・65
(18) 就労収入状況・・・・・・・・・・・66
(19) 生活保護、年金、児童扶養手当の受給状況・・・・・・・67
(20) 預貯金及び借金の状況・・・・・・・・・・68
(21) 養育費の取り決め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(22) 養育費の受給状況・・・・・・・70
(23) 面会交流の取り決め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(24) 面会交流の実施状況・・・・・・・73
(25) 未就学児の保育・・・・・・・・・・74
(26) 小学生の平日の過ごし方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(27) 福祉関係制度の認知度・利用状況・・・・・・・75
(28)子どもに関する悩み・・・・・・・77
(29) 困っていること・・・・・・・・78
(30) 相談相手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(31)子どもの進学をどこまで望むか・・・・・・・・・・・79
(32) 父親の最終学歴・・・・・・・・80
寡婦世帯
(1) 寡婦の年齢・・・・・・・・・・・82
(2) 同居している人数 (寡婦本人を除く)82
(3) 寡婦になった理由・・・・・・・・83
(4) 住居の状況・・・・・・・・84
(5) 公営住宅の入居希望・・・・・・・84

(6)各種資格等の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7) 寡婦世帯になる前と現在の就業形態・・・・・・・・・86
(8) 現在の職業・・・・・・・・・・87
(9) 勤務先の規模・・・・・・・・・・・・・・・・87
(10) 帰宅時間・・・・・・・・・・88
(11) 転職の希望と理由・・・・・・・88
(12) 就労収入状況・・・・・・・89
(13) 生活保護、年金、児童扶養手当の受給状況・・・・・・・・90
(14) 預貯金及び借金の状況・・・・・・・91
(15)困っていること・・・・・・・92
(16)相談相手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
▋資料編(調査票等)
(1) 母子世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 父子世帯・・・・・・110
(3)養育者世帯・・・・・・126
(4) 寡婦世帯・・・・・・132
(5)調査職業分類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

調査の概要

□ 調査の概要

1 調査の目的

この調査は県内の母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯(以下「母子世帯等」という。)

3 調査機関

(1) 実施主体

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課(以下「県」という。)

(2) 協力機関

市町村児童福祉主管課(以下「市町村」という。)

4 調査事項

母子世帯等の世帯数、母子世帯等の本人及び世帯の状況、就労・経済の状況、生活・子どもの 状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていることなど。

5 調査期間

平成30年8月1日現在の状況について、平成30年12月14日から平成31年1月15日までの間に調査した。

6 調査方法

(1) 基礎調査(全数調査)

市町村において児童扶養手当受給者台帳(平成 30 年8月1日現在)等の資料から母子世帯等の世帯数等について調査・確認し、県において集計を行った。

(2) 本調査(抽出調査)

ア 基礎調査の結果をもとに、県において調査対象世帯 2,000 世帯を市町村に割り振った。 [調査世帯数]

区分	基礎調査世帯数	調査対象世帯数	比率
母子世帯	11, 301	1, 271	11.2%
父子世帯	1, 205	135	11.2%
養育者世帯	52	6	11.5%
寡婦世帯	5, 255	588	11.2%
合計	17, 813	2,000	11.2%

- イ 市町村は、割り振られた調査対象世帯数に基づき、調査対象世帯を無作為に抽出し、 選定した世帯主氏名及び住所を県に報告した。
- ウ 市町村は、調査対象世帯に対して、調査票を平成30年12月14日(金)までに郵送した。

7 結果の集計

県において、調査対象者から返送のあった調査票に基づき集計した。

8 定義等

(1) 母子世帯等の定義

世帯とは、事実上住居をともにし、事実上生計を一にしている者の集まりで、次の世帯とする。

9 0.							
区分	内容						
□ → III. III.	父のいない児童(満 20 歳未満で未婚者)が、その母によって養育されて						
母子世帯 	いる世帯						
45.7 HLH	母のいない児童(満 20 歳未満で未婚者)が、その父によって養育されて						
父子世帯 	いる世帯						
	父母のいない児童 (満20歳未満で未婚者) が養育者 (父母以外の者) に						
養育者世帯	よって養育されている世帯(父母のいない児童(20 歳未満で未婚の者)						
	のみによって構成されている世帯を含む。)						
	配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として 18 歳未満の者を扶						
寡婦世帯	養していたことのある者						
	(寡婦医療費給付制度等を利用している者)						
	・父(母)が死亡した児童						
	・父母が婚姻を解消した児童						
	・父(母)の生死が明らかでない児童						
父 (母) のいな	・父(母)から1年以上遺棄されている児童						
い児童	・父(母)が精神または身体の障害の状況にあるため、その養育を受け						
	ることができない児童						
	・母が婚姻によらないで懐胎した児童						
	・その他、前各号に準ずる状況にある児童						

(2) 表章記号の規約

計数がない	_	
負数	\triangle	

- (3) 比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%とならないこともある。
- (4) 複数回答可としている項目については、原則として、その項目に対して有効な回答をした 者の数を基準として比率算出を行っているので、比率の合計は100%を超えている。

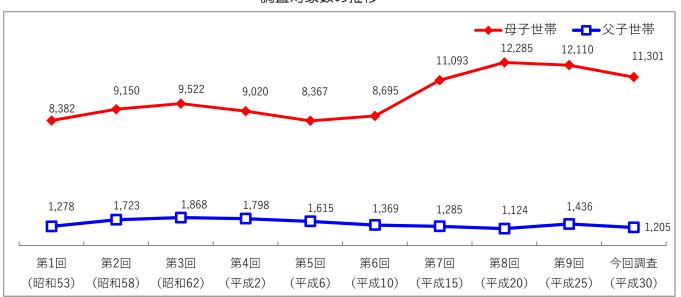
調査結果の概況

□調査結果の概況

平成30年8月1日時点での、児童扶養手当受給者台帳等に基づく母子世帯等の世帯数をまとめると、以下のとおりとなった。

県内の母子世帯は11,301世帯で前回調査から809世帯減少し、父子世帯は1,205世帯で前回調査から231世帯減少した。また、養育者世帯は52世帯で前回調査から15世帯減少し、寡婦世帯は5,255世帯で前回調査から593世帯増加した。

調査対象数の推移



	第1回 (昭和53)		-	第4回 (平成2)	第5回 (平成6)	第6回 (平成10)		第8回		今回調査 (平成30)	前回比		
											増減数	増減率 (%)	
母子世帯	8,382	9,150	9,522	9,020	8,367	8,695	11,093	12,285	12,110	11,301	△ 809	△ 6.7	
父子世帯	1,278	1,723	1,868	1,798	1,615	1,369	1,285	1,124	1,436	1,205	△ 231	△ 16.1	
養育者世帯	_	-	1	-	_	-	199	117	67	52	△ 15	△ 22.4	
寡婦世帯	_	-	-	-	-	_	3,920	4,463	4,662	5,255	593	12.7	
総 数	9,660	10,873	11,390	10,818	9,982	10,064	16,497	17,989	18,275	17,813	286	1.6	

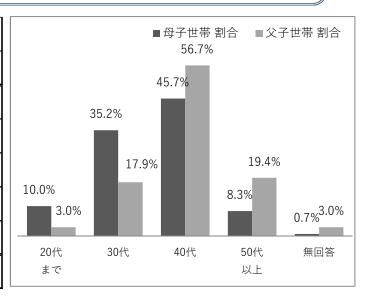
○ 調査対象世帯に対し実際に調査を実施した世帯数及びその回収状況をまとめると、以下のと おりであった。

区分	調査対象世帯数	回収数	回収率
母子世帯	1,271	540	42.5%
父子世帯	135	67	49.6%
養育者世帯	6	3	50.0%
寡婦世帯	588	268	45.6%
合計	2,000	878	46.9% (平均)

〇 調査時点の年齢について

母子世帯・父子世帯ともに「40代」が最も多い。次いで母子世帯は30代が多いのに対し、 父子世帯は50代以上が多くなっている。

	母子	世帯	父子世帯			
	世帯数	割合	世帯数	割合		
20代 まで	54	10.0%	2	3. 0%		
30代	190	35. 2%	12	17. 9%		
40代	247	45. 7%	38	56. 7%		
50代 以上	45	8. 3%	13	19. 4%		
無回答	4	0. 7%	2	3. 0%		
合 計	540	100. 0%	67	100.0%		



○ 子どもの数及び年齢について

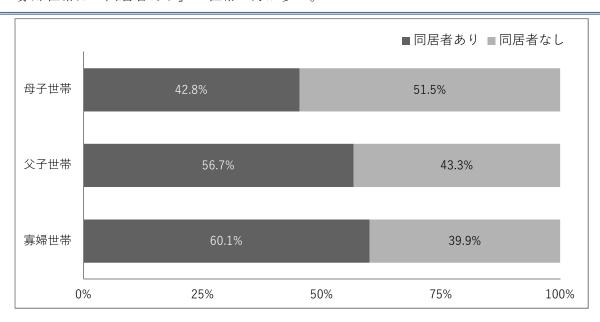
母子世帯、父子世帯ともに、子どもの数は「1人」が最も多く、就学・就労状況別では「小学生」が最も多いが、母子世帯では父子世帯に比べて就学前の子どもを養育している割合が高い。

	Λ	子どもの数別(世帯数)										
区	分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	無回答	総計	
母子	世帯数	307	175	45	5	3	0	0	0	5	540	
世帯	割合	56. 9%	32. 4%	8. 3%	0. 9%	0. 6%	0.0%	0.0%	0.0%	0. 9%	100.0%	
父子	世帯数	32	29	4	2	0	0	0	0	0	67	
世帯	割合	47. 8%	43. 3%	6.0%	3.0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	0.0%	100.0%	

		就学・就労状況別(子ども数)											
区	分	就学前	小学校	中学校	高校	高等 専門 学校	短大	大学	専門 • 各種	就労	その他	無回答	総計
母子	人数	140	289	162	186	3	2	13	11	14	7	5	832
世帯	割合	16.8%	34. 7%	19.5%	22.4%	0.4%	0. 2%	1. 6%	1.3%	1. 7%	0.8%	0.6%	100.0%
父子 世帯	人数	7	34	22	32	0	1	2	3	4	1	4	110
	割合	6. 4%	30.9%	20.0%	29.1%	0.0%	0.9%	1. 8%	2. 7%	3. 6%	0. 9%	3. 6%	100.0%

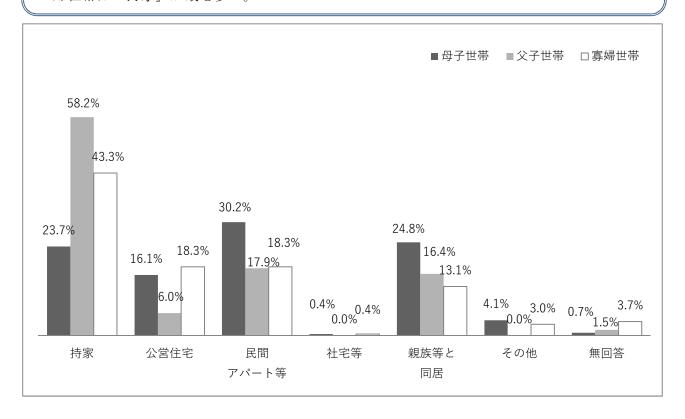
〇 同居者の状況

母子世帯は「同居者なし」の世帯が「同居者あり」の世帯を上回っているが、父子世帯と 寡婦世帯は「同居者あり」の世帯の方が多い。



〇 住居の状況

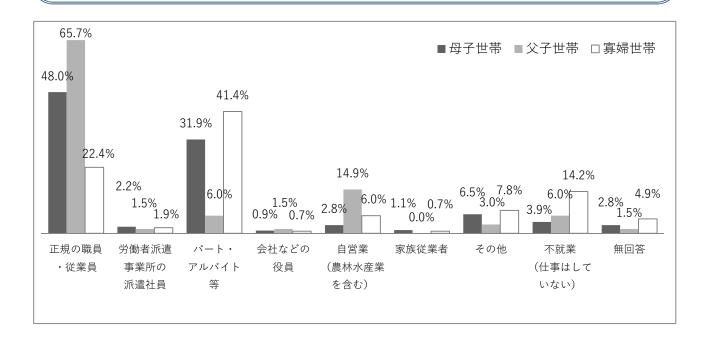
母子世帯は「民間アパート等」、「親族等と同居」の順に多くなっているが、父子世帯と寡婦世帯は「持家」が最も多い。



〇 就労の状況

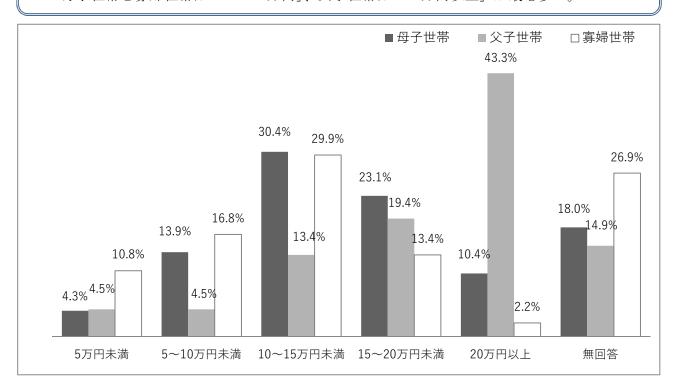
母子世帯・父子世帯ともに「正規の職員・従業員」が最も多いが、寡婦世帯は「パート・アルバイト等」が最も多い。

「正規の職員・従業員」の割合は、母子世帯より父子世帯の方が多い。



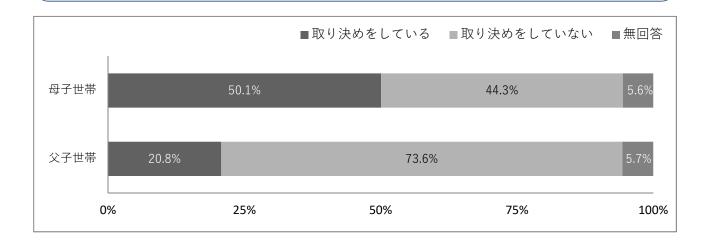
本人の月平均就労収入

母子世帯と寡婦世帯は「10~15万円」、父子世帯は「20万円以上」が最も多い。



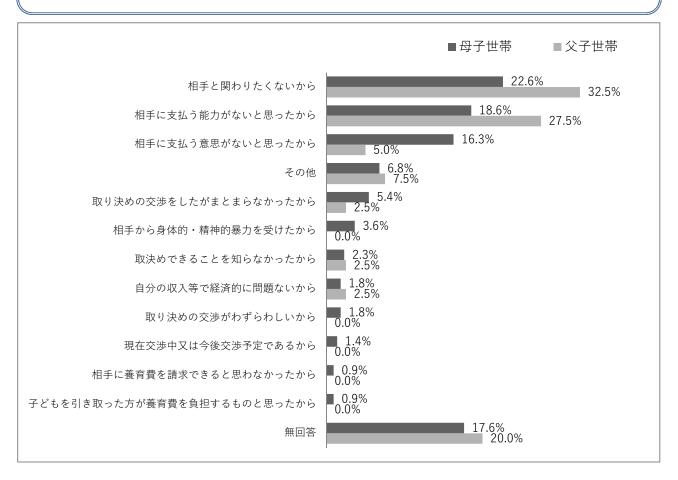
〇 養育費の取り決めの状況

「取り決めをしていない」が母子世帯44.3%、父子世帯73.6%となっており、取り決めをしていない世帯は、母子世帯より父子世帯の方が多い。



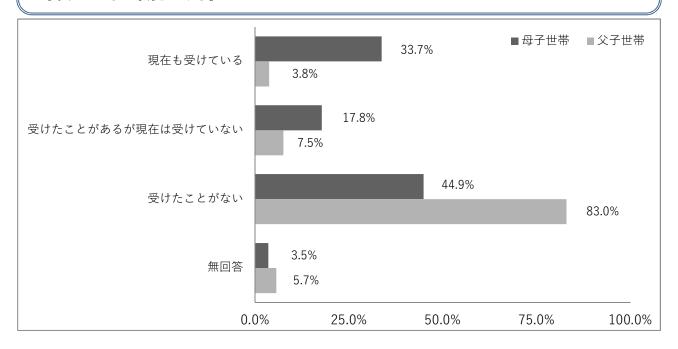
〇 取り決めをしていない理由

母子世帯・父子世帯ともに、「相手と関わりたくないから」、「相手に支払う能力がないと 思ったから」の順となっている。



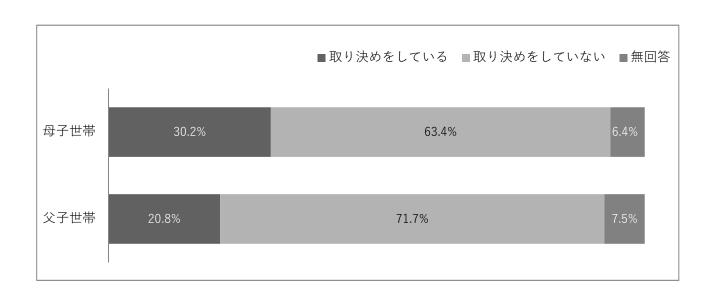
〇 養育費の受給状況

養育費を現在も受けているのは、母子世帯が33.7%、父子世帯は3.8%で、多くの世帯が 受けていない状況にある。



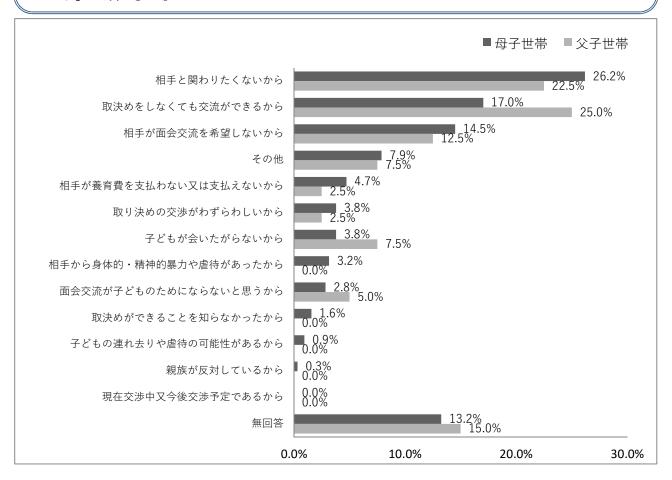
〇 面会交流の取り決めの状況

「取り決めをしていない」が母子世帯63.4%、父子世帯71.7%となっており、取り決めをしていない世帯は、母子世帯より父子世帯の方が多い。



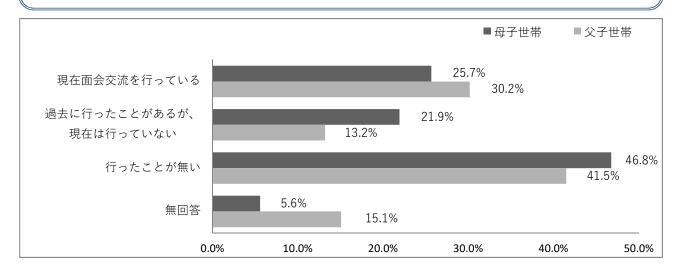
〇 取り決めをしていない理由

母子世帯は「相手と関わりたくないから」、「取り決めをしなくても交流ができるから」の順に多く、父子世帯は「取り決めをしなくても交流ができるから」、「相手と関わりたくないから」の順に多い。



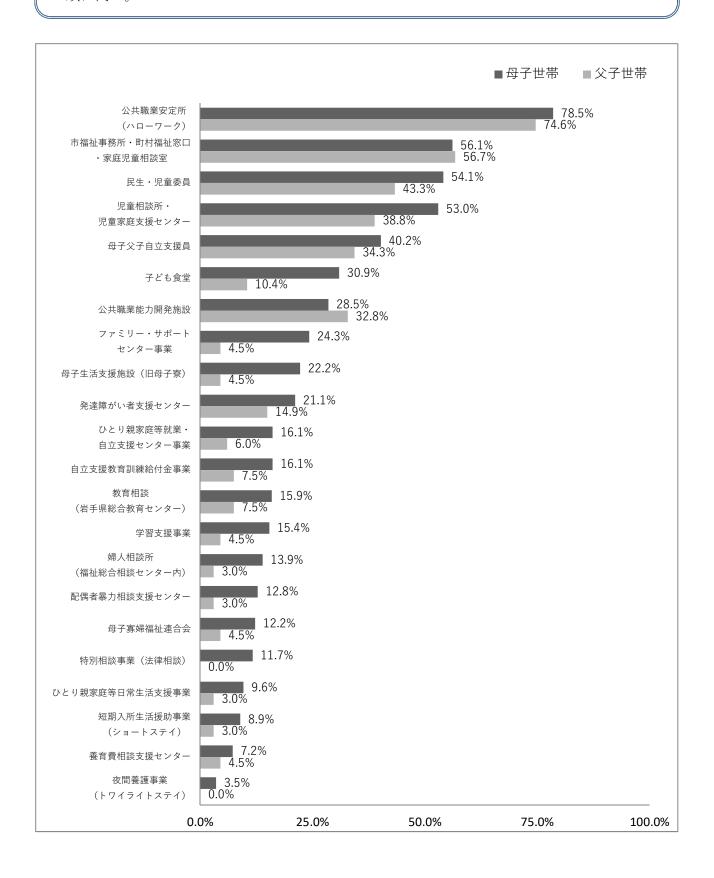
〇 面会交流の実施状況

面会交流を現在も実施しているのは、母子世帯が25.7%、父子世帯は30.2%で、多くの世帯が行っていない状況にある。



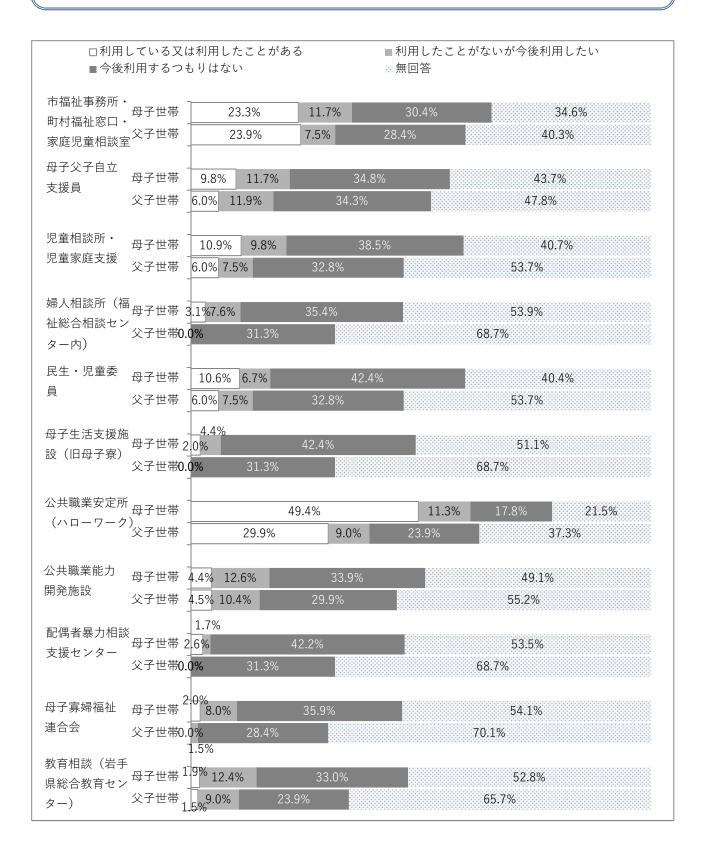
福祉関係制度の認知度

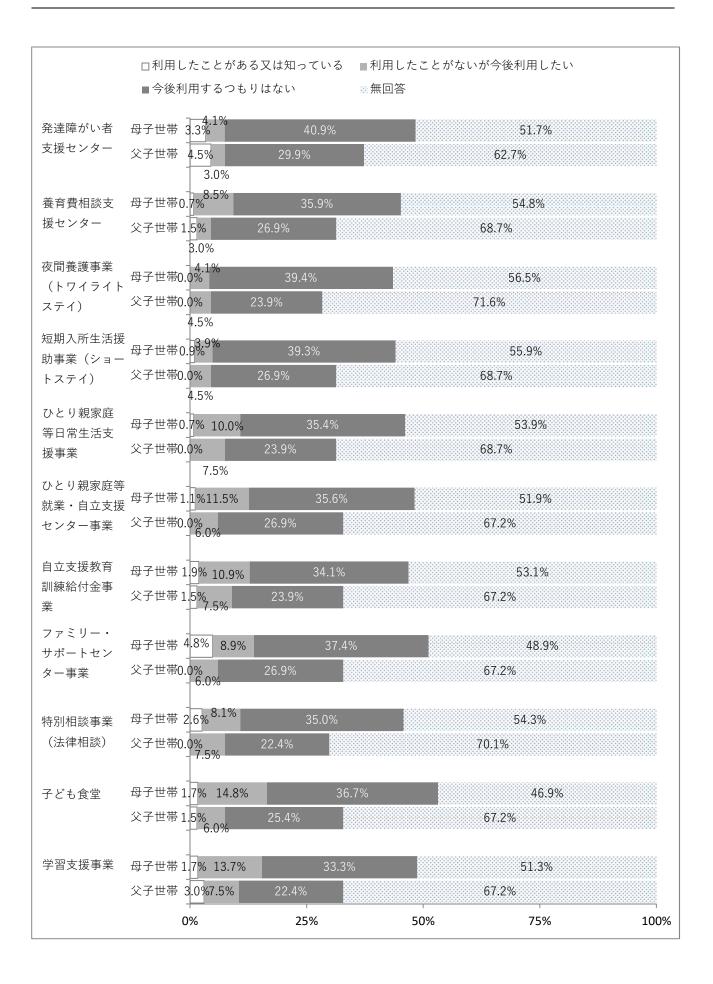
母子世帯・父子世帯ともに「公共職業安定所」、「市町村福祉窓口」、「民生・児童委員」の順に高い。



〇 福祉関係制度の利用状況

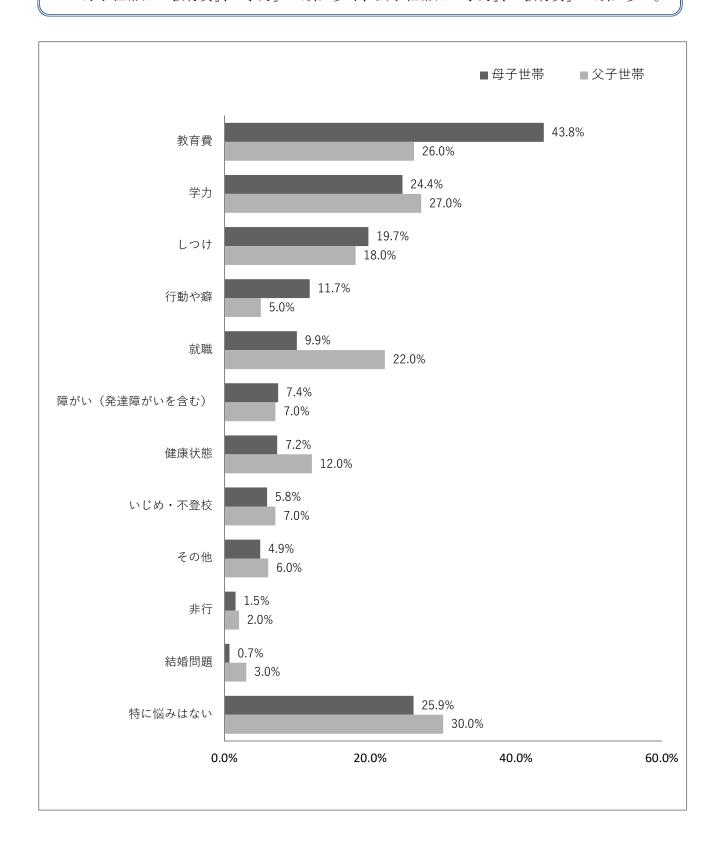
母子世帯・父子世帯ともに「公共職業安定所」の利用度が高いが、日常生活支援事業など の福祉制度の利用度が低い。





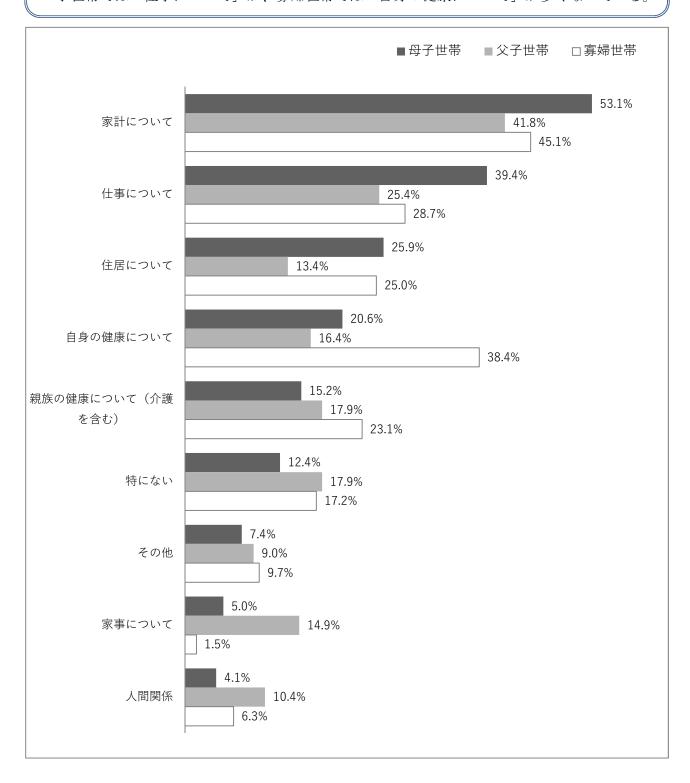
〇 子どもに関する悩み

母子世帯は「教育費」、「学力」の順に多く、父子世帯は「学力」、「教育費」の順に多い。



〇 困っていること

母子世帯・父子世帯・寡婦世帯ともに「家計について」が最も多く、次いで母子世帯・父子世帯では「仕事について」が、寡婦世帯では「自身の健康について」が多くなっている。

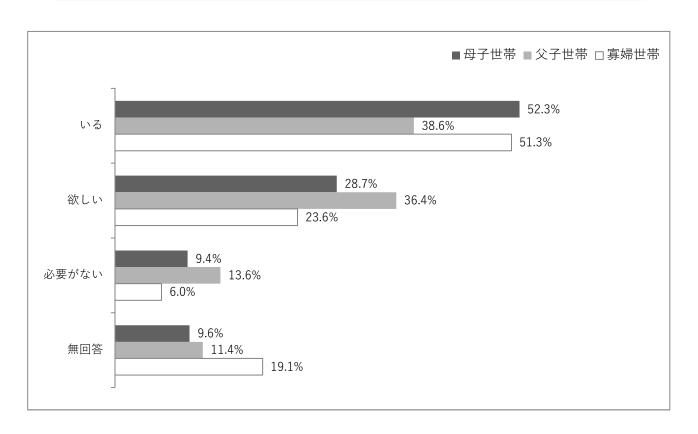


〇 相談相手

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯のいずれも、「相談相手がいる」と答えた割合が、前回調査時から減少しており、特に母子世帯では、22.7ポイントも減少した。

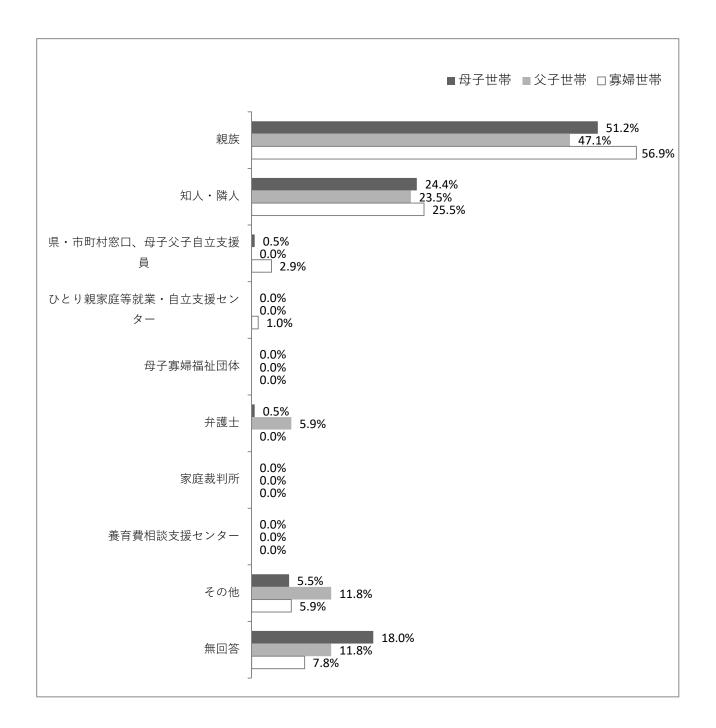
母子世帯と寡婦世帯は「相談相手がいる」が5割以上であるが、父子世帯は4割以下となっている。

相談相手は、「親族」、「知人・隣人」といった身近な人が圧倒的に多い。



○前回調査との比較

H25	いる	欲しい	必要がない	無回答
母子世帯	75. 0%	17. 7%	5. 5%	1. 9%
父子世帯	46.0%	34.5%	14. 9%	4. 6%
寡婦世帯	66.4%	19.0%	10.0%	4. 5%
H30	いる	欲しい	必要がない	無回答
母子世帯	52. 3%	28. 7%	9.4%	9.6%
父子世帯	38.6%	36.4%	13.6%	11. 4%
寡婦世帯	51. 3%	23.6%	6.0%	19.1%
H25→H30	いる	欲しい	必要がない	無回答
母子世帯	△22.7	11.0	3.9	7. 8
父子世帯	△7.3	1.9	△1.3	6.8
寡婦世帯	△15.2	4. 6	△4.0	14. 6



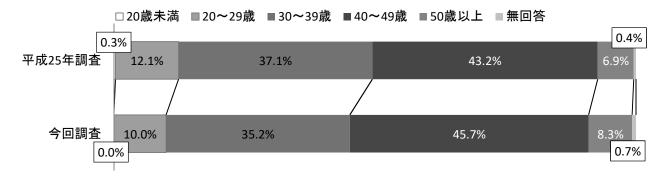
母子世帯

□ 母子世帯

(1) 母親の年齢

母親の年齢は、「 $40\sim49$ 歳」(45.7%)が最も多く、次いで「 $30\sim39$ 歳」(35.2%)となり、30歳から40歳代が8割を占めている。

母親の年齢の推移



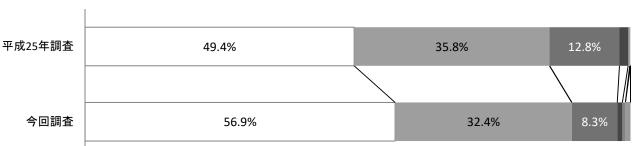
区分	母親の年齢						
	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	無回答	計
平成25年	2	84	258	300	48	3	695
調査	0. 3%	12.1%	37. 1%	43. 2%	6. 9%	0. 4%	100.0%
人 同細本	0	54	190	247	45	4	540
今回調査	0.0%	10.0%	35. 2%	45. 7%	8.3%	0. 7%	100.0%
割合比較	-0.3%	-2.1%	-1.9%	2.6%	1.4%	0. 3%	-

(2) 子どもの数及び就学状況

子どもの数は「1人」(56.9%)が最も多く、前回の調査に比べ7.5ポイント増加している。次いで「2人」が32.4%となり、前回調査に比べ3.4ポイント減少している。

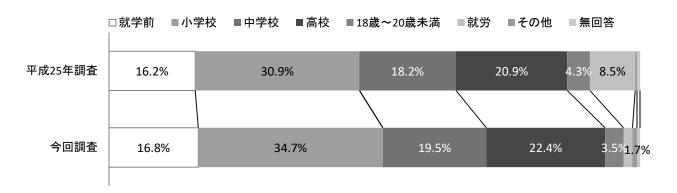
子どもの就学の状況は、中学生以下で7割以上を占めている状況である。前回の調査に比べ「小学生」が3.8ポイント、「中学生」が1.3ポイント、「高校生」が1.4ポイント増加している。

1世帯当たりの子どもの人数の推移



□1人 ■2人 ■3人 ■4人 ■5人 ■6人 ■無回答

就学状況等別子ども数の推移



	就学状況等別子どもの人数								
区分	就学前	小学校	中学校	高校	18歳~20 歳未満	就労	その他	無回答	計
平成25年	190	362	213	245	50	100	4	7	1, 171
調査	16. 2%	30.9%	18. 2%	20. 9%	4. 3%	8. 5%	0.3%	0.6%	100.0%
△□□★	140	289	162	186	29	14	7	5	832
今回調査	16.8%	34. 7%	19.5%	22. 4%	3.5%	1. 7%	0.8%	0.6%	100.0%
割合比較	0.6%	3.8%	1. 3%	1.4%	-0.8%	-6. 9%	0.5%	0.0%	_

(3) 同居している人数(母親本人と子どもを除く)

世帯の構成は「母親と子どものみの世帯」が51.5%、「同居者ありの世帯」が42.8%となった。また、世帯の構成人数(同居者の人数)は、母親本人の「父母」については「2人」が最も多く150世帯となっており、「兄弟姉妹」については「1人」が最も多く55世帯、「祖父母」でも「1人」が36世帯と最も多い。

世帯の構成

□母親と子どものみの世帯 ■同居者ありの世帯

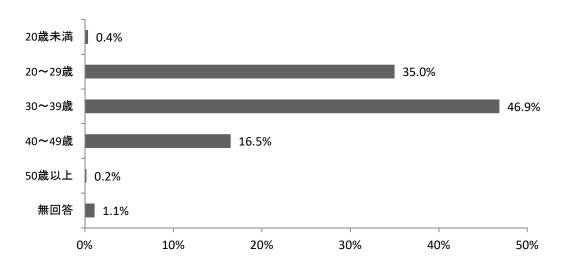
51.5%	42.8%

区分	「同居者あり」の世帯の構成								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	合計		
42 D	81	150	0	0	0	0	231		
父母	35. 1%	64. 9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
兄弟姉妹	55	4	2	0	0	0	61		
	90.2%	6.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
祖父母	36	10	0	0	0	0	46		
祖父母	78.3%	21.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
その他	33	4	3	0	0	0	40		
-C 07 11E	82.5%	10.0%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		

(4) 母子世帯になった当時の母親の年齢

当時の母親の年齢は「30~39歳」(46.9%) が最も多く、次いで「20~29歳」(35.0%) となった。前回の調査に比べ「20~29歳」は2.0ポイント、「30~39歳」は1.5ポイント減少した。

母子世帯となった当時の母親の年齢

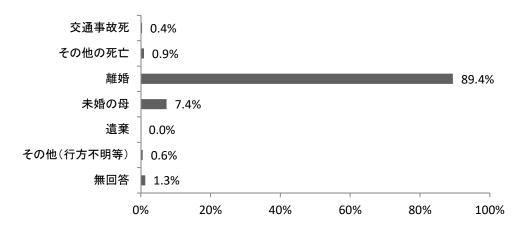


区分	母子世帯になった当時の年齢								
	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	無回答	総計		
平成25年	9	257	336	83	6	4	695		
調査	1. 3%	37. 0%	48.3%	11. 9%	0.9%	0.6%	100.0%		
人 同	2	189	253	89	1	6	540		
今回調査	0. 4%	35.0%	46.9%	16. 5%	0. 2%	1. 1%	100.0%		
割合比較	-0.9%	-2.0%	-1.5%	4. 5%	-0.7%	0. 5%	_		

(5) 母子世帯になった理由

「離婚」(89.4%) が最も多く、次いで「未婚の母」(7.4%) の順となっている。

母子世帯になった理由

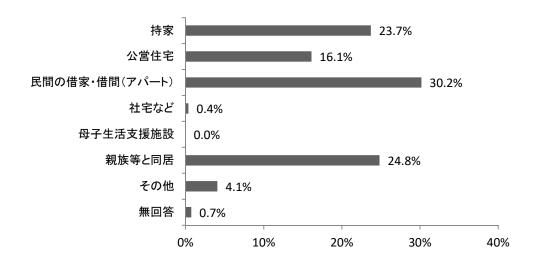


- 0	母子世帯になった理由								
区分	交通事故死	その他の死亡	離婚	未婚の母	遺棄	その他 (行方不明等)	無回答	総計	
平成25年		8	608	53	0	21	5	695	
調査	0.0%	1. 2%	87.5%	7. 6%	0.0%	3.0%	0. 7%	100.0%	
公司	2	5	483	40	0	3	7	540	
今回調査	0.4%	0.9%	89.4%	7. 4%	0.0%	0.6%	1.3%	100.0%	
割合比較	0.4%	-0. 2%	2.0%	-0. 2%	0.0%	-2.5%	0.6%	-	

(6) 住居の状況

「民間の借家・借間 (アパート)」(30.2%)、「親族等と同居」(24.8%) の順に多くなっている。

現在の住居

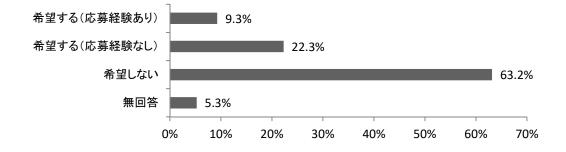


	住宅の状況								
区分	持家	公営住宅	民間の借 家・借間 (アパート)	社宅など	母子生活 支援施設	親族等と 同居	その他	無回答	総計
平成25年	49	94	211	3	0	296	41	1	695
調査	7. 1%	13.5%	30.4%	0.4%	0.0%	42.6%	5. 9%	0.1%	100.0%
公司 田本	128	87	163	2	0	134	22	4	540
今回調査	23. 7%	16. 1%	30. 2%	0.4%	0.0%	24. 8%	4. 1%	0. 7%	100.0%
割合比較	16.7%	2. 6%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-17. 8%	-1.8%	0.6%	_

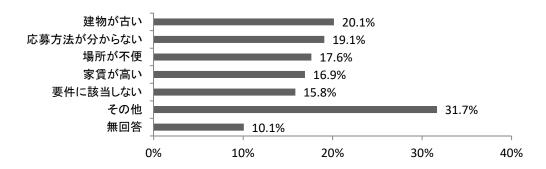
(7) 公営住宅の入居希望

「希望する(応募経験あり)」(9.3%)、「希望する(応募経験なし)」(22.3%)、「希望しない」(63.2%)であり、希望しているにもかかわらず応募したことのない人及び希望しない人の理由は、「建物が古い」(20.1%)、「応募方法が分からない」(19.1%)の順に多くなった。

公営住宅の入居希望



公営住宅を希望しない、応募しない理由



(8) 各種資格等の有無

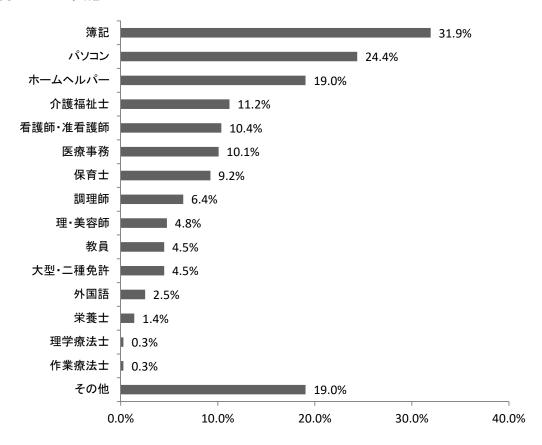
66.1%の母親が資格を有している。「簿記」(31.9%) が最も多く、次いで「パソコン」(24.4%)、「ホームヘルパー」(19.0%)、「介護福祉士」(11.2%) 等となっている。

各種資格の有無

□有り ■無し ■無回答

66.1% 31.3% 2.6%	66.1%	
------------------	-------	--

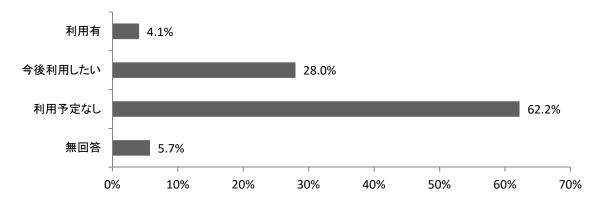
持っている資格



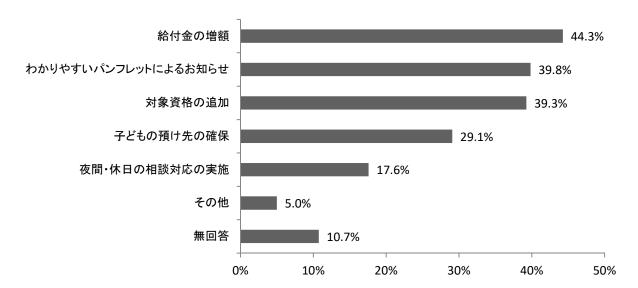
(9) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用状況

当該事業を利用したことがある母親は4.1%、今後利用を希望する母親は28.0%であった。今後利用しやすくするための方策については、「給付金の増額」(44.3%)、「わかりやすいパンフレットのお知らせ」(39.8%)、「対象資格の追加」(39.3%)の順となっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の利用予定



どのような制度であれば利用しやすくなるか



(10) 母子世帯になる前と現在の就業形態

母子世帯になったことを契機に33.9%が転職、27.6%が就職していた。

転職の理由としては「収入が良くない」(58.6%)が最も多く、次いで「職場環境になじめない」(30.4%)、「労働時間が合わない」(23.0%)、「勤め先が自宅から遠い」(18.8%)の順となった。

就業形態については、母子世帯になる前は「パート・アルバイト等」(38.0%) が最も多かったが、母子世帯になった後は「正規の職員・従業員」(48.0%) が最も多くなっている。

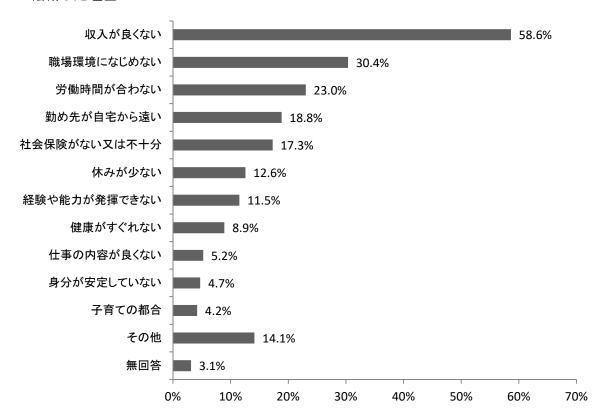
また、「不就業」は母子世帯になる前は17.0%であったが、母子世帯になった後は3.9%に減少している。

転職の状況

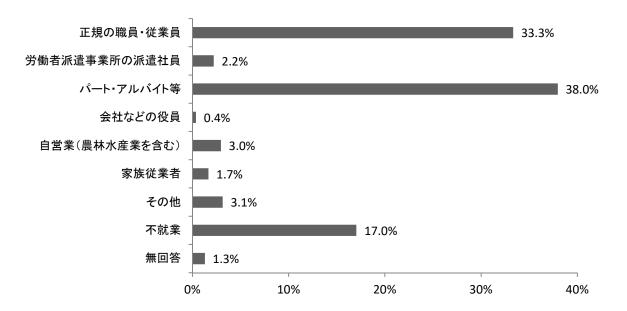


33.9%	27.6%	31.9%	6.7%
-------	-------	-------	------

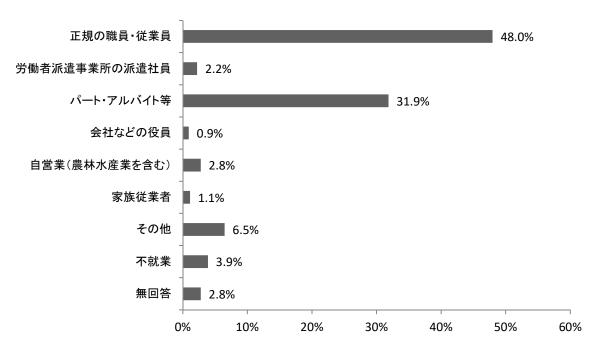
転職した理由



母子世帯になる前の就業形態



現在の就業形態



(11) 転職・就職に関する相談

転職や就職の際、誰かに相談をした母親は59.1%となっている。

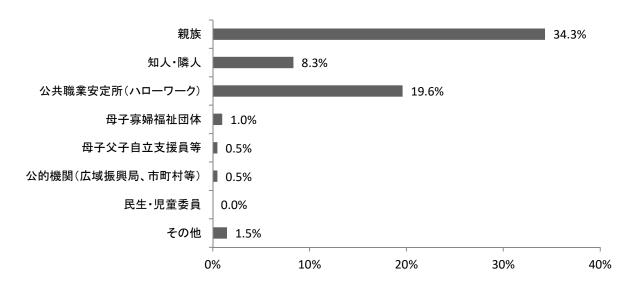
相談の相手先としては、「親族」(34.3%)、「公共職業安定所」(19.6%)、「知人・隣人」(8.3%)の順となっている。

転職・就職に関する相談

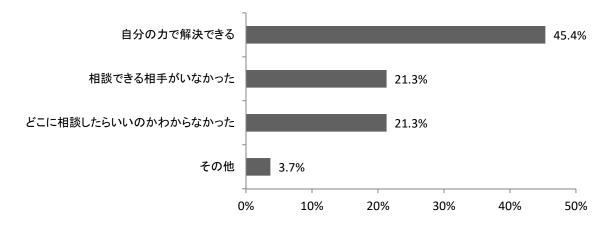
□相談した ■しなかった ■無回答

59.1%	31.3%	9.6%

転職・就職に関する相談相手



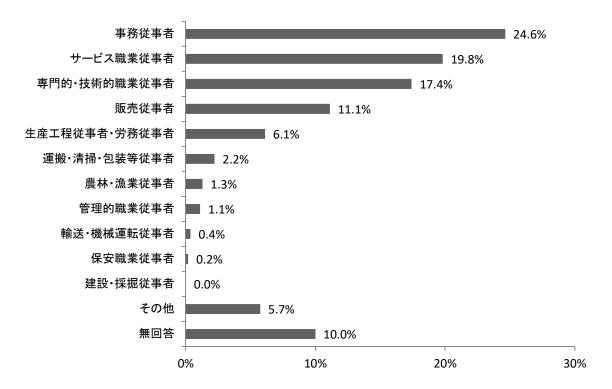
転職・就職に関する相談をしない理由



(12) 現在の職業

現在の職業は、「事務従事者」(24.6%)、「サービス職業従事者」(19.8%)、看護師や介護福祉 士などの「専門的・技術的職業従事者」(17.4%)の順となっている。

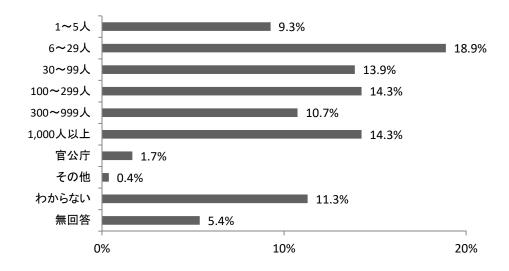
現在の職業



(13) 勤務先の規模

勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模(従業員の数)について、最も多かったのが「6~29人」(18.9%)、次いで「100~299人」(14.3%)、「1,000人以上」(14.3%)となっている。

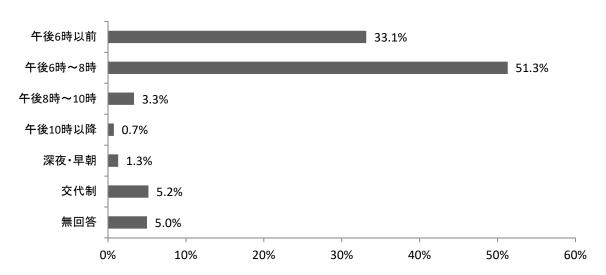
勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模



(14) 帰宅時間

帰宅時間(自営業の場合は終業する時間)は「午後6時~8時」(51.3%)が最も多く、次いで「午後6時以前」(33.1%)、「交代制勤務などで一定しない」(5.2%)の順となっている。

帰宅時間



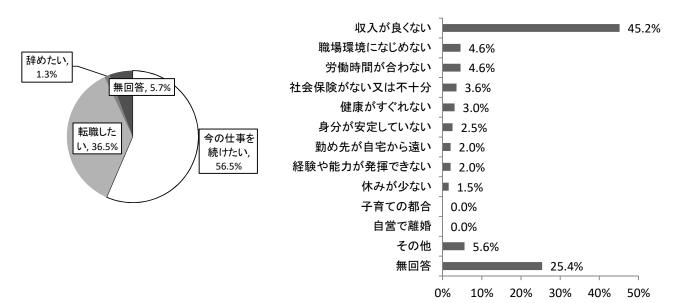
(15) 転職の希望と理由

現在就業している世帯のうち、「転職の希望あり」(36.5%)の理由として、最も多いのは「収入が良くない」(45.2%)となり、次いで「職場環境になじめない」(4.6%)、「労働時間が合わない」(4.6%)、「社会保険がないまたは不十分」、(3.6%)となった。

一方で、56.5%は「転職の希望なし」と回答している。

転職の希望

仕事を変えたい理由

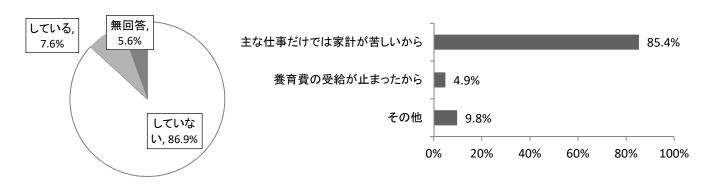


(16) 副業の状況

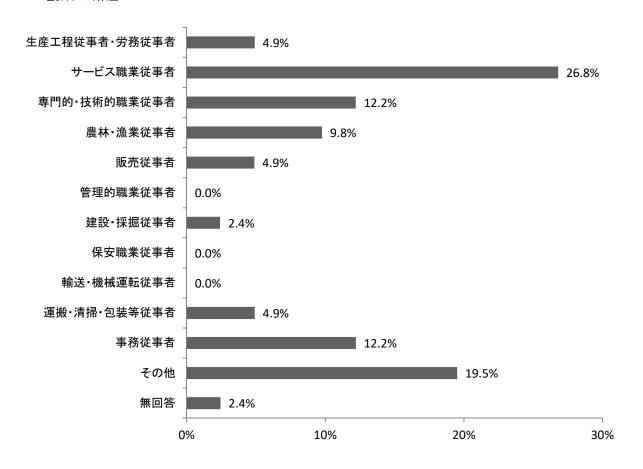
副業をしている母親は7.6%であり、その理由として最も多いのは「主な仕事だけでは家計が苦しいから」(85.4%)となっている。

副業の職種は、「サービス職業従事者」(26.8%)が最も多い。

副業の有無 副業を行う理由



副業の職種

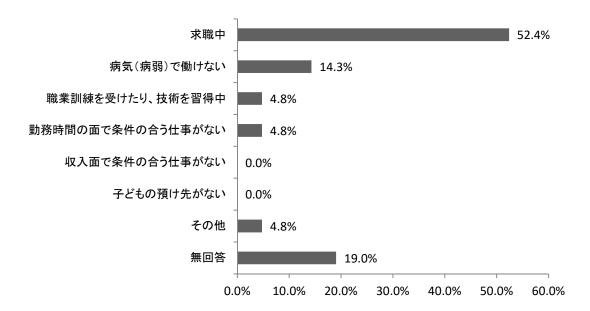


(17) 不就業者の就職

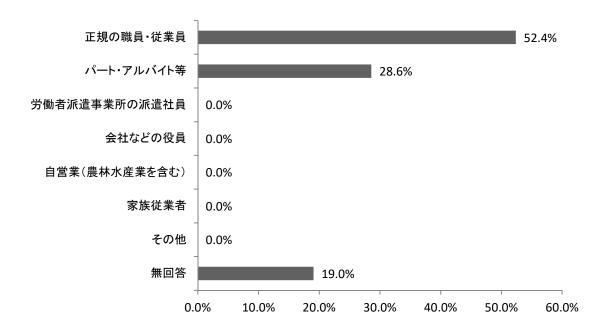
不就業者の約半数が求職中であり、次いで、就職しない理由として「病気(病弱)で働けない」 (14.3%)が多い。

また、今後の就業形態の希望としては「正社員として就職したい」(52.4%)が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(28.6%)となっている。

就職していない (就業できない) 理由



今後の就業形態の希望



(18) 就労収入状況

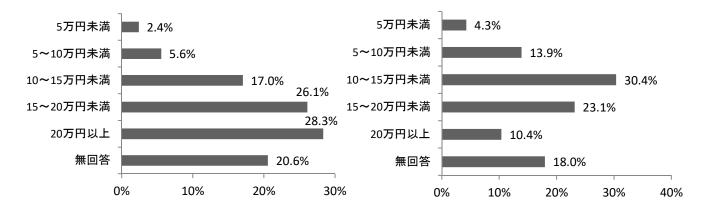
世帯の月平均総収入は「20万円以上」(28.3%)が最も多く、次いで「15~20万円未満」(26.1%)、「10~15万円未満」(17.0%)となっている。

また、本人の月平均就労収入は「10~15万円未満」(30.4%) が最も多く、次いで「15~20万円未満」(23.1%)、「5~10万円未満」(13.9%) となっている。

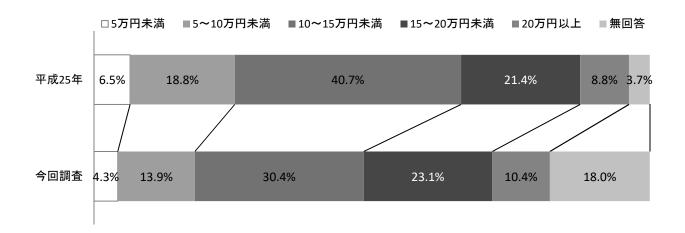
(月平均総収入はいずれも生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就 労収入、養育費、仕送り、家賃・地代の収入等を含む。)

平成29年分の世帯の月平均総収入

平成29年分の本人の月平均就労収入



本人の月平均就労収入の推移



区分		本人の月平均就労収入										
巨力	5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20万円以上	無回答	総計					
平成25年	45	131	283	149	61	26	695					
調査	6. 5%	18.8%	40. 7%	21.4%	8.8%	3. 7%	100.0%					
人 同細本	23	75	164	125	56	97	540					
今回調査	4. 3%	13. 9%	30.4%	23. 1%	10.4%	18. 0%	100.0%					
割合比較	-2. 2%	-5.0%	-10.3%	1. 7%	1.6%	14. 2%	_					

(19) 生活保護、年金、児童扶養手当の受給状況

生活保護を受給している母親は2.4%、年金を受給している母親は6.7%なのに対し、児童扶養手当は72.6%の母親が受給している。

生活保護の受給

□受給している ■受給していない・無回答

2.4%	97.6%

年金の受給

□受給している ■受給していない・無回答

6.7%	93.3%
0.770	55.5%

児童扶養手当の受給

□受給している ■受給していない・無回答

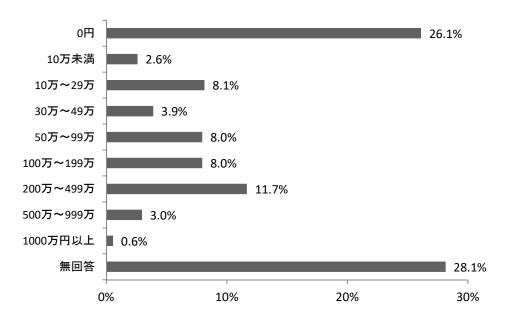
72.6%	27.4%

(20) 預貯金及び借金の状況

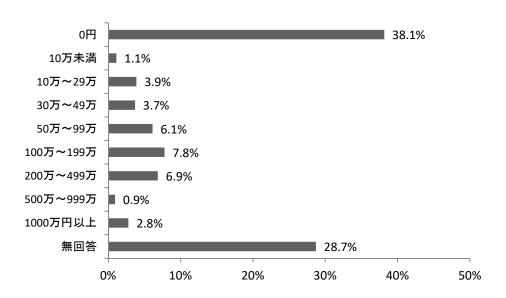
預貯金については、無しが26.1%と最も多く、次いで「200万円~499万円」(11.7%)、「10万円~29万円」(8.1%)の順に多い。

借金については、無しが38.1%と最も多く、次いで「100万円~199万円」(7.8%)、「200万円~499万円」(6.9%)の順に多い。

預貯金の状況



借金の状況

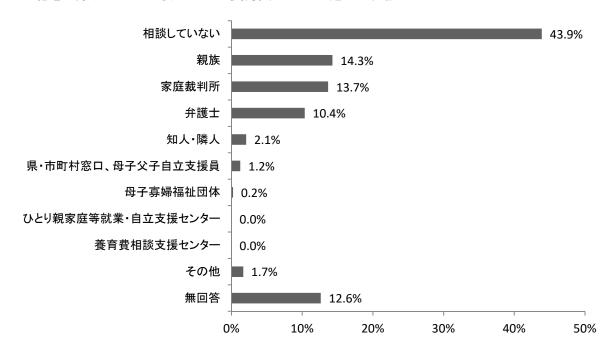


(21) 養育費の取り決め

協議離婚等の際の養育費については、43.9%が「相談していない」と回答している。相談している場合の相談相手としては、「親族」(14.3%)、「家庭裁判所」(13.7%)の順となった。

また、取り決めについては、約半数が「取り決めをしている」(50.1%)と回答している。取り決めをしていない理由は「相手と関わりたくないから」(22.6%)が最も多い。

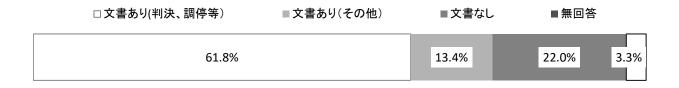
離婚の際またはその後子どもの養育費のことで誰かに相談したか



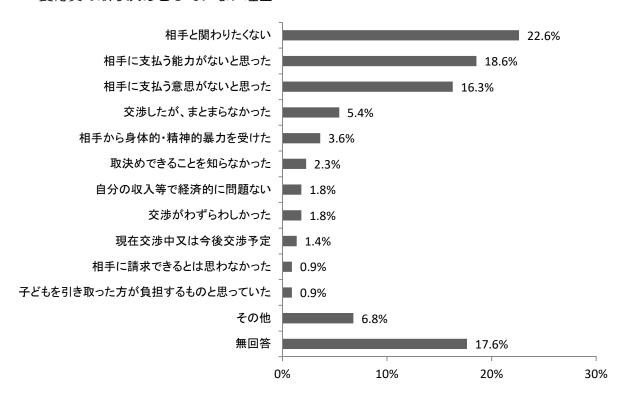
取り決めの状況



取り決めの方法



養育費の取り決めをしていない理由

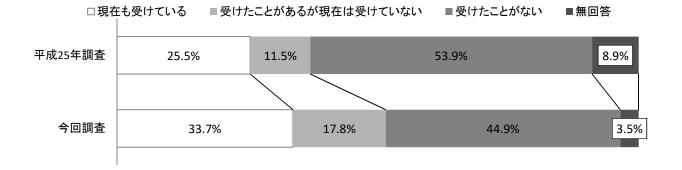


(22) 養育費の受給状況

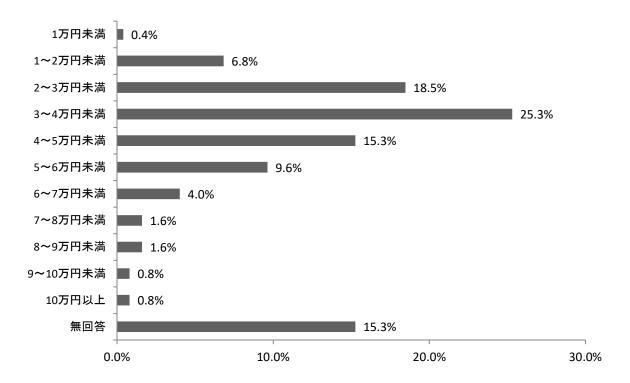
養育費の受給について、約半数が「受けたことがない」(44.9%) と回答している。次いで、「現在も受けている」(33.7%)、「受けたことがあるが現在は受けていない」(17.8%) の順となった。

前回の調査に比べ、「現在も受けている」が8.2ポイント増加した。

離婚した夫からの養育費の受給状況



離婚した夫からの養育費の受給状況

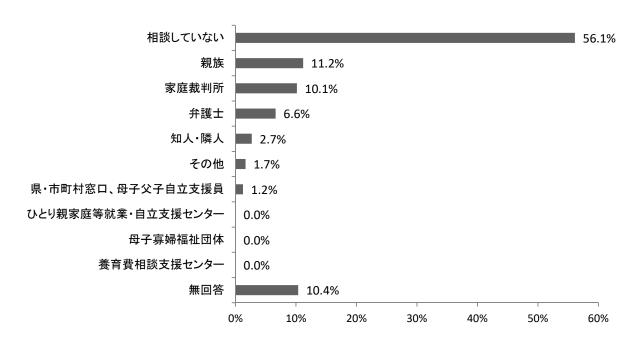


(23) 面会交流の取り決め

面会交流については、56.1%が「相談していない」と回答している。相談している場合の相談相手としては、「親族」(11.2%)、「家庭裁判所」(10.1%)の順となった。

また、取り決めについては、約3分の1が「取り決めをしている」(30.2%)と回答している。 取り決めをしていない理由は「相手と関わりたくないから」(26.2%)が最も多い。

面会交流のことで誰かに相談したか



取り決めの状況

□取り決めをしている ■取り決めをしていない ■無回答

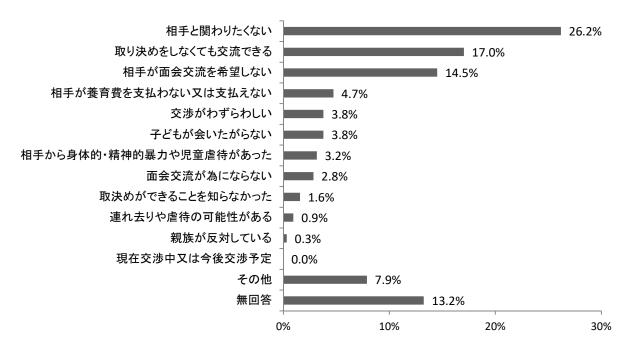
30.2%	63.4%	5.4%
-------	-------	------

取り決めの方法

□文書あり(判決、調停等) ■文書あり(その他) ■文書なし ■無回答

59.2%	11.6%	23.1%	6.1%

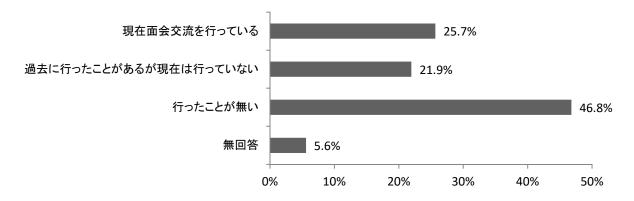
面会交流の取り決めをしていない理由



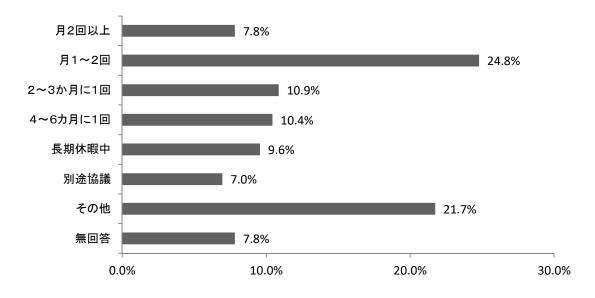
(24) 面会交流の実施状況

現在面会交流を実施しているのは25.7%、行ったことがない人は46.8%となっている。 面会交流を行ったことがない人について、面会交流の希望状況は、「面会交流を行いたくない」 が87.2%となっている。

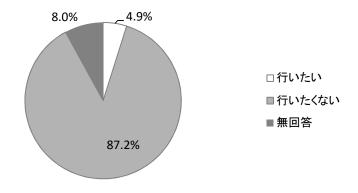
面会交流の実施状況



面会交流を行っている、過去に行ったことがある人の頻度



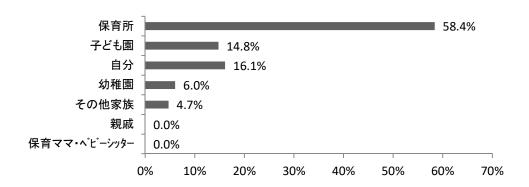
面会交流の希望



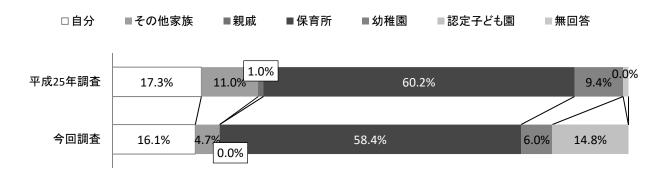
(25) 未就学児の保育

「保育所」(58.4%) が最も多く、次いで「自分」(16.1%)、「認定こども園」(14.8%) の順となった。前回の調査でも半数以上(60.2%)が「保育所」と回答したが、今回の調査で1.8ポイント低下した。

未就学児の保育



未就学児の保育の推移

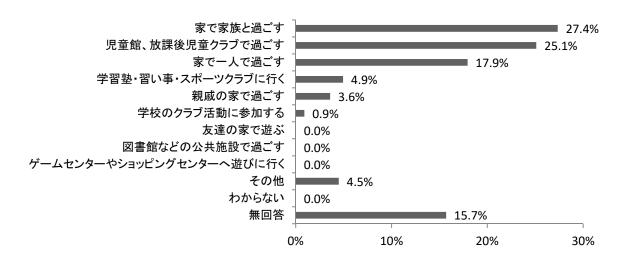


		未就学児の保育について											
区分	自分	その他家族	親戚	保育所	幼稚園	認定子ども園	保育ママ ベビーシッター	無回答	総計				
平成25年	33	21	2	115	18	0	0	2	191				
調査	17.3%	11.0%	1.0%	60. 2%	9.4%	0.0%	0.0%	1.0%	100.0%				
人 同	24	7	0	87	9	22	0	0	149				
今回調査	16.1%	4. 7%	0.0%	58. 4%	6.0%	14.8%	0.0%	0.0%	100.0%				
割合比較	-1.2%	-6.3%	-1.0%	-1.8%	-3.4%	14. 8%	0.0%	-1.0%	_				

(26) 小学生の平日の放課後の過ごし方

「家で家族と過ごす」(27.4%) が最も高く、次いで「児童館、放課後児童クラブで過ごす」(25.1%)、「家で一人で過ごす」(17.9%) の順となっている。

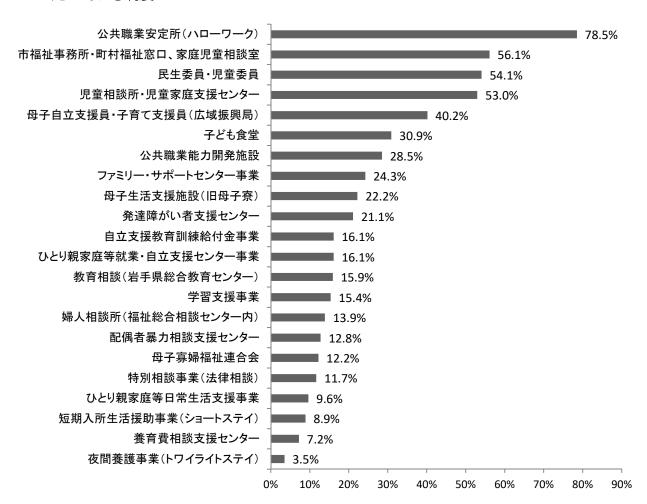
小学生の平日の放課後の過ごし方



(27) 福祉関係制度の認知度・利用状況

「公共職業安定所」(78.5%)の認知度が最も高く、次いで「市福祉事務所・町村福祉窓口・ 家庭児童相談室」(56.1%)、「民生・児童委員」(54.1%)の順となっている。

知っている制度



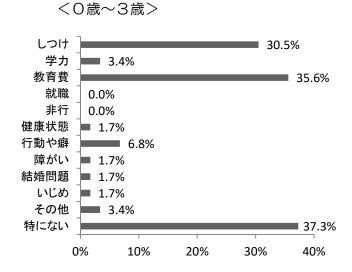
福祉関係制度の利用状況

□利用している、利用したことがある ■今後利用したい ■今後も利用するつもりはない

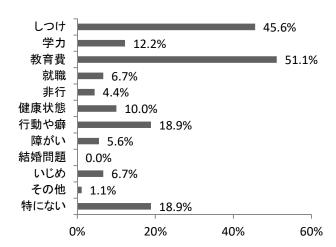
市福祉事務所・町村福祉窓口、家庭児童相談室	23.3%	11.7%	30.4%
母子自立支援員・子育て支援員(広域振興局)	9.8% 11.7%	34.8%	
児童相談所・児童家庭支援センター	10.9% 9.8%	38.5%	
婦人相談所(福祉総合相談センター内)	3.1% 7.6%	35.4%	
民生委員・児童委員	10.6% 6.7%	42.4%	
母子生活支援施設(旧母子寮)2.	0% 4.4%	42.4%	
公共職業安定所(ハローワーク)	49.4%	6 11.39	17.8%
公共職業能力開発施設	4.4% 12.6%	33.9%	
配偶者暴力相談支援センター 2	.6% 1.7%	42.2%	
母子寡婦福祉連合会 2	2.0% 8.0%	35.9%	
教育相談(岩手県総合教育センター) 1	.9% 12.4%	33.0%	
発達障がい者支援センター	3.3% 4.1%	40.9%	
養育費相談支援センター0.		35.9%	
夜間養護事業(トワイライトステイ)		39.4%	
短期入所生活援助事業(ショートステイ)0.	9% 3.9%	39.3%	
ひとり親家庭等日常生活支援事業0.	7% 10.0%	35.4%	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業1	.1% 11.5%	35.6%	
自立支援教育訓練給付金事業 1	.9% 10.9%	34.1%	
ファミリー・サポートセンター事業	4.8% 8.9%	37.4%	
特別相談事業(法律相談)	2.6% 8.1%	35.0%	
子ども食堂 1	.7% 14.8%	36.7%	
学習支援事業 1	.7% 13.7%	33.3%	

(28) 子どもに関する悩み

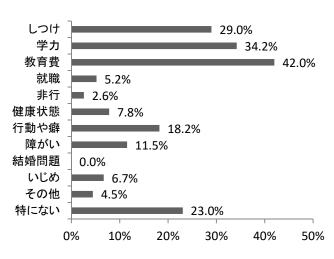
子どもに関する悩みを年齢別にたずねたところ、全ての年齢区分において「教育費」が最も多い。次いで多いのは、6歳までは「しつけ」、7歳から18歳までは「学力」となっている。



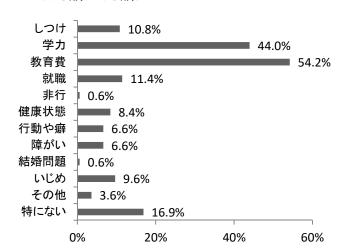




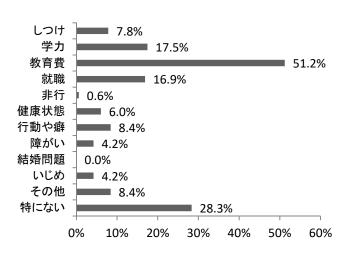
<7歳~12歳>



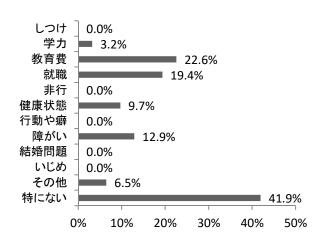
<13歳~15歳>



<16歳~18歳>



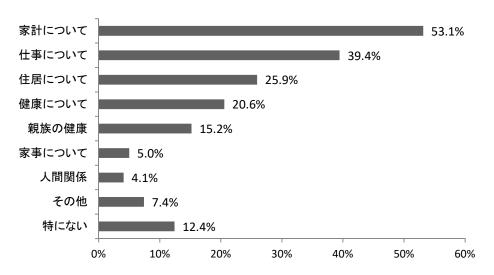
<19歳>



(29) 困っていること

「家計について」(53.1%) が最も多く、次いで「仕事について」(39.4%)、「住居について」(25.9%))、「健康について」(20.6%) の順となっている。

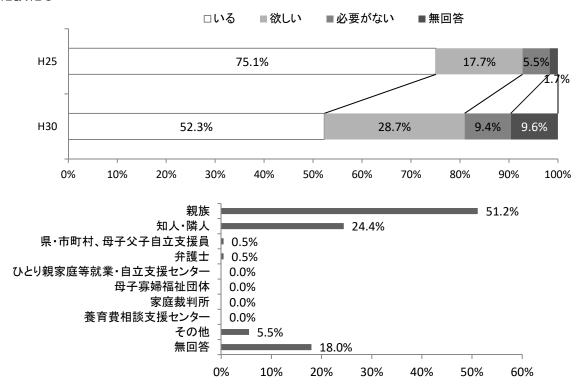
困っていること



(30) 相談相手

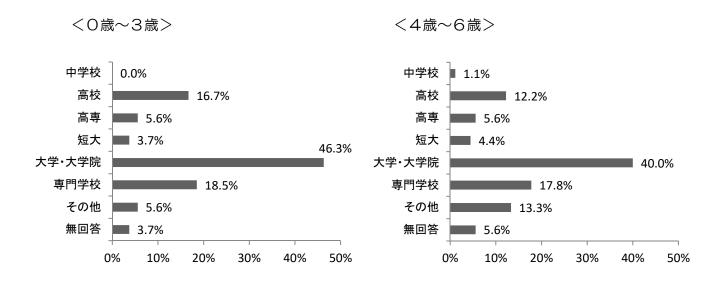
「いる」と回答した世帯は52.3%であった。前回調査時から22.8ポイントも減少している。相談相手は「親族」(51.2%、 \triangle 14.4ポイント)が最も多く、次いで「知人・隣人」(24.4%、 \triangle 15.9 ポイント)となっている。「公的機関(広域振興局、市福祉事務所、町村役場等)」は0.5%となり、1.6ポイント減少した。

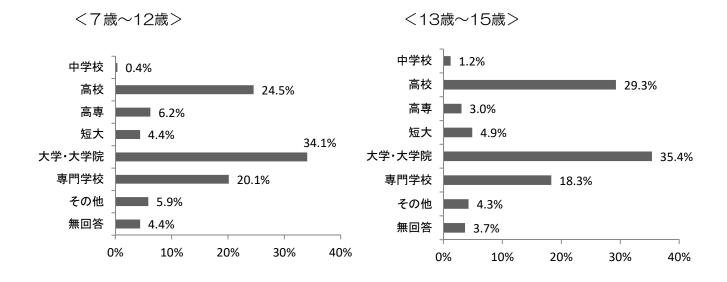
相談相手

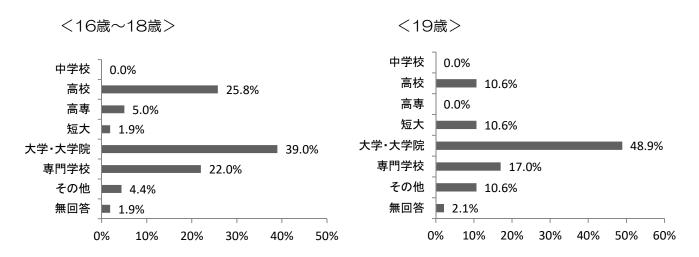


(31) 子どもの進学をどこまで望むか

子どもの進学をどこまで望むか年齢別にたずねたところ、全ての年齢区分において「大学・大学院まで」が最も多くなっている。



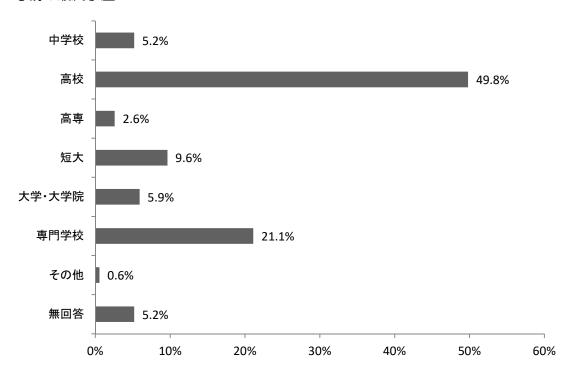




(32) 母親の最終学歴

母親の最終学歴は「高校」(49.8%)、「専門学校」(21.1%)の順となっている。

母親の最終学歴

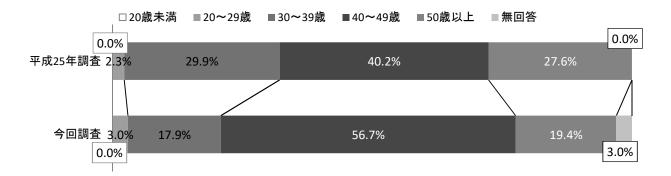


父子世帯

□ 父子世帯

(1) 父親の年齢

父親の年齢は、「40~49歳」(56.7%) が最も多く、次いで「50歳以上」(19.4%) となっている。



父親の年齢の推移

区分	父親の年齢									
	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	無回答	計			
平成25年	0	2	26	35	24	0	87			
調査	0.0%	2.3%	29.9%	40. 2%	27. 6%	0. 0%	100.0%			
人 同細本	0	2	12	38	13	2	67			
今回調査	0.0%	3.0%	17. 9%	56. 7%	19. 4%	3. 0%	100.0%			
割合比較	0.0%	0. 7%	-12.0%	16. 5%	-8. 2%	3. 0%	_			

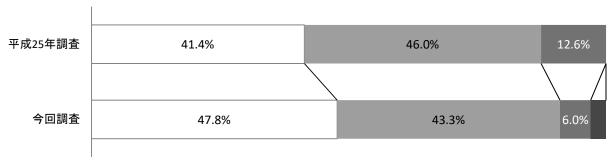
(2) 子どもの数及び就学状況

子どもの数は「1人」(47.8%) が最も多く、前回の調査に比べ6.4ポイント増加している。次いで「2人」が43.3%となり、前回調査に比べ2.7ポイント減少している。

子どもの就学の状況は、中学生以下で5割以上を占めている。前回の調査に比べ「小学生」が2.1ポイント増加、「中学生」が6.2ポイント減少、「高校生」が5.6ポイント増加している。

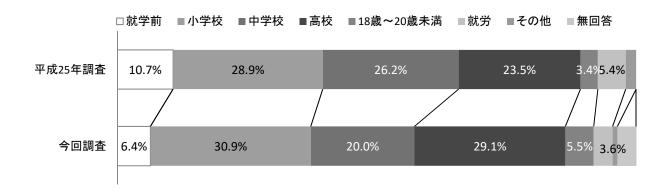
1世帯当たりの子どもの人数の推移

□1人 ■2人 ■3人 ■4人 ■5人 ■6人 ■無回答



区分		1 世帯当たりの子どもの人数										
区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答	計				
平成25年	36	40	11	0	0	0	0	87				
調査	41.4%	46.0%	12. 6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				
人 同	32	29	4	2	0	0	0	67				
今回調査	47. 8%	43.3%	6. 0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				
割合比較	6.4%	-2. 7%	-6. 7%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	_				

就学状況等別子ども数の推移



		就学状況等別子どもの人数										
区分	就学前	小学校	中学校	高校	18歳~20 歳未満	就労	その他	無回答	計			
平成25年	16	43	39	35	5	8	3	0	149			
調査	10. 7%	28.9%	26. 2%	23.5%	3.4%	5. 4%	2.0%	0.0%	100.0%			
人 同	7	34	22	32	6	4	1	4	110			
今回調査	6. 4%	30.9%	20.0%	29.1%	5. 5%	3. 6%	0. 9%	3.6%	100.0%			
割合比較	-4.4%	2. 1%	-6. 2%	5.6%	2.1%	-1.7%	-1.1%	3.6%	_			

(3) 同居している人数(父親本人と子どもを除く)

世帯の構成は「父親と子どものみの世帯」が43.3%、「同居者ありの世帯」が56.7%となった。また、世帯の構成人数(同居者の人数)は、父親本人の「父母」については「2人」が最も多く22世帯となっており、「兄弟姉妹」については「1人」が最も多く3世帯、「祖父母」でも「1人」が5世帯となっている。

世帯の構成

□父親と子どものみの世帯 ■同居者ありの世帯

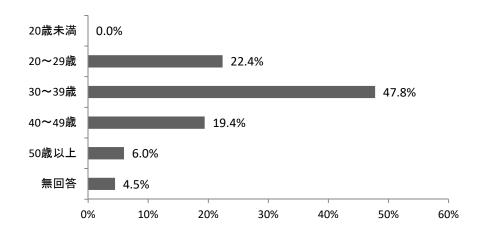


区分	「同居者あり」の世帯の構成										
区力	1人	2人	3人	4人	5人	6人	合計				
4> EI	14	22	0	0	0	0	36				
父母	38. 9%	61.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				
兄弟姉妹	3	1	0	0	0	0	4				
无势则殊	75.0%	25. 0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				
祖父母	5	1	0	0	0	0	6				
祖文母	83.3%	16. 7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				
その他	33	4	3	0	0	0	40				
その他	82. 5%	10.0%	7. 5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%				

(4) 父子世帯になった当時の父親の年齢

当時の父親の年齢は「30~39歳」(47.8%) が最も多く、次いで「20~29歳」(22.4%) となった。前回の調査に比べ「20~29歳」は5.1ポイント、「30~39歳」は0.6ポイント増加した。

父子世帯となった当時の父親の年齢

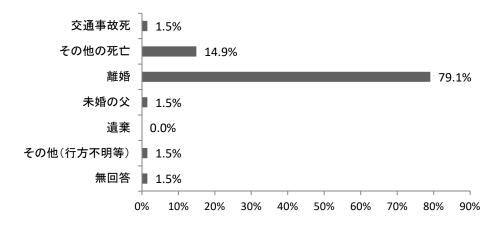


区分	父子世帯になった当時の年齢								
区力	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上	無回答	総計		
平成25年	0	15	41	26	4	1	87		
調査	0.0%	17. 2%	47. 1%	29. 9%	4. 6%	1.1%	100.0%		
人 同 細 木	0	15	32	13	4	3	67		
今回調査	0.0%	22. 4%	47. 8%	19. 4%	6. 0%	4. 5%	100.0%		
割合比較	0.0%	5. 1%	0.6%	-10.5%	1. 4%	3.3%	_		

(5) 父子世帯になった理由

「離婚」(79.1%) が最も多く、次いで「その他の死亡」(14.9%) の順となっている。

父子世帯になった理由

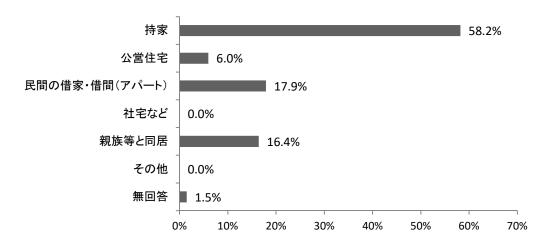


E ()	父子世帯になった理由								
区分	交通事故死	その他の死亡	離婚	未婚の父	遺棄	その他 (行方不明等)	無回答	総計	
平成25年	0	8	72	0	0	6	1	87	
調査	0.0%	9. 2%	82. 8%	0.0%	0.0%	6. 9%	1.1%	100.0%	
今回調査	1	10	53	1	0	1	1	67	
フロ砂重	1. 5%	14. 9%	79.1%	1.5%	0.0%	1.5%	1.5%	100.0%	
割合比較	1.5%	5. 7%	-3. 7%	1. 5%	0.0%	-5.4%	0.3%	_	

(6) 住居の状況

「持ち家」(58.2%)、「民間の借家・借間 (アパート)」(17.9%) の順に多くなっている。

現在の住居

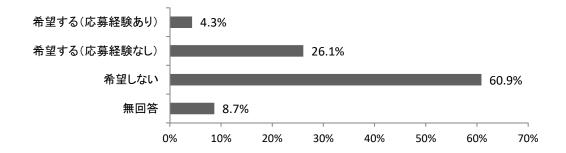


	住宅の状況								
区分	持家	公営住宅	民間の借 家・借間 (アパー ト)	社宅など	親族等と 同居	その他	無回答	総計	
平成25年	50	2	8	0	20	7	0	87	
調査	57. 5%	2. 3%	9. 2%	0.0%	23.0%	8.0%	0.0%	100.0%	
今回調査	39	4	12	0	11	0	1	67	
フ凹調査	58. 2%	6.0%	17. 9%	0.0%	16.4%	0.0%	1. 5%	100.0%	
割合比較	0. 7%	3. 7%	8. 7%	0.0%	-6.6%	-8.0%	1. 5%	_	

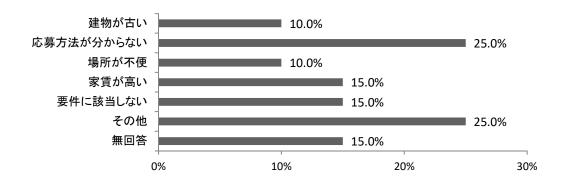
(7) 公営住宅の入居希望

「希望する(応募経験あり)」(4.3%)、「希望する(応募経験なし)」(26.1%)、「希望しない」(60.9%)であり、希望しているにもかかわらず応募したことのない人及び希望しない人の理由は、「応募方法が分からない」(25.0%)、「その他」(25.0%)が多くなった。

公営住宅の入居希望



公営住宅を希望しない、応募しない理由



(8) 各種資格等の有無

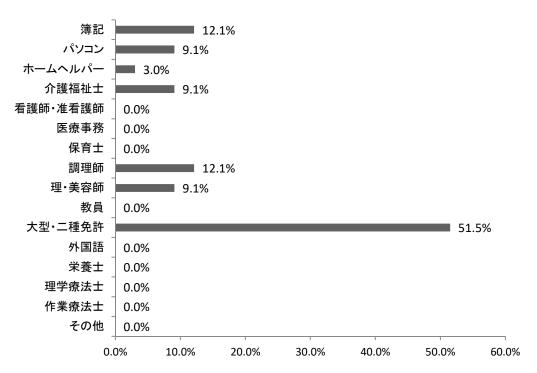
49.3%の父親が資格を有している。「大型・二種免許」(51.5%)が最も多く、次いで、「簿記」(12.1%)、「調理師」(12.1%)等となっている。

各種資格の有無

□有り ■無し ■無回答



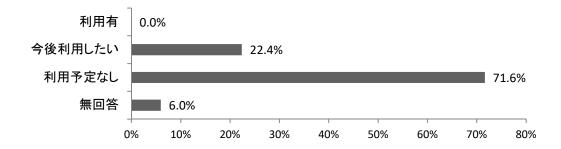
持っている資格



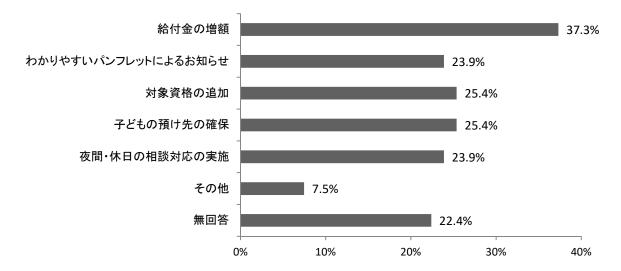
(9) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用状況

当該事業を利用したことがある父親は0%、今後利用を希望する父親は22.4%であった。今後利用しやすくするための方策については、「給付金の増額」(37.3%)、「対象資格の追加」(25.4%)、「子どもの預け先の確保」(25.4%)の順となっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の利用予定



どのような制度であれば利用しやすくなるか



(10) 父子世帯になる前と現在の就業形態

父子世帯になったことを契機に29.9%が転職、4.5%が就職していた。

転職の理由としては「職場環境になじめない」(47.6%)が最も多く、次いで「収入が良くない」(28.6%)の順となった。

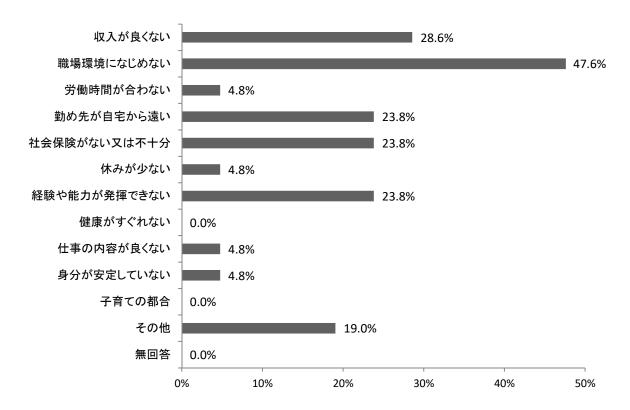
就業形態については、父子世帯になる前、なった後とも「正規の職員・従業員」(前70.1%)、 (後65.7%)が最も多くなっている。

転職の状況

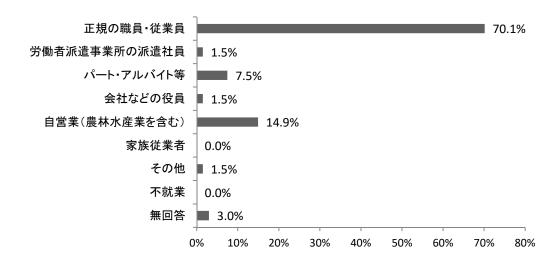




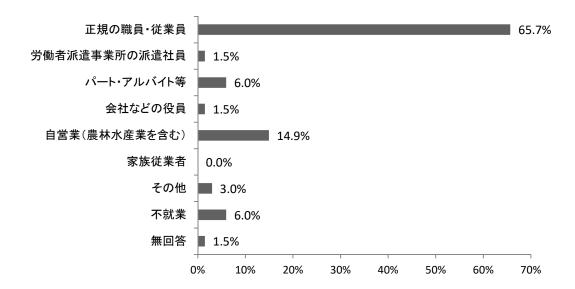
転職した理由



父子世帯になる前の就業形態



現在の就業形態



(11) 転職・就職に関する相談

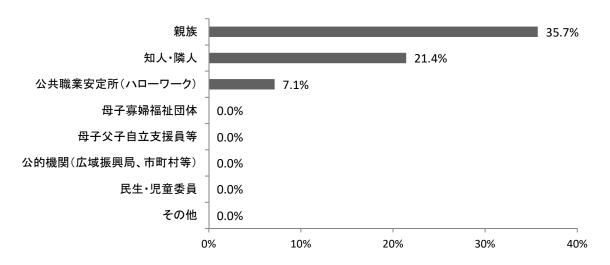
転職や就職の際、誰かに相談をした父親は56.0%となっている。 相談の相手先としては、「親族」(35.7%)、「知人・隣人」(21.4%)、「公共職業安定所」(7.1%)、の順となっている。

転職・就職に関する相談

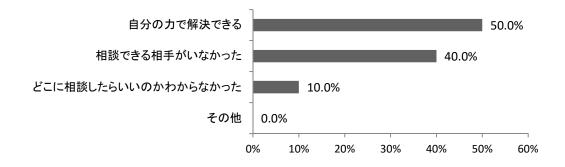
□相談した ■しなかった ■無回答



転職・就職に関する相談相手



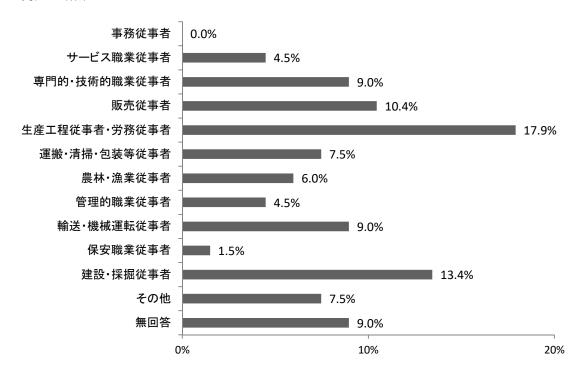
転職・就職に関する相談をしない理由



(12) 現在の職業

現在の職業は、「生産工程従事者・労務従事者」(17.9%)、「建設・採掘従事者」(13.4%)、販売従事者(10.4%)の順となっている。

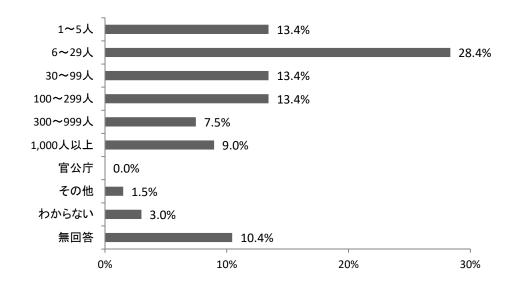
現在の職業



(13) 勤務先の規模

勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模(従業員の数)について、最も多かったのが「 $6\sim29$ 人」(28.4%)、次いで「 $1\sim5$ 人」(13.4%)、「 $30\sim99$ 人」(13.4%)、「 $100\sim299$ 人」(13.4%) となっている。

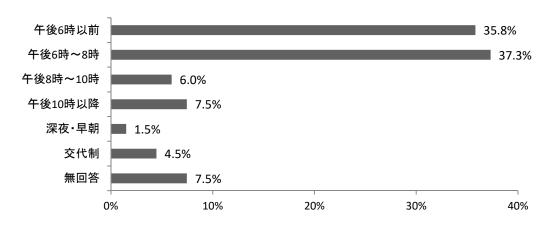
勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模



(14) 帰宅時間

帰宅時間(自営業の場合は終業する時間)は、「午後6時~8時」(37.3%)が最も多く、次いで「午後6時以前」(35.8%)、「午後10時以降」(7.5%)の順となっている。

帰宅時間

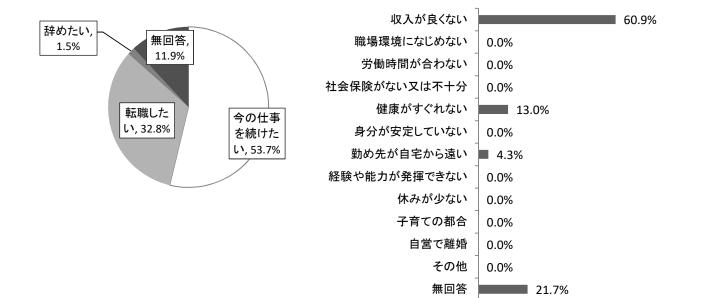


(15) 転職の希望と理由

現在就業している世帯のうち、「転職の希望あり」(32.8%)の理由として、最も多いのは「収入が良くない」(60.9%)となり、次いで「健康がすぐれない」(13.0%)の順となった。 一方で、53.7%は「転職の希望なし」と回答している。

転職の希望

仕事を変えたい理由



0%

20%

40%

60%

80%

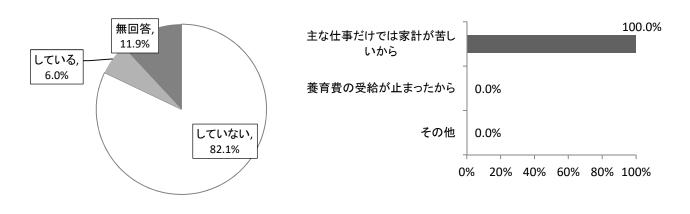
(16) 副業の状況

副業をしている父親は6.0%であり、その理由は「主な仕事だけでは家計が苦しいから」となっている。

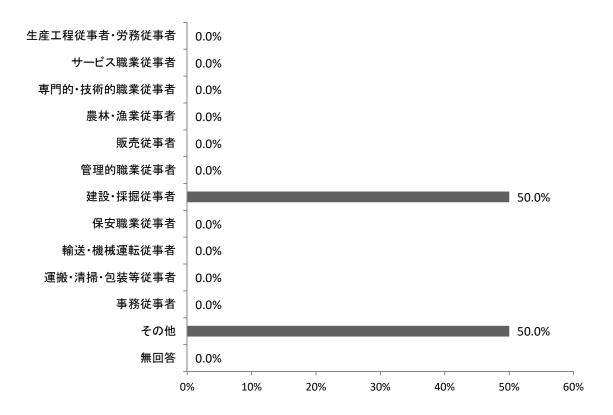
副業の職種は、「建設・採掘従事者」と「その他」となっている。



副業を行う理由



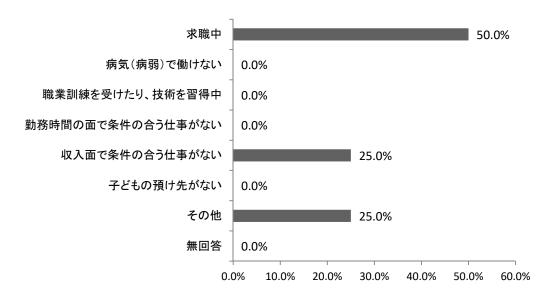
副業の職種



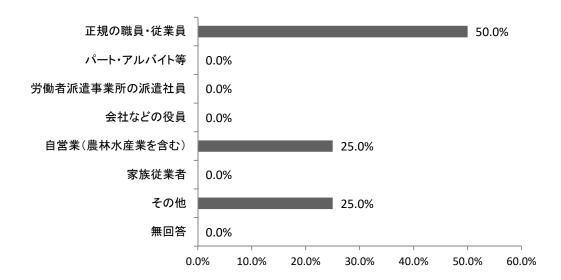
(17) 不就業者の就職

父子世帯の6.0%が不就業者であり、就職しない理由として「求職中」(50.0%)が多い。 また、今後の就業形態の希望としては「正社員として就職したい」(50.0%)が最も多く、次いで「自営業」(25.0%)の順となっている。

就職していない (就業できない) 理由



今後の就業形態の希望



(18) 就労収入状況

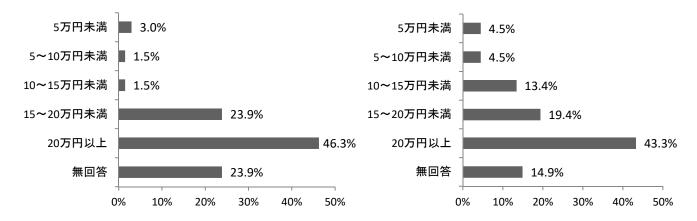
世帯の月平均総収入は「20万円以上」(46.3%)が最も多く、次いで「15~20万円未満」(23.9%) となっている。

また、本人の月平均就労収入は「20万円以上」(43.3%) が最も多く、次いで「15~20万円 未満」(19.4%)、「10~15万円未満」(13.4%) となっている。

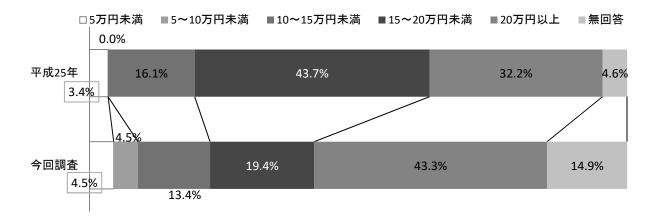
(月平均総収入はいずれも生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就 労収入、養育費、仕送り、家賃・地代の収入等を含む。)

平成29年分の世帯の月平均総収入

平成29年分の本人の月平均就労収入



本人の月平均就労収入の推移



区分	本人の月平均就労収入								
四万	5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20万円以上	無回答	総計		
平成25年	3	0	14	38	28	4	87		
調査	3.4%	0.0%	16. 1%	43. 7%	32. 2%	4. 6%	100.0%		
人口却本	3	3	9	13	29	10	67		
今回調査	4. 5%	4. 5%	13. 4%	19. 4%	43.3%	14. 9%	100.0%		
割合比較	1.1%	4. 5%	-2. 7%	-24.3%	11.1%	10. 3%	ı		

(19) 生活保護、年金、児童扶養手当の受給状況

生活保護を受給している父親は0%、年金を受給している父親は13.4%なのに対し、児童扶養 手当は53.7%の父親が受給している。

生活保護の受給

□受給している ■受給していない・無回答

0.0%	100.0%

年金の受給

□受給している ■受給していない・無回答

13.4%	86.6%
-------	-------

児童扶養手当の受給

□受給している ■受給していない・無回答

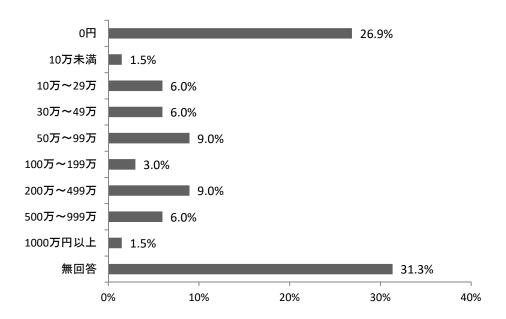
53.7%	46.3%

(20) 預貯金及び借金の状況

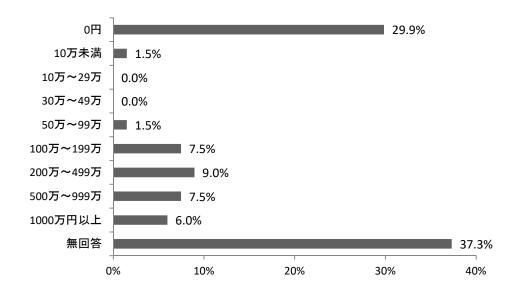
預貯金については、無しが26.9%と最も多く、次いで「50万円~99万円」(9.0%)、「200万円~499万円」(9.0%)となっている。

借金については、無しが29.9%と最も多く、次いで「200万円~499万円」(9.0%) となっている。

預貯金の状況



借金の状況

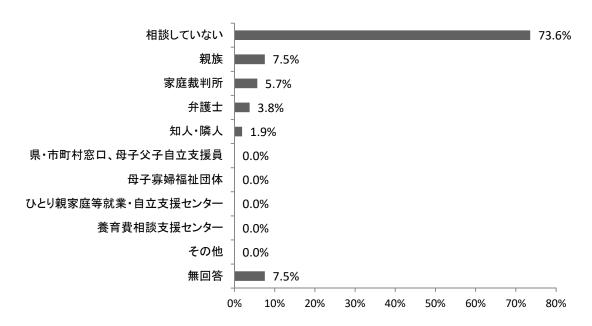


(21) 養育費の取り決め

協議離婚等の際の養育費については、73.6%が「相談していない」と回答している。相談している場合の相談相手としては、「親族」(7.5%)、「家庭裁判所」(5.7%)の順となった。

また、取り決めについては、20.8%が「取り決めをしている」、73.6%が「取り決めをしていない」と回答している。取り決めをしていない理由は「相手と関わりたくないから」(32.5%)が最も多い。

離婚の際またはその後子どもの養育費のことで誰かに相談したか



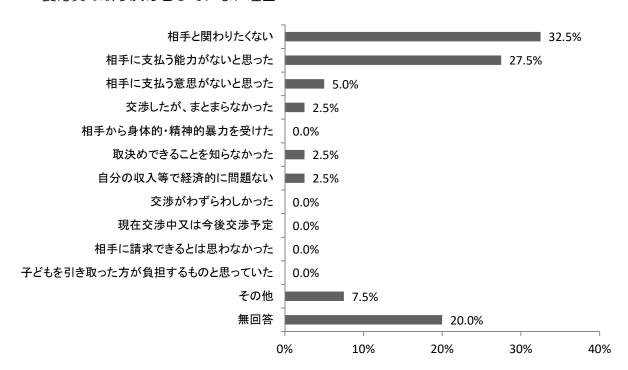
取り決めの状況



取り決めの方法

□文書あり(判決、調停等) ■ 3	文書あり(その他) ■	■文書なし	■無回答
45.5%	18.2%	27.3%	9.1%

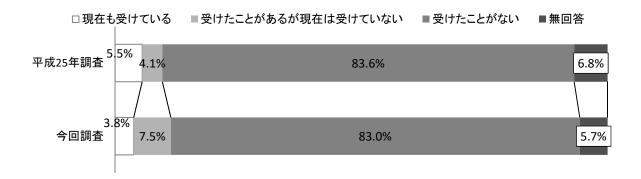
養育費の取り決めをしていない理由



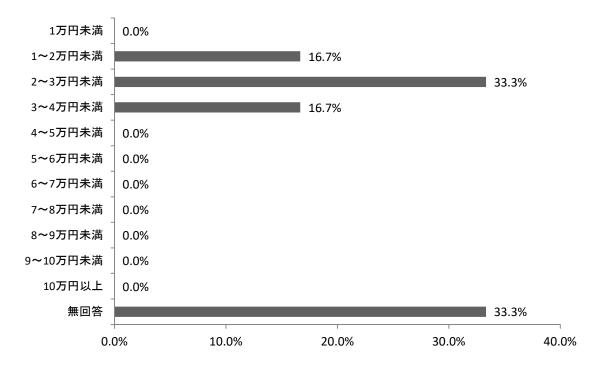
(22) 養育費の受給状況

養育費の受給について、約8割が「受けたことがない」(83.0%)と回答している。次いで「受けたことがあるが現在は受けていない」(7.5%)、「現在も受けている」(3.8%)の順となった。前回の調査に比べ、「現在も受けている」が1.7ポイント減少した。

離婚した妻からの養育費の受給状況



離婚した妻からの養育費の受給状況

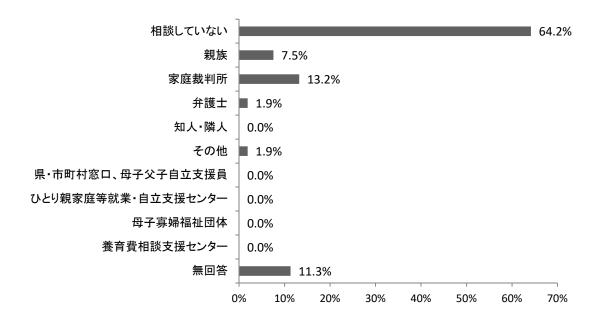


(23) 面会交流の取り決め

面会交流については、64.2%が「相談していない」と回答している。相談している場合の相談相手としては、「家庭裁判所」(13.2%)、「親族」(7.5%)の順となった。

また、取り決めについては、約7割が「取り決めをしていない」(71.7%)と回答している。 取り決めをしていない理由は「取決めをしなくても交流できる」(25.0%)が最も多い。

而会交流のことで誰かに相談したか



取り決めの状況

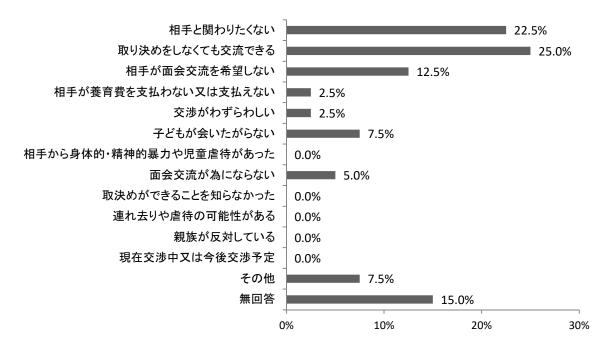
□取り決めをしている ■取り決めをしていない ■無回答

取り決めの方法

□文書あり(判決、調停等) ■文書あり(その他) ■文書なし ■無回答

27.3%	18.2%	27.3%	27.3%

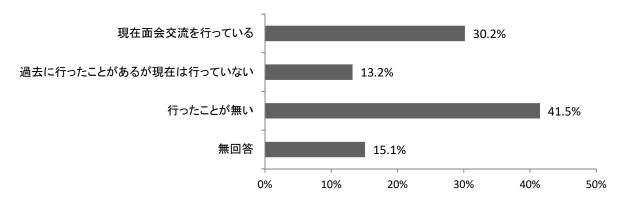
面会交流の取り決めをしていない理由



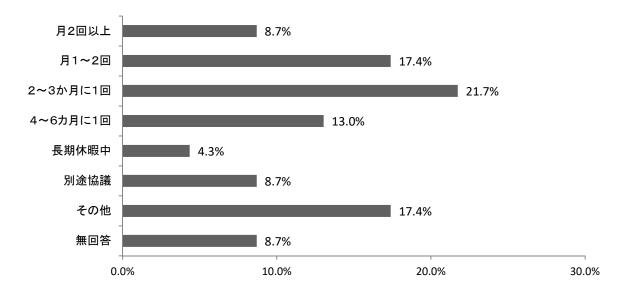
(24) 面会交流の実施状況

現在面会交流を実施しているのは30.2%、行ったことがない人は41.5%となっている。面会 交流を行ったことがない人について、面会交流の希望状況は、「面会交流を行いたくない」が 90.9%となっている。

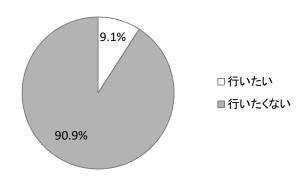
面会交流の実施状況



面会交流を行っている、過去に行ったことがある人の頻度



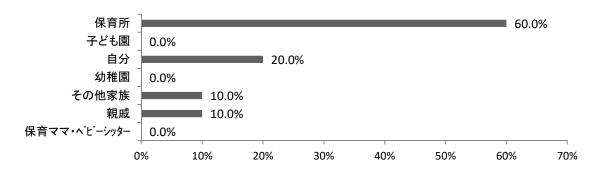
面会交流の実施の希望



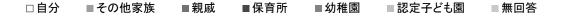
(25) 未就学児の保育

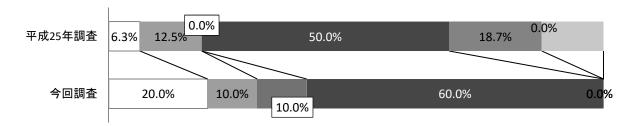
「保育所」(60.0%) が最も多く、次いで「自分」(20.0%)、「その他家族」(10.0%)、「親戚」(10.0%) の順となった。

未就学児の保育



未就学児の保育の推移



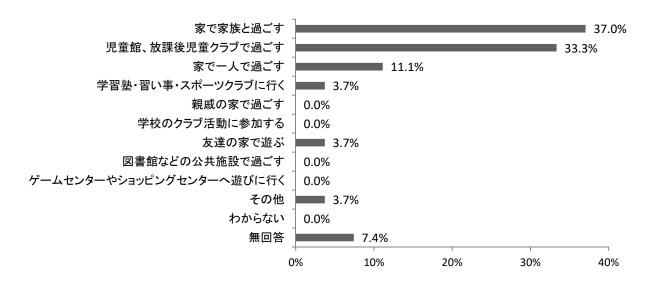


		未就学児の保育について							
区分	自分	その他家族	親戚	保育所	幼稚園	認定子ども園	保育ママ ベビーシッター	無回答	総計
平成25年	1	2	0	8	3	0	0	2	16
調査	6.3%	12.5%	0.0%	50.0%	18. 7%	0.0%	0.0%	12.5%	100.0%
人口 調本	2	1	1	6	0	0	0	0	10
今回調査	20.0%	10.0%	10.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
割合比較	13.8%	-2.5%	10.0%	10.0%	-18. 7%	0.0%	0.0%	-12.5%	_

(26) 小学生の平日の放課後の過ごし方

「家で家族と過ごす」(37.0%) が最も高く、次いで「児童館、放課後児童クラブで過ごす」(33.3%)、「家で一人で過ごす」(11.1%) の順となっている。

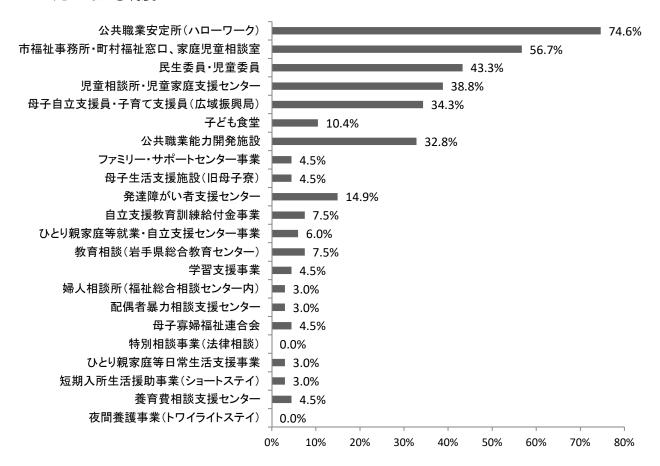
小学生の平日の過ごし方



(27) 福祉関係制度の認知度・利用状況

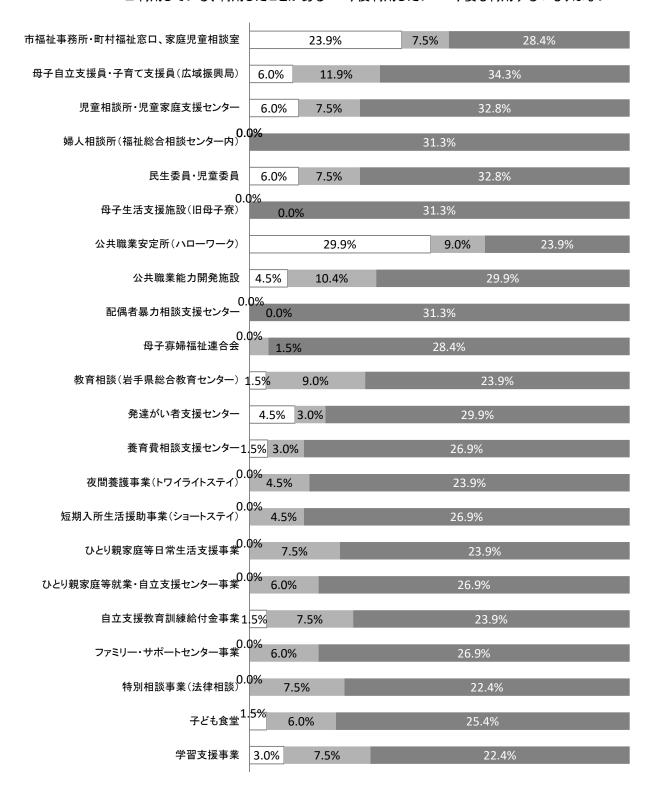
「公共職業安定所」(74.6%)の認知度が最も高く、次いで「市福祉事務所・町村福祉窓口・家庭児童相談室」(56.7%)、「民生・児童委員」(43.3%)の順となっている。

知っている制度



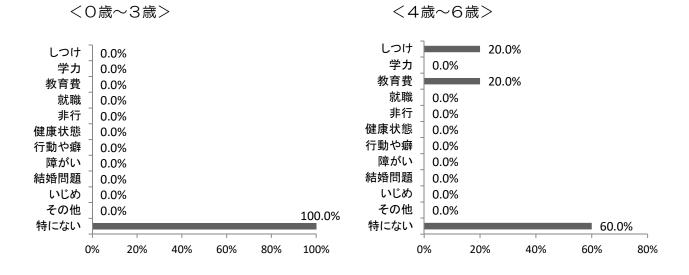
福祉関係制度の利用状況

□利用している、利用したことがある ■今後利用したい ■今後も利用するつもりはない

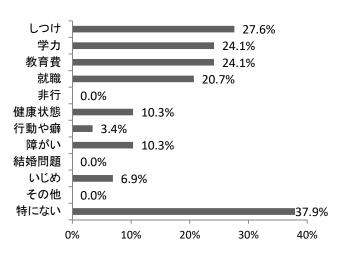


(28) 子どもに関する悩み

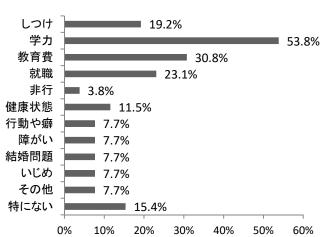
子どもに関する悩みを年齢別にたずねたところ、「しつけ」、「教育費」、「学力」、「就職」などが多くなっている。



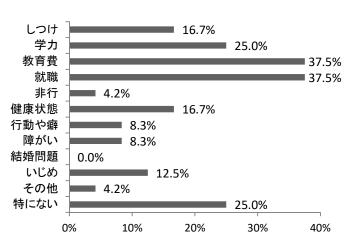




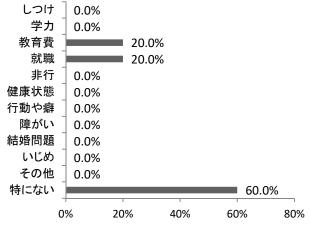
<13歳~15歳>



<16歳~18歳>



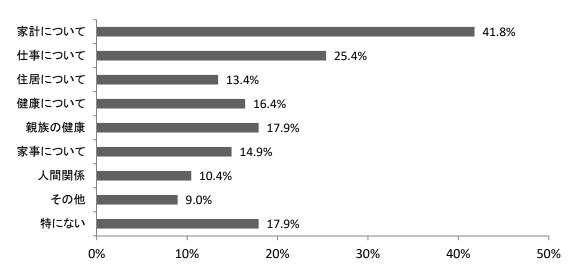
<19歳>



(29) 困っていること

「家計について」(41.8%)が最も多く、次いで「仕事について」(25.4%)、「親族の健康」(17.9%)の順となっている。

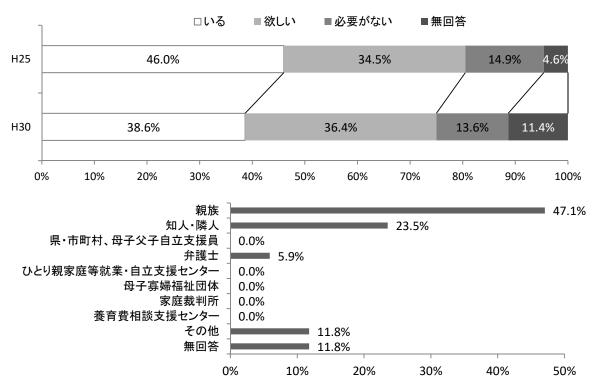
困っていること



(30) 相談相手

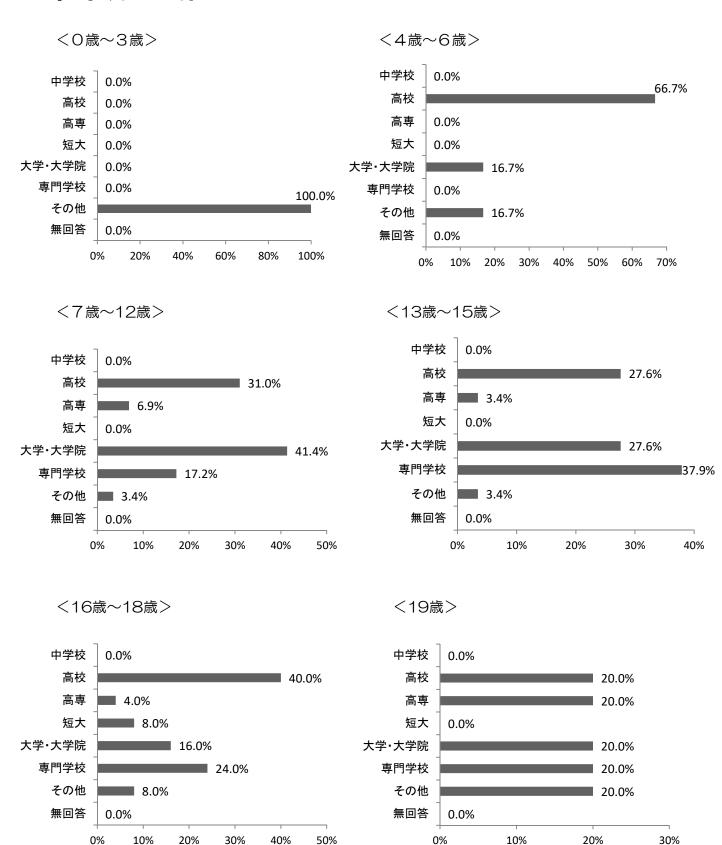
「いる」と回答した世帯は38.6%であった。相談相手は「親族」(47.1%)が最も多く、次いで「知人・隣人」(23.5%)、「弁護士」(5.9%)となっている。「公的機関(広域振興局、市福祉事務所、町村役場等)」への相談は0%となっている。

相談相手



(31) 子どもの進学をどこまで望むか

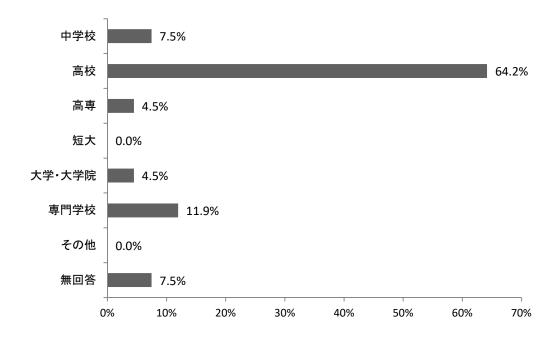
子どもの進学をどこまで望むか年齢別にたずねたところ、「高校」「専門学校」「大学・大学院 まで」が多くなっている。



(32) 父親の最終学歴

父親の最終学歴は「高校」(64.2%)、「専門学校」(11.9%)の順となっている。

父親の最終学歴



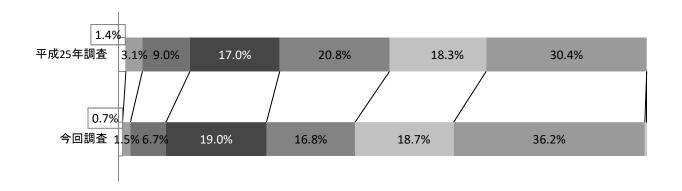
寡婦世帯

□ 寡婦世帯

(1) 寡婦の年齢

寡婦の年齢は、「61歳以上」(36.2%)が最も多く、次いで「 $46\sim50$ 歳」(19.0%)、「 $56\sim60$ 歳」(18.7%) となり、50歳代以上が7割を占めている。

□30歳未満 ■30~40歳 ■41~45歳 ■46~50歳 ■51~55歳 ■56~60歳 ■61歳以上 ■無回答



区分					寡婦の年齢				
	30歳未満	30~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61歳以上	無回答	総計
平成25年	4	9	26	49	60	53	88	0	289
調査	1.4%	3. 1%	9.0%	17.0%	20.8%	18.3%	30.4%	0.0%	100.0%
人 同冊本	2	4	18	51	45	50	97	1	268
今回調査	0. 7%	1. 5%	6. 7%	19.0%	16.8%	18. 7%	36. 2%	0.4%	100.0%
割合比較	-0.6%	-1.6%	-2.3%	2. 1%	-4.0%	0.3%	5. 7%	0.4%	-

(2) 同居している人数 (寡婦本人を除く)

世帯の構成は「同居者なし(寡婦のみの世帯)」が39.9%、「同居者ありの世帯」が60.1%となった。

また、世帯の構成人数(同居者の人数)は、寡婦本人の「父母」については「1人」が最も多く51世帯となっており、「兄弟姉妹」については「1人」が最も多く12世帯となっている。

世帯の構成

□同居者ありの世帯 ■同居者なしの世帯

60.1%	39.9%	
00.17/0	33.370	

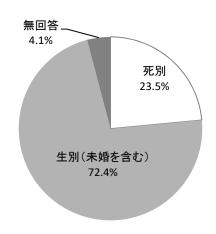
同居している人数

区分	1 世帯当たり同居している人数							
巨刀	1人	2人	3人	4人	5人	6人	合計	
父母	51	26	0	0	0	0	77	
又母	66. 2%	33.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
兄弟姉妹	12	2	0	0	0	0	14	
九	85. 7%	14. 3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
祖父母	3	2	0	0	0	0	5	
祖又母	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
その他	85	25	5	0	2	0	117	
ての他	72.6%	21.4%	4. 3%	0.0%	1.7%	0.0%	100.0%	

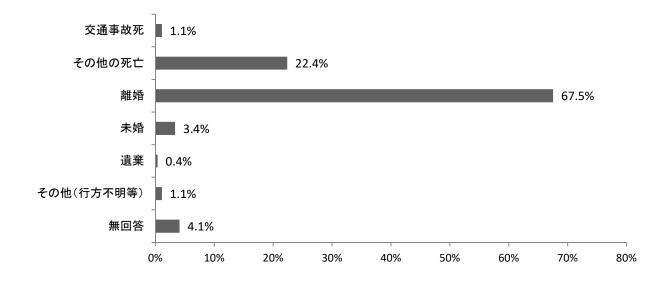
(3) 寡婦世帯になった理由

「離婚」(67.5%) が最も多く、次いで「その他の死亡」(22.4%) の順となっている。

死別・生別について



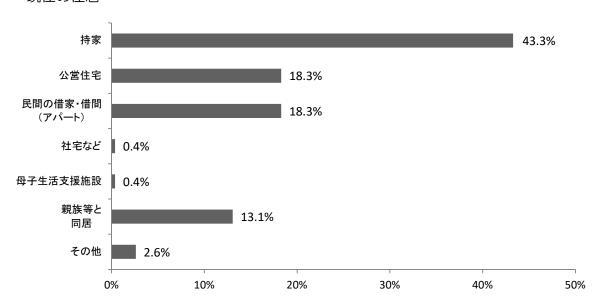
寡婦世帯になった理由



(4) 住居の状況

「持ち家」(43.3%)、「公営住宅」(18.3%)、「民間の借家・借間(アパート)」(18.3%)の順となっている。

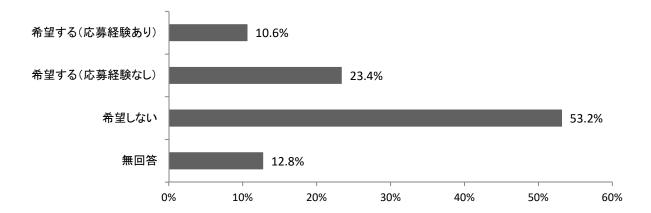
現在の住居



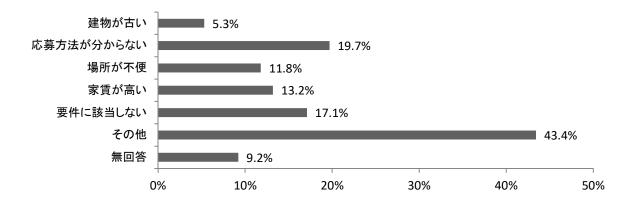
(5) 公営住宅の入居希望

「希望する(応募経験あり)」(10.6%)、「希望する(応募経験なし)」(23.4%)、「希望しない」(53.2%)であり、希望しているにもかかわらず応募したことのない人及び希望しない人の理由は、「その他」(43.4%)、「応募方法が分からない」(19.7%)が多くなった。

公営住宅の入居希望



公営住宅を希望しない、応募しない理由



(6) 各種資格等の有無

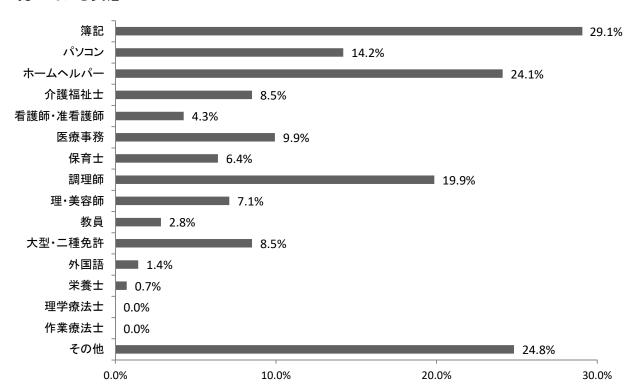
52.6%の寡婦が資格を有している。「簿記」(29.1%) が最も多く、次いで、「ホームヘルパー」(24.1%)、「調理師」(19.9%) の順となっている。

各種資格の有無

□有り ■無し ■無回答



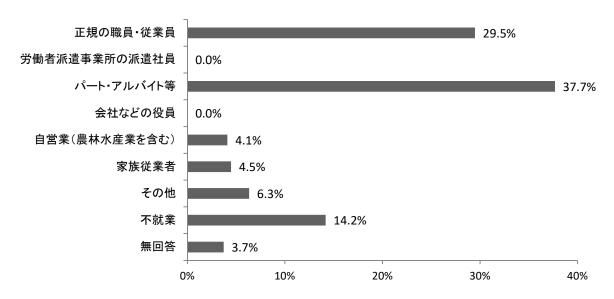
持っている資格



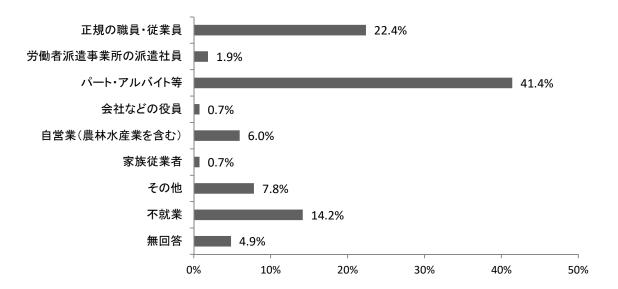
(7) 寡婦世帯になる前と現在の就業形態

就業形態については、寡婦世帯になる前、なった後とも「パート・アルバイト等」(前37.7%)、 (後41.4%)が最も多く、次いで「正規の職員・従業員」となっている。

寡婦世帯になる前の就業形態



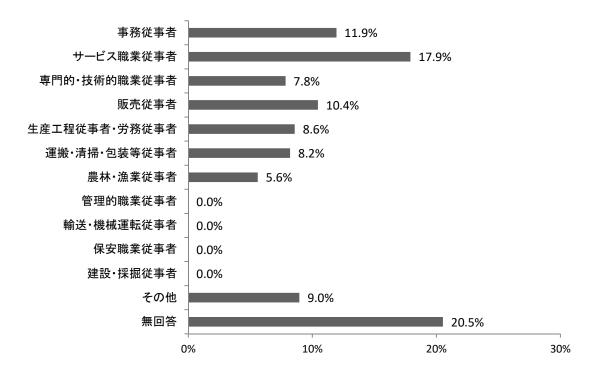
現在の就業形態



(8) 現在の職業

現在の職業は、「サービス職業従事者」(17.9%)、「事務従事者」(11.9%)、販売従事者(10.4%)の順となっている。

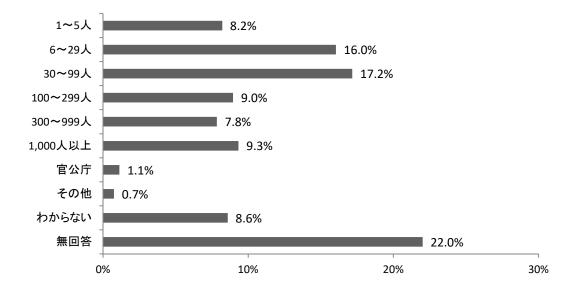
現在の職業



(9) 勤務先の規模

勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模(従業員の数)について、最も多かったのが「30~99人」(17.2%)、次いで「6~29人」(16.0%)の順となっている。

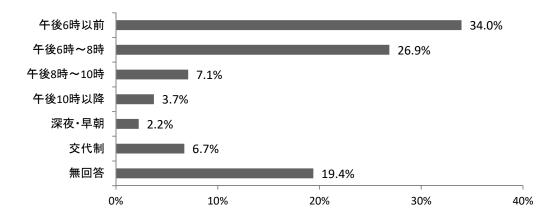
勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模



(10) 帰宅時間

帰宅時間(自営業の場合は終業する時間)は、「午後6時以前」(34.0%)が最も多く、次いで「午後6時~8時」(26.9%)の順となっている。

帰宅時間

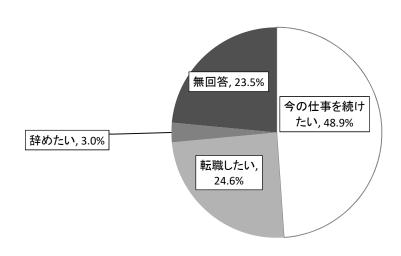


(11) 転職の希望と理由

現在就業している世帯のうち、「転職の希望あり」(24.6%)、「辞めたい」(3.0%)の順となった。

一方で、48.9%は「今の仕事を続けたい」と回答している。

転職の希望



(12) 就労収入状況

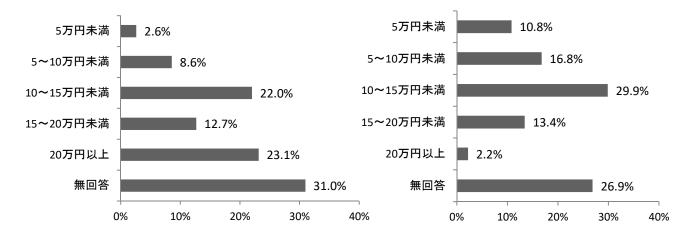
世帯の月平均総収入は、「20万円以上」(23.1%) が最も多く、次いで「10~15万円未満」(22.0%)、「15~20万円未満」(12.7%) となっている。

また、本人の月平均就労収入は「10~15万円未満」(29.9%) が最も多く、次いで「5~10万円未満」(16.8%)、「15~20万円未満」(13.4%) となっている。

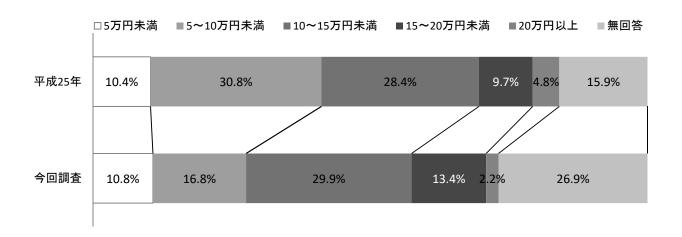
(月平均総収入はいずれも生活保護法に基づく給付、社会保障給付金、就労収入、養育費、 仕送り、家賃・地代の収入等を含む。)

平成29年分の世帯の月平均総収入

平成29年分の本人の月平均就労収入



本人の月平均就労収入の推移



区分	本人の月平均就労収入						
区刀	5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20万円以上	無回答	総計
平成25年	30	89	82	28	14	46	289
調査	10.4%	30.8%	28.4%	9. 7%	4.8%	15. 9%	100.0%
人口却本	29	45	80	36	6	72	268
今回調査	10.8%	16.8%	29.9%	13.4%	2. 2%	26. 9%	100.0%
割合比較	0.4%	-14.0%	1.5%	3. 7%	-2.6%	10. 9%	1

(13) 生活保護、年金、児童扶養手当の受給状況

生活保護を受給している寡婦は0.7%、年金を受給している寡婦は39.2%となっている。

生活保護の受給

□受給している ■受給していない・無回答

0.7%	99.3%

年金の受給

□受給している ■受給していない・無回答

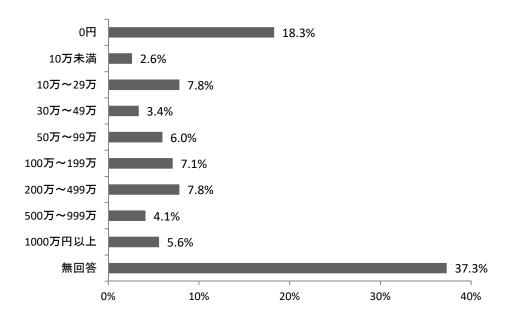
39.2% 60.8%

(14) 預貯金及び借金の状況

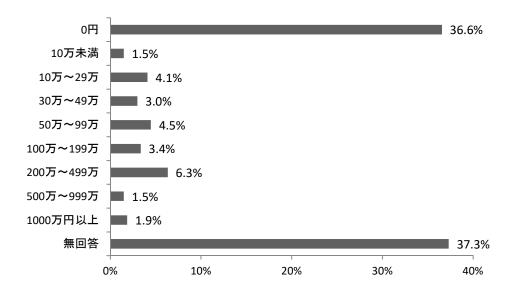
預貯金については、「無し」が18.3%と最も多く、次いで「10万円~29万円」(7.8%)、「200万円~499万円」(7.8%)の順となっている。

借金については、「無し」が36.6%と最も多く、次いで「200万円~499万円」(6.3%)の順となっている。

預貯金の状況



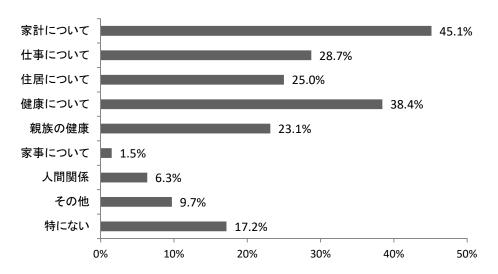
借金の状況



(15) 困っていること

「家計について」(45.1%) が最も多く、次いで「健康について」(38.4%)、「仕事について」(28.7%) の順となっている。

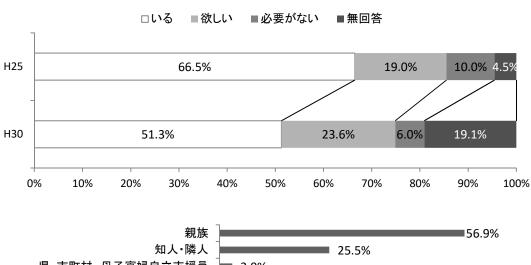
困っていること

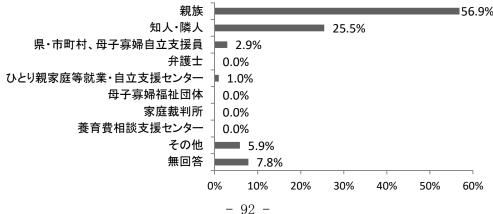


(16) 相談相手

「いる」と回答した世帯は51.3%であった。相談相手は「親族」(56.9%)が最も多く、次いで「知人・隣人」(25.5%)となっている。「公的機関(広域振興局、市福祉事務所、町村役場等)」への相談は2.9%となっている。

相談相手





資料編(調査票等)

平成 30 年度 岩手県ひとり親世帯等調査票(母子世帯用)

※記入上のお願い

- ・ この調査票は、母子世帯の母の方が記入してください。
- お答えは、あてはまる番号にOをつけてください。
- ・ の中には、あてはまる**数字を記入**してください。
- ・ 回答に迷う場合は、お気持ちやお考えにできる限り近いものを選んでください。
- · お答えになりたくない質問には、無回答のまま次の質問に進んでください。
- ・ 障害などのためにご自分で記入のできない方については**保護者(介護者)**等が協力して回答してく ださい。
- ・ この調査票は、**平成30年10月1日現在**の状況について記入をお願いします。

あなたがお住まいの市町村名	
---------------	--

質問1 あなたの年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

在 龄	1. 20 歳未満	2. 20~29 歳	3. 30~39 歳
年 齢	4. 40~49 歳	5. 50 歳以上	

【世帯の状況についておたずねします】

質問 2 あなたのお子さん (平成 30 年 10 月 1 日時点で 20 歳未満のお子さんに限る) の年齢を記入し、性別及び就学・就労状況欄のあてはまるもの 1 つに○をつけてください。また、合計の人数を記入してください。(記入欄が不足の場合は、余白に欄を書き足してご記入願います。)

年 齢	性別	就学・就労、状況
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
[2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
[2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
成	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
計	男	
	女	

質問3 あなたと同居している方の人数を、下の区分欄ごとにそれぞれの人数を記入してください。

<u>(あなた本人と 20 歳未満のお子さん</u>は除きます。20 歳以上のお子さんについては、「その他」に記 <u>入してください。)</u>

あなたの父母	あなたの兄弟姉妹	あなたの祖父母	その他		
人	人	人	人		

質問 4 あなたが母子世帯になった年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

母子世帯となった 1. 20 歳未満 2. 20~29歳 3. 30~39 歳 当時の年齢 4. 40~49歳 5. 50 歳以上

質問 5 あなたが母子世帯になった理由について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

あなたが配偶者と2度以上離死別しているような場合は、直近の離死別の状況を記入してください。

- ・死別(1. 交通事故 2. その他の死亡)
- 生別 (3. 離婚
- 5. 遺棄 6. 行方不明 7. その他) 4. 未婚

※遺棄:あなたの配偶者が児童と同居しないで監護義務を放棄している場合

補問 離婚の種別について、当てはまるものに○をつけてください。

- 1 協議離婚 (夫婦の離婚意志の合意と届出のみで離婚が成立した場合)
- (協議離婚が調わない場合に、家庭裁判所による調停によって夫婦が合意に達し、 2. 調停離婚 調停調書に記載されることにより離婚が成立した場合)
- 3. 審判離婚 (調停が成立しない場合に、家庭裁判所が職権で離婚を認め、それに対する当事者 からの異議申立なく離婚が成立した場合)
- 裁判離婚 (和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の場合) 4

【住居の状況についておたずねします】

質問 6 あなたの**住居の状況**について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 持家
- 2. 公営住宅
- 3. 民間の借家・借間 (アパート)

- 4. 社宅など
- 5. 母子生活支援施設
- 親族等と同居 7. その他(6.

質問7 公営住宅に入居していない方(質問6で3~7と答えた方)におたずねします。

公営住宅の入居の希望について、あてはまるものに○をつけてください。

1.	希望する (応募した経験あり)	<u>2.</u>	希望する	(応募した経験なし)	
3.	希望しない				
	<u></u>				

補問 希望しない、または応募をしない理由について、あてはまるものに○をつけてください。

- 1. 応募方法が分からない
- 2. 要件に該当しない

3. 家賃が高い

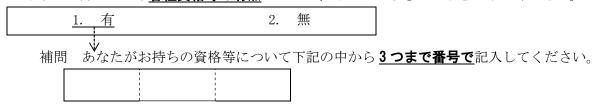
4. 建物が古い

5. 不便な場所にある

その他(6.

【仕事と収入についておたずねします】

質問8 あなたの持っている各種資格等の有無について、あてはまるものに○をつけてください。



- 簿記 1.

- 2. ホームヘルパー 3. 教員 4. 看護師 5. 准看護師
- 6. 調理師 7. 理・美容師

- 8. パソコン 9. 外国語 10. 栄養士

- 11. 介護福祉士 12. 保育士 13. 理学療法士 14. 作業療法士
- 大型・第二種自動車免許 16. 医療事務 17. 行政書士 15.

18. その他(

-)

【高等職業訓練促進給付金等事業についておたずねします】

高等職業訓練促進給付金等事業

養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して入学準備金や 就職準備金を貸し付けるものです。養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以 内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

〇支給額

高等職業訓練促進給付金

市町村民税非課税世帯:月額10万円 市町村民税課税:世帯月額70,500円

高等職業訓練終了支援給付金

市町村民税非課税世帯:5万円 市町村民税課税世帯:25,000円

〇対象資格の例

看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等

〇お問合せ・申請窓口

市在住者:お住まいの各市福祉事務所

町村在住者:お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

質問9

高等職業訓練促進給付金等事業の利用について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

利用している	利用したことがない			
または利用したことがある	今後利用したい	今後も利用するつもり はない		
1	2	3		

イ 高等職業訓練促進給付金等事業について、**どのような制度であれば利用しやすくなる**と思いますか。 あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 子どもの預け先の確保
- 2. 給付金の増額 3. 対象資格の追加
- 4. 休日・夜間の相談対応の実施 5. わかりやすいパンフレットによるお知らせ
- 6. その他(

)

質問10 あなたの就業形態についておたずねします。

ア あなたが母子世帯になる前の就業形態について、主なも	の1つに○をつけてください。
-----------------------------	----------------

- 1. 正規の職員・従業員 2. 労働者派遣事業所の派遣社員 3. パート・アルバイト等

- 4. 会社などの役員 5. 自営業(農林水産業を含む) 6. 家族従業者

- 7. その他 () 8. 不就業 (仕事はしていなかった)
- ※家族従業者:農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族の方
- イ あなたは母子世帯になったことがきっかけで、**転職または就職**をしましたか。
 - 1. 転職をした -----2. 就職をした ----> 補問3へ 5ページ

 - 補問1 転職した理由のうちあてはまるもの全てに○をつけてください。

11. 自営業等で就業していたが離婚したため 12. その他(

- 1. 収入が少ない
- 3. 健康状態がすぐれない
- 5. 労働時間があわない
- 7. 休みが少ない
- 9. 経験や能力が発揮できない

- 2. 勤め先が自宅から遠い
- 4. 職場環境になじめない
- 6. 社会保険がない又は不十分
- 8. 身分が安定していない
- 10. 子どもの預け先がない
- 補問2 あなたが転職または就職をする際に、**困ったこと**がありましたか。また、**支援をして欲**
 - しかったことはありますか。具体的に記入してください。

困ったこと	
支援が 欲しかった こと	

- 補問3 転職または就職で困ったことについて、誰かに相談しましたか。あてはまるもの1つに
 - 1. 相談した 2. 相談しなかった ---> 補問 5 へ
- 補問4 「1.相談した」と答えた方のみ、その**相談相手**について、あてはまるもの1つに○をつけ てください。
 - 1. 親族 2. 知人・隣人 3. 公共職業安定所 (ハローワーク)
 - 4. 母子父子自立支援員等
- 5. 民生·児童委員 6. 母子寡婦福祉団体
- 7. 公的機関(広域振興局、市福祉事務所、町村役場等)
- 8. その他(
- 補問5 「2.相談しなかった」と答えた方のみ、**その理由**について、あてはまるもの1つに○をつ けてください。

 - 1. 自分の力で問題を解決できたから 2. 相談できる相手がいなかったから
 - 3. どこに相談したらいいのか分からなかったから 4. その他 (

3. パート・アルバイト等 1. 正規の職員・従業員 2. 労働者派遣事業所の派遣社員 4. 会社などの役員 5. 自営業(農林水産業を含む) 6. 家族従業者 7. その他() 8. 不就業(仕事はしていない) (「8. 不就業(仕事はしていない)」に〇をつけた方は6ページ質問16へ) 質問 11 あなたの**主な仕事**にあてはまるもの 1 つに○をつけてください。 職業の分類については、「調査のお願い」に添付されている分類一覧表を参照してください。 管理的職業従事者 2. 専門的·技術的職業従事者 3. 事務従事者 1. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 4. 7. 農林・漁業従事者 8. 生産工程従事者及び労務従事者 9. 輸送・機械運転従事者 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 10. 12. その他() 質問 12 あなたの主な仕事の勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模について、あてはま るもの1つに○をつけてください。 2. 6~29 人 1. 1~5人 3. $30\sim99$ 人 4. $100\sim299$ 人 5. 300~999 人 6. 1,000 人以上 7. 官公庁 8. その他 9. 分からない 質問 13 あなたの平日の平均的な帰宅時間(自宅で営業している場合には終業する時間)は、何時頃です か、あてはまるもの1つに○をつけてください。 1. 午後 6 時以前 2. 午後6時~8時までの間 3. 午後8時~10時までの間 4. 午後 10 時~12 時までの間 5. 深夜·早朝 6. 交代制勤務などで一定しない 質問 14 あなたは現在、主な仕事について、**転職する希望**がありますか。あてはまるもの 1 つに○をつけ てください。 1. 今の仕事を続けたい 2. 仕事を変えたい 3. 仕事をやめたい 補問 転職を希望する理由について、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。 1. 収入が少ない 2. 勤め先が自宅から遠い 3. 健康状態がすぐれない 4. 職場環境になじめない 5. 労働時間があわない 6. 社会保険がない又は不十分 7. 休みが少ない 8. 身分が安定していない 9. 経験や能力が発揮できない 10. 子どもの預け先がない 11. 自営業等で就業していたが離婚したため 12. その他(

ウ あなたの**現在の就業形態**について、あてはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

質問

質問

希望する 支援等

15 あな	:たは現在、	主な仕事	以外に <u>別<i>0</i></u>	の仕事(副業	<u>)</u> をしている	ますか。		
	していな							
<u>2.</u>	している	<u> </u>						
L 補問 1				∨ あてはまる∃	主なもの1つ)に○をつけ	てください。	
11147	bed 4×1 4 - · ·							
	1. 主な仕	上事だけでは	は家計が苦	ましいから				
)養育費の	受給が止まっ	ったから			
ć	3. その他	. ()		
補問 2	どのよう) な副業をし	しています	-か。あては [*]	まる主なもの) 1 つに〇を	つけてください。	
1.	管理的職	業従事者	2. 専	5門的・技術的	的職業従事者	3.	事務従事者	
4.	販売従事	者	5. サ	ーービス職業征		6.	保安職業従事者	
7.	農林・漁	業従事者	8. 生	産工程従事者	皆及び労務従	事者 9.	輸送・機械運転従	逆事者
10.	建設・採	掘従事者	11.	重搬・清掃・包]装等従事者	12.	その他()
							:答えた方)のみお	3答えく
				7ページ質 理 中 のらた				
			<u>さない。</u>				ナてください。	
1. 3.	. ,,	゛める)預け先がな	21.7	2. 4.	病気 (病弱 職業訓練を		い 技術を修得中である	ス
5.		がほけんがな ・ ・ 条件の合う					文州を修符するのか 合う仕事がない	J
7.			T-7-7-0-)	59/11/71 , 11 lb4 ≥	· ш С ЛСП	U / LT 7 % .	
 イ 今後			 、も <u>っと</u> :	 も希望 <u>する就</u>	 【 業形態 1つ)	 に○をつけて	 てください。また、	就職す
				てください。				
		1. 正規	規の職員・	従業員	2.	労働者派遣	事業所の派遣社員	Į
希	望する			レバイト等		会社などの)役員	
就	労形態	5. 自行	営業(農村	休水産業を含	む) 6.	家族従業者	<u>.</u>	
		7. 20	の他()			
		 						

質問17 家計についておたずねします。

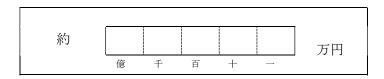
ア <u>あなたの世帯の平成 29 年分</u>の**月平均総収入及び収入の内訳**について、それぞれあてはまるもの を右欄の中から選択し、番号で記入してください。

(※月平均総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、 就労収入、養育費、仕送り、家賃・地代の収入等)を含めてください。)

区 分	番	号
世帯全体の月平均総収入		
うち、あなたの月平均就労収入		
うち、生活保護による収入		
うち、年金給付による収入		
うち、児童扶養手当による収入		

-	きたソレストリ	0	15 16 工四十进
1.	該当なし	9.	15~16 万円未満
2.	5万円未満	10.	16~17 万円未満
3.	5~10 万円未満	11.	17~18 万円未満
4.	10~11 万円未満	12.	18~19 万円未満
5.	11~12 万円未満	13.	19~20 万円未満
6.	12~13 万円未満	14.	20~25 万円未満
7.	13~14 万円未満	15.	25~30 万円未満
8.	14~15 万円未満	16.	30 万円以上

イ あなたの現在の預貯金額 (財形貯蓄、株式・債権等を含む)を記入してください。



ウ あなたが**現在借りているお金**の額を記入してください。



質問 18 夫と離別した方(質問 5 で「3. 離婚」と答えた方)のみお答えください。それ以外の方については、11 ページ質問 22 へお進みください。

あなたの離別した夫との養育費の取り決めのことでおたずねします。

ア あなたは、離婚の際又はその後、子どもの養育費のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。 あてはまる主なもの1つに○をつけてください。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭就業・自立支援センター※
- 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター

- 9. その他(
-)
- 10. 相談していない

※ ひとり親家庭等就業・自立支援センター:ひとり親家庭等の就業相談や養育費相談に応じているほか、就職に 有用な技能を修得する講習会を行っています。

○岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎019-654-9838

イ **養育費の取り決めの状況**について、あてはまるものに○をつけてください。

--- 1. 取り決めをしている

2. 取り決めをしていない----

補間 1 取り決めの方法についてあてはまるものに○をつけてください。

- 1. 文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)※
- 2. 文書あり (その他の文書) 3. 文書なし

※公正証書:法律の専門家である公証人が作成する公文書のことです。養育費の金額、支払方法等を公正証書で作成しておくと、相手方が養育費を支払わない場合、訴訟を起こさなくても、不動産・動産・給料などの財産を差し押さえる強制執行が可能になります。

詳しくは公証人役場へお問い合わせください。 ○盛岡公証人合同役場 ☎019-651-5828

- i---> 補問 2 あなたが養育費の取り決めをしていない理由のうち、もっとも近いもの1つに○をつけてください。
 - 1. 養育費の取り決めができることを知らなかったから
 - 2. 自分の収入等で経済的に問題がないから
 - 3. 取り決めの交渉がわずらわしいから
 - 4. 相手に支払う意思がないと思ったから
 - 5. 相手に支払う能力がないと思ったから
 - 6. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
 - 7. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
 - 8. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
 - 9. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
 - 10. 相手から身体的・精神的暴力を受けたから
 - 11. 相手と関わりたくないから
 - 12. その他

質問19 夫と離別した方(質問5で「3.離婚」と答えた方)のみお答えください。

あなたの離婚した夫からの子どもの養育費の受給の状況について、あてはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

	<u>1.</u>	現在も -	<u>。受け</u>	ている	2.	受けたこと -	ニが	あるが現在	Eは受け	ナ <u>ていな</u> い	3.	受けたこ	とがない
		_i				_j							
	補問	۲1.	現在	も受けて	ている」	または「	2.	受けたこ	とがあ	るが現在は受	をけて	いない」。	と答えた方
,	₩	のみ	、 <u>養</u> 育	費の額	を記入	してくださ	۲ / ر د ر ر ک	0					
	1.	月額	約					円	2.	決まってい	ない		

質問20 夫と離別した方(質問5で「3.離婚」と答えた方)のみお答えください。

あなたの離別した夫と子どもとの面会交流のことでおたずねします。

※面会交流:子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流すること

r あなたは、離婚の際又はその後、子どもの面会交流のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。 あてはまる主なもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭就業・自立支援センター
- 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター

9. その他(

- 10. 相談していない
- イ 面会交流の**取り決めの状況**について、あてはまるものに○をつけてください。
 - ---1. 取り決めをしている
- 2. 取り決めをしていない----

補問 1 取り決めの方法についてあてはまるものに○をつけてください。

- 🎅 1. 文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)
 - 2. 文書あり (その他の文書) 3. 文書なし
- -----→補問 2 あなたが面会交流の**取り決めをしていない理由**のうち、もっとも近いもの 1 つに○を つけてください。
 - 1. 面会交流の取り決めができることを知らなかったから
 - 2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
 - 3. 相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから
 - 4. 相手と関わりたくないから
 - 5. 相手が面会交流を希望しないから
 - 6. 取り決めをしなくても交流できるから
 - 7. 子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから
 - 8. 子どもが会いたがらないから
 - 9. 相手が養育費を支払わない又は支払えないから
 - 10. 面会交流をすることが子どもの為にならないと思うから
 - 11. 親族が反対しているから
 - 12. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
 - 13. その他(

質問 21 夫と離別した方(質問 5 で「3. 離婚」と答えた方) のみお答えください。

あなたの離婚した夫と子どもとの**面会交流の実施状況**について、あてはまるもの 1 つに○をつ けてください。

	けて・	ください	\ °				
	<u>1.</u> ∄	見在面会	<u>交流を行っている</u> <u>2.</u>	過去に	こ行ったことがあるが	、珍	見在は行っていない_
r	<u>3</u> . [面会交流	荒を行ったことがない				
	ļ						
	\checkmark						
	補問1	「1.瑪	見在面会交流を行っている	」また	は「2.過去に行ったこ	ことな	があるが、現在は行っていな
		[(\]	と答えた方のみ、 <u>面会交</u>	たの頻原	隻 を選択してください	٥,	
		1	. 月2回以上	2.	月1回以上2回未満	3.	2~3 か月に1回以上
		4	. 4~6か月に1回以上	5. .	長期休暇中	6.	別途協議
		7	. その他()			
	補問2	「3. ₫	面会交流を行ったことが7	\$VVI }	: 答えた方のみ、 面会	交济	『実施の希望 について、当て
			ものに○をつけてくださ				· ·
			面会交流を	1.	行いたい	2.	行いたくない
	は明り	[o ∕=	ニュモノ ねい 」し炊きモナ	·	スの知由も知ましてく	, ±.	↓ ↓ よん じのとこれ士伝
	無同3		- · ·				さい。また、どのような支援
		かめれ	いば面会交流を行いたいと	思りか	い、記入してくたさい。)	1
	理(+-					
	垤(7					
	必要	, -					
	支持	爰					

【子どもの状況についておたずねします】

質問 22 小学校入学前の子どもがいる方だけ記入してください。

小学校入学前の**子どもの保育**は主にどなた(どこ)が行っていますか、あてはまる欄に子どもの 人数を記入してください。

1. あなた	2. その他	3. 親 戚	4. 保育所	5. 幼稚園	6. 認定	7. 保育ママ	8. その他
自身	の家族				こども園	ベビーシッター	
	人	人	人			人	

質問23 小学生の子どもがいる方だけ記入してください。

小学生の子どもは、**平日の放課後どのように過ごしていますか**。主なもの1つに○をつけてくだ

1. 家で一人で過ごす

2. 家で家族と過ごす

3. 親戚の家で過ごす

4. 児童館、放課後児童クラブで過ごす

5. 友達の家で遊ぶ

- 6. 図書館などの公共施設で過ごす
- 7. 学習塾や習い事、スポーツクラブに行く 8. 学校のクラブ活動に参加する
- 9. ゲームセンターやショッピングセンターへ遊びに行く
- 10. その他(

11. わからない

⁽注) へき地保育所、企業内の託児所などは、「8.その他」に記入してください。

【福祉関係の制度についておたずねします】

質問 24 あなたは下欄の制度等を利用したことがありますか、(ア)から(=)のすべてについて、制度等を知っている場合は \bigcirc をつけてください。また、その利用状況であてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

1) (\ / \ / \ C \ ' \)					
	知っている	1.利用してい	利用したことがない		
区 分	ものに〇	る又は利用したことがある	2. 今後利用したい	3.今後利用する つもりはない	
(ア) 市福祉事務所・町村福祉窓口、家庭児童相談室		1	2	3	
(イ) 母子父子自立支援員・子育て支援員(広域振興局)		1	2	3	
(ウ) 児童相談所・児童家庭支援センター		1	2	3	
(エ)婦人相談所(岩手県福祉総合相談センター内)		1	2	3	
(オ)民生委員・児童委員		1	2	3	
(カ) 母子生活支援施設(旧母子寮)		1	2	3	
(キ)公共職業安定所(ハローワーク)		1	2	3	
(ク) 公共職業能力開発施設		1	2	3	
(ケ)配偶者暴力相談支援センター ※1		1	2	3	
(コ) 母子寡婦福祉連合会		1	2	3	
(サ) 教育相談(岩手県総合教育センター)		1	2.	3	
(シ)発達障がい者支援センター ※2		1	2	3	
(ス)養育費相談支援センター ※3		1	2	3	
(セ)夜間養護事業(トワイライトステイ) ※4		1	2	3	
(ソ)短期入所生活援助事業(ショートステイ)※5		1	2	3	
(タ) ひとり親家庭等日常生活支援事業 ※6		1	2	3	
(チ)ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※7		1	2	3	
(ツ) 自立支援教育訓練給付金事業 ※8		1	2	3	
(テ) ファミリー・サポートセンター事業 ※9		1	2	3	
(ト)特別相談事業(法律相談) ※10		1	2	3	
(ナ) 子ども食堂 ※11		1	2	3	
(二) 学習支援事業 ※12		1	2	3	
	•				

【参考】主な福祉関係制度

	方』土は個性関係制度	
※ 1	配偶者暴力相談支援センター	配偶者やパートナーからの暴力についての相談対応を行っている。 ○相談窓口 月~金 8:30~17:15 2 019-629-9610 夜間 17:45~21:40 2 019-652-4152 土日祝 9:00~21:40 2 019-652-4152
※ 2	発達障がい者 支援センター	発達障がいに関する説明、関わり方、関係機関の情報提供、就労など、生活に関することを相談できる。 ○お問い合わせ 岩手県発達障がい者支援センター 2019-601-3203
※ 3	養育費相談支援センター	養育費や面会交流に関する電話やメールによる相談を受け付けている。 ○お問い合わせ 養育費相談支援センター ☎03-3980-4108 ☑ info@youikuhi. or. jp
※ 4	夜間養護事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において、 児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児 童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。
※ 5	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	保護者の疾病、冠婚葬祭、事故、出張、看護及び学校等の公的行事への参加等に対応し一時的に養育・保護を行う。
		○夜間養護事業・短期入所生活援助事業に関するお問い合わせ 市在住者…お住まいの各市福祉事務所 町村在住者…お住まいの各町村役場福祉窓口 又は 最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター
¾ 6	ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービスを提供する。 ○お問い合わせ お住まいの市町村窓口
% 7	ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター事業	ひとり親家庭の親等の就業相談や養育相談に応じているほか、就職に有用な技能を修得する講習会を行っている。 ○お問い合わせ 岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎019-654-9838
% 8	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親世帯の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合、その受講料の一部を助成する。 〇お問い合わせ 市在住者…お住まいの各市福祉事務所(市によっては事業を実施していない場合有) 町村在住者…お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・ 保健福祉環境センター
※ 9	ファミリー・サポート センター事業	地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。 〇直接、ファミリー・サポートセンターにお問い合わせください。
※ 10	特別相談事業 (法律相談)	ひとり親家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行う。 ○お問い合わせ 岩手県母子寡婦福祉連合会 ☎019-654-9838
% 11	子ども食堂	子どもがひとりでも時間を過ごすことができ、無料あるいは安く食事ができる。
※ 12	学習支援事業	生活保護受給世帯等の子どもを対象とした学習会の開催や訪問型の学習支援。 ○お問い合わせ お住まいの市町村

【現在、あなたが困っていることについておたずねします】

質問 25 子どもに関する悩みについて、子どもごとにあてはまるものすべてを下欄の中から選択して番号で記入してください。また、「11.その他」の場合は「その他の場合」の欄に、子どもに関する悩みを記入してください。

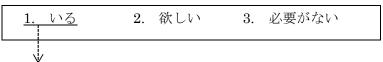
子ども			悩	みの内容		その他の場合
	1.	しつけ	2.	学 力 3.	教育費	
第1子	4.	就職	5.	非 行 6.	健康状態	
第15 歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障	がいを含む)	
成	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登核	5	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	`	
	1.	しつけ	2.	学 力 3.	教育費	
第2子	4.	就職	5.	非 行 6.	健康状態	
第2 5 歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障	がいを含む)	
//X	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登核	5	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	`	
	1.	しつけ	2.	学 力 3.	教育費	
第3子	4.	就職	5.	非 行 6.	健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障	がいを含む)	
////	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登核	\$	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	`	
	1.	しつけ	2.	学 力 3.	教育費	
第4子	4.	就職	5.	非 行 6.	健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障	がいを含む)	
////	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登核		
	11.	その他	12.	特に悩みはない	`	
	1.	しつけ	2.	学 力 3.	教育費	
第5子	4.	就職	5.	非 行 6.	健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障	がいを含む)	
//////////////////////////////////////	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登核		
	11.	その他	12.	特に悩みはない	`	
	1.	しつけ	2.	学 力 3.	教育費	
第6子	4.	就 職	5.	非 行 6.	健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障	がいを含む)	
////	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登核		
	11.	その他	12.	特に悩みはない	`	

質問 26 **あなた自身が困っていること**について、下記番号の中からあてはまるものを優先順位の高い順に 3つまで番号で選択し、具体的な内容を記入してください。

順位	番号	具体的な内容
1		
2		
3		

- 1. 住居について 2. 仕事について 3. 家計について 4. 家事について
- 5. 自身の健康について 6. 親族の健康について(介護のことを含む) 7. 人間関係
- 8. その他 9. 特にない

補問1 1~8と答えた方のみ、優先順位が一番高い困りごとの相談相手についてあてはまるもの 1つに○をつけてください。



補問2 「1.いる」と答えた方のみ、その相談相手について、あてはまるもの1つに○をつけてくだ さい。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭等就業・自立支援センター 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所

)

- 8. 養育費相談支援センター
- 9. その他(

質問 27	お子さんの進学 はどこまでを考えていますか。	子どもごとにあてはまるもの	1 \bigcirc c \sim c \bigcirc c \sim c
	ださい。		

子ども	進学の希望	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
<u>#</u>	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
歳	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
44	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
歳	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
45	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
歳	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
15	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
歳	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()

質問28 のほどの寅齢子煙についし、めしはまるものしてつにしをつけしくだっ	質問 28	あなたの最終学歴について、	あてはまるもの1つに○をつけてくださ
---------------------------------------	-------	---------------	--------------------

1.	中学校	2.	高校	3.	高等専門学校	4. 短 大
5.	大学・大学院	6.	専門学校・各種学校	7.	その他()

質問29 ひとり親家庭支援に関して、ご意見等がございましたら、ご記入願います。

- ◆ ご協力ありがとうございました。
- ◆ 同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、<u>平成31年1月15日(火)</u>までに投函を お願いします。

平成 30 年度 岩手県ひとり親世帯等調査票(父子世帯用)

※記入上のお願い

- ・ この調査票は、父子世帯の父の方が記入してください。
- ・ お答えは、**当てはまる番号に〇**を付けてください。
- の中には、あてはまる数字を記入してください。
- ・ 回答に迷う場合は、お気持ちやお考えにできる限り近いものを選んでください。
- · お答えになりたくない質問には、無回答のまま次の質問に進んでください。
- ・ 障害などのためにご自分で記入のできない方については**保護者(介護者)**等が協力して回答してく ださい。
- ・ この調査票は、**平成30年10月1日現在**の状況について記入をお願いします。

あなたがお住まいの市町村名	
---------------	--

質問1 あなたの年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

在 龄	1. 20 歳未満	2. 20~29 歳	3. 30~39 歳
年 齢	4. 40~49 歳	5. 50 歳以上	

【世帯の状況についておたずねします】

質問 2 あなたのお子さん (平成 30 年 10 月 1 日時点で 20 歳未満のお子さんに限る) の年齢を記入し、性別及び就学・就労状況欄のあてはまるもの 1 つに○をつけてください。また、合計の人数を記入してください。(記入欄が不足の場合は、余白に欄を書き足してご記入願います。)

年 齢	性別	就学・就労、状況
11=	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
歳	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
<u></u>	男	
計人	女	_

質問3 あなたと同居している方の人数を、下の区分欄ごとにそれぞれの人数を記入してください。

<u>(あなた本人と 20 歳未満のお子さんは除きます。20 歳以上のお子さんについては、「その他」に記入してください。)</u>

あなたの父母	あなたの兄弟姉妹	あなたの祖父母	その他

質問4 あなたが父子世帯になった	年齢 について、	あてはまるもの゛	1 つに○をつけてください
------------------	-----------------	----------	---------------

父子世帯となった	1. 20 歳未満	2. 20~29 歳	3. 30~39 歳
当時の年齢	4. 40~49 歳	5. 50 歳以上	

質問 5 あなたが**父子世帯になった理由**について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

あなたが配偶者と2度以上離死別しているような場合は、直近の離死別の状況を記入してください。

 ・死別 (1. 交通事故 2. その他の死亡)

 ・生別 (3. 離婚 4. 未婚 5. 遺棄 6. 行方不明 7. その他)

 ※遺棄: あなたの配偶者が児童と同居しないで監護義務を放棄している場合

補間 離婚の種別について、当てはまるものに○をつけてください。

- 1. 協議離婚 (夫婦の離婚意志の合意と届出のみで離婚が成立した場合)
- 2. 調停離婚 (協議離婚が調わない場合に、家庭裁判所による調停によって夫婦が合意に達し、 調停調書に記載されることにより離婚が成立した場合)
- 3. 審判離婚 (調停が成立しない場合に、家庭裁判所が職権で離婚を認め、それに対する当事者 からの異議申立なく離婚が成立した場合)
- 4. 裁判離婚 (和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の場合)

【住居の状況についておたずねします】

質問 6 あなたの**住居の状況**について、あてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

1.	持家	2.	公営住宅	3.	民間の借家・借間(アパート)	
4.	社宅など	5.	親族等と同居	6.	その他()	

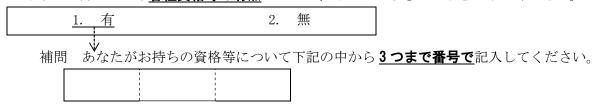
質問7 公営住宅に入居していない方(質問6で3~6と答えた方)におたずねします。

公営住宅の入居の希望について、あてはまるものに○をつけてください。

1.	希望	する (応募した経験あり)	2.	希望する (応募した経験なし)	
<u>3.</u>	希望	しない			
	\	/			
補問	希望	しない、または応募をしない理由につい	いて、	、あてはまるものに○をつけてください。	
	1.	応募方法が分からない	2.	要件に該当しない	
	3.	家賃が高い	4.	建物が古い	
	5.	不便な場所にある	6.	その他 ()	

【仕事と収入についておたずねします】

質問8 あなたの持っている各種資格等の有無について、あてはまるものに○をつけてください。



- 簿記

- 2. ホームヘルパー 3. 教員 4. 看護師 5. 准看護師
- 6. 調理師 7. 理・美容師

- 8. パソコン 9. 外国語 10. 栄養士

- 11. 介護福祉士 12. 保育士 13. 理学療法士 14. 作業療法士

- 15.
 - 大型・第二種自動車免許 16. 医療事務 17. 行政書士

- 18. その他(
-)

【高等職業訓練促進給付金等事業についておたずねします】

高等職業訓練促進給付金等事業

養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して入学準備金や 就職準備金を貸し付けるものです。養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以 内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

〇支給額

高等職業訓練促進給付金

市町村民税非課税世帯:月額10万円 市町村民税課税:世帯月額70,500円

高等職業訓練終了支援給付金

市町村民税非課税世帯:5万円 市町村民税課税世帯:25,000円

○対象資格の例

看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等

〇お問合せ・申請窓口

市在住者:お住まいの各市福祉事務所

町村在住者:お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター

質問9

高等職業訓練促進給付金等事業の利用について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

利用している	利用したことがない			
または利用したことがある	今後利用したい	今後も利用するつもり はない		
1	2	3		

イ 高等職業訓練促進給付金等事業について、**どのような制度であれば利用しやすくなる**と思いますか。 あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 子どもの預け先の確保
- 2. 給付金の増額 3. 対象資格の追加
- 4. 休日・夜間の相談対応の実施
- 5. わかりやすいパンフレットによるお知らせ

6. その他(

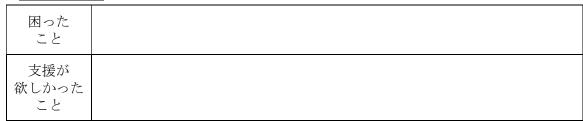
質問10 あなたの就業形態についておたずねします。

ア あなたが 父子世帯になる前の就業形態 について、主なも	の1	つに○をつけ	けてください。	0
--------------------------------------	----	--------	---------	---

- 1. 正規の職員・従業員 2. 労働者派遣事業所の派遣社員 3. パート・アルバイト等

- 4. 会社などの役員 5. 自営業(農林水産業を含む) 6. 家族従業者
-) 8. 不就業(仕事はしていなかった) 7. その他(
- ※家族従業者:農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族の方
- イ あなたは父子世帯になったことがきっかけで、**転職または就職**をしましたか。
 - 1. 転職をした -----2. 就職をした ----> 補問3へ 5ページ 3. 転職・就職はしていない ------- 「ウ」へ
 - 補問1 転職した理由のうちあてはまるもの全てに○をつけてください。
 - 1. 収入が少ない
 - 3. 健康状態がすぐれない
 - 5. 労働時間があわない
 - 7. 休みが少ない
 - 9. 経験や能力が発揮できない

- 2. 勤め先が自宅から遠い
- 4. 職場環境になじめない
- 6. 社会保険がない又は不十分
- 8. 身分が安定していない
- 10. 子どもの預け先がない
- 11. 自営業等で就業していたが離婚したため 12. その他(補問2 あなたが転職または就職をする際に、**困ったこと**がありましたか。また、**支援をして欲**
 - しかったことはありますか。具体的に記入してください。



- 補問3 転職または就職で困ったことについて、誰かに相談しましたか。あてはまるもの1つに \bigcirc *をつけてください。*
 - 2. 相談しなかった→ 補問5へ 1. 相談した
- 補問4 「1.相談した」と答えた方のみ、その相談相手について、あてはまるもの1つに○をつけ てください。
 - 1. 親族 2. 知人・隣人 3. 公共職業安定所(ハローワーク)
 - 4. 母子父子自立支援員等
- 5. 民生・児童委員 6. 母子寡婦福祉団体
- 7. 公的機関(広域振興局、市福祉事務所、町村役場等)
- 8. その他(
- 補問5 「2.相談しなかった」と答えた方のみ、**その理由**について、あてはまるもの1つに○をつ けてください。

 - 1. 自分の力で問題を解決できたから 2. 相談できる相手がいなかったから
 - 3. どこに相談したらいいのか分らなかったから 4.その他(

3. パート・アルバイト等 1. 正規の職員・従業員 2. 労働者派遣事業所の派遣社員 4. 会社などの役員 5. 自営業(農林水産業を含む) 6. 家族従業者 7. その他() 8. 不就業(仕事はしていない) (「8. 不就業(仕事はしていない)」に〇をつけた方は6ページ質問16へ) 質問 11 あなたの**主な仕事**にあてはまるもの 1 つに○をつけてください。 職業の分類については、「調査のお願い」に添付されている分類一覧表を参照してください。 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 1. 販売従事者 サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 4. 5. 7. 農林・漁業従事者 8. 生産工程従事者及び労務従事者 9. 輸送・機械運転従事者 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. その他(10.) 質問 12 あなたの主な仕事の勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模について、あてはま るもの1つに○をつけてください。 2. 6~29 人 1. 1~5人 3. $30\sim99$ 人 4. $100\sim299$ 人 5. 300~999 人 6. 1,000 人以上 7. 官公庁 8. その他 9. 分からない 質問 13 あなたの平日の平均的な帰宅時間(自宅で営業している場合には終業する時間)は、何時頃です か、あてはまるもの1つに○をつけてください。 1. 午後 6 時以前 2. 午後6時~8時までの間 3. 午後8時~10時までの間 4. 午後 10 時~12 時までの間 5. 深夜·早朝 6. 交代制勤務などで一定しない 質問 14 あなたは現在、主な仕事について、**転職する希望**がありますか。あてはまるもの 1 つに○をつけ てください。 1. 今の仕事を続けたい 2. 仕事を変えたい 3. 仕事をやめたい 補問 転職を希望する理由について、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。 1. 収入が少ない 2. 勤め先が自宅から遠い 3. 健康状態がすぐれない 4. 職場環境になじめない 5. 労働時間があわない 6. 社会保険がない又は不十分 7. 休みが少ない 8. 身分が安定していない 9. 経験や能力が発揮できない 10. 子どもの預け先がない 11. 自営業等で就業していたが離婚したため 12. その他(

ウ あなたの**現在の就業形態**について、あてはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

質問 1

l l												
	して											
2	2. して	<u>いる</u>],						
 補問	 1 副業	を始めて	 た理由に	こつい	て、あて	♥ はまる=	主なもの	10	に○を	こつけ、	てください。	
	1. 主	な仕事だ	だけでに	は家計	が苦しい	から						
	2. 離	婚した妻	妻から0	の養育	費の受給だ	が止まっ	ったから					
	3. そ	の他()		
浦胆	っ どの	۲ م ع	訓業を	してい	ますか	あてける	よる主か	t. o	1.1.	へつた。	つけてくだ	さい
州中	2 (0)	よ ノ (4 E	即未で		1 x y 1/3°	<i>(</i>) (4 c	トの工化	900	1 20	-0%	70, (\).	<u> </u>
1.	管理	的職業征	芷事者	2.	専門的	・技術的	的職業従	事者		3.	事務従事	者
4.	販売	従事者		5.	サービ	ス職業従	华事者			6.	保安職業征	
7.	農林	漁業行	逆事者	8.	生産工程	 程従事者	首及び労	務従	事者	9.	輸送・機械	戒運転従
10	油池	• 垭堀2	光車	11	海ీ 。	44.5	壮学没重	*		19	マの仙 (
10.	建設	採掘?		11.	運搬・清	掃・包	装等従事	軍者		12.	その他(
10.	建設	採掘行	逆事者	11.	運搬・清	請掃・包	装等従事	著		12.	その他(
 16 現	在、不家	1業の方	(質問	10 の		不就業	(仕事は	して	いない	ع ((۱	その他(答えた方)	
16 現 だ	在、不家 さい。そ	式業の方 れ以外(·(質問 の方に [·]	10 の ついて	ウで「8. i	不就業 一ジ質[(仕事は 問 17 へa	して	いない みくだ	v)」と さい。		のみお
16 現 だこ ア <u>朝</u>	在、不家 さい。そ <u>は職して</u> い	式業の方 れ以外(・(質問 の方に・ (就職で	10 の ついて	ウで「8. i	不就業 一 ジ質 [(仕事は 問 17 へa	して お 進 る	いない みくだ つに○	い)」と さい。 をつじ	答えた方) けてください	のみお
16 現 だ ア <u>朝</u>	在、不家さい。そ は職してい	t業の方 れ以外()ない (・(質問 の方に ・(就職で	10 の ついて きなし	ウで「8. i	不就業 一 ジ質 [(仕事は 間 17 へa 主なもの 病気(して お 進 の 1 病弱	いなし み くだ つに○)で働	い)」と さい。 をつけ かけない	答えた方) けてください	のみお? `。
16 現 だ: ア <u>朝</u> 1	在、不家さい。そ は職してし . 求職 3. 子と	は業の方 れ以外(いない (・ (質問 の 方に・ (就職で かる	10 の ついて <u>きない</u> ない	ウで「8. i	不就業 一 ジ質 [ひうち、 2.	(仕事は 問 17 へま 主なもの 病気(職業訓	して お 進 の 1 病 線 を	いなし み くだ つに〇)で働	い)」と さい。 をつけ かけない こり、打	答えた方) けてください	のみお い。 中である
16 現 だ: ア 朝 1 3	在、不家さい。そ は職してい 水平 3. 子と	は業の方 れ以外(いない (・ (質問 の 方に・ (就職で かる	10 の ついて <u>きない</u> ない	ウで「8.∵ は、7ペ <u>ハ)理由</u> ⊄	不就業 一 ジ質 [りうち、 2. 4.	(仕事は 問 17 へま 主なもの 病気(職業訓	して お 進 の 1 病 線 を	いなし み くだ つに〇)で働	い)」と さい。 をつけ かけない こり、打	答えた方) けてください ハ 支術を修得 ^に	のみお い。 中である
16 現 た: ア <u>朝</u> 1 3 5	在、不家さい。そ は職してし 水平 3. 子と 5. 収フ	は業の方れ以外の いない (・ (質問の方に・(就職で)。 (就職で)。 る (は先が :件の合	10 の ?きなし ない う仕事	ウで「8. : は、7ペ <u>ハ)理由</u> 0 「 「 お が な 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	不就業 一 ジ質 に ひうち、 2. 4. 6.	(仕事は 問 17 へま 主なもの 病気 (記 職業訓 勤務時	して お か 1 弱 練 間	いなし み くだ つに○)で働 ですた	い)」と さい。 をつけ かけない こり、打	答えた方) けてください ハ 支術を修得 ^に	のみお ない
16 現 だ。 ア <u>朝</u> 1 3 5 イ 今	在、不就 さい。そ は職してし 水 取 3. 子と 5. 収 7. その 就 取	は業の方 れ以外(いない (・ (質問の方に・(就職で)る はけ先が を件の合	1 0 の ついてきない ない う仕事	ウで「8. : は、7ペ <u>ハ)理由</u> 0 「 「 お が な 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	不就業 一ジ質問 ひうち、 2. 4. 6.	(仕事は 問 17 へま 主なもの 病気 (記 職業訓 勤務時	して お か 1 弱 練 間	いなし み くだ つに○)で働 ですた	い)」と さい。 をつけ かけない こり、打	· 答えた方) けてください ハ 支術を修得。 合う仕事が ²	のみお ない
16 現 だ。 ア <u>朝</u> 1 3 5 イ 今	在、不就 さい。そ は職してし 水 取 3. 子と 5. 収 7. その 就 取	は業の方 れ以外の 対中でので(対中ので(望が が 大き	・ (質問の方に・(就職で) る はけ先が 合 ついて	10の ついて きない ない もこ 記	ウで「8. : は、7ペ い)理由の なない	不就業 一 ジ質 つうち、 2. 4. 6.)	(仕事は 問 17 へま 主なもの 病気 (記 職業訓 勤務時	して か1 病練間 1つ 101	いなし みくだ)で 値 で で を こ こ で を こ こ で た る こ で た る で た た る た る た る た る た る た る た る た	い)」と さい。 をつけない かけない、 が かけない で かけない	* 答えた方) けてください 技術を修得。 合う仕事がな	のみお ない すであるない また、 <u>!</u>
16 現 だ: ア <u>朝</u> 1 3 5 イ 今 る際	在、不家 は職して 水 ボ ボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は業の方 れ以外の 中も面で(望 送 な 支援	・ (質問の方に・ (就職で)。 る はけ先が 合 ついて 1. 正	10 の ついて ない なう も記 の 職	ウで「8. : は、7ペ ハ)理由 の 事がない つとも希望 入してくた 裁員・従業	不就業 ージ質問のうち、 2. 4. 6.) 望する就 ごさい。	(仕事は 間 17 へ。 主なもの 病気 (調 勤務時 業形態	して か1 弱 練 間 1 2.	いなに かくだ) 受 面 こ 労働 [*]	い)」と さい。 を けない たり、 打 でけて 者派遣	答えた方) けてください 技術を修得。 合う仕事がた	のみお ない すであるない また、 <u>!</u>
16 現 だ。 ア <u>就</u> 1 3 5 7 イ 今	在、不就 さい。そ は職して 取 求 子 収 そ 就 で 後 の 要 が る の を の を の の の の の の の の の の の の の の の	t業の方 れない 世も 面他 建 を でので (望 迷	・ (質問の方に・(就職で) る は は は は は は は は た い る は た い る は た い る は た い る れ い る れ い る れ い る れ い る れ 、 こ 、 こ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、	10 の	ウで「8. : は、7ペハ)理由の 事がない してくた は員・従業	不就業 一 ジ ち 、	(仕事は 割 17 へ。 主なもの 病 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	して 3 1 所練間 1 つい 2. 4.	いなに かくに でけで 一 の の の が 会 一 の の の の の の の の の の の の の	い)」と をけり、件つよど	* 答えた方) けてください。 支術を修得。 (ください。 事業所の派	のみお ない すであるない また、 <u>!</u>
16 現 だ。 ア <u>就</u> 1 3 5 7 イ 今	在、不家 は職して 水 ボ ボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は業の方 れない。 対 で の で (望 が 	・ (質問の方に・(就職で) る は は は は は は は は た い る は た い る は た い る は た い る れ い る れ い る れ い る れ い る れ 、 こ 、 こ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、 れ 、	10のでは、、規一営がは、は、規一営がは、は、は、対は、対は、対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・	ウで「8. : は、7ペハ)理由 の ない ない ない は、 ない は、 は、 は、 は、 は、 ない はは、 ない はは、 はは、	不就業 一 ジ ち 、	(仕事は 割 17 へ。 主なもの 病 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	して か1 弱 練 間 1 2.	いなに かくに でけで 一 の の の が 会 一 の の の の の の の の の の の の の	い)」と さい。 を けない たり、 打 でけて 者派遣	* 答えた方) けてください。 支術を修得。 (ください。 事業所の派	のみお ない すであるない また、 <u>!</u>

支援等

質問17 家計についておたずねします。

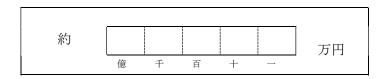
ア <u>あなたの世帯の平成 29 年分</u>の**月平均総収入及び収入の内訳**について、それぞれあてはまるもの を右欄の中から選択し、番号で記入してください。

(※月平均総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、養育費、仕送り、家賃・地代の収入等)を含めてください。)

区 分	番	号
世帯全体の月平均総収入		
うち、あなたの月平均就労収入		
うち、生活保護による収入		
うち、年金給付による収入		
うち、児童扶養手当による収入		

_	adestr 3. a	0	
1.	該当なし	9.	15~16 万円未満
2.	5万円未満	10.	16~17 万円未満
3.	5~10 万円未満	11.	17~18 万円未満
4.	10~11 万円未満	12.	18~19 万円未満
5.	11~12 万円未満	13.	19~20 万円未満
6.	12~13 万円未満	14.	20~25 万円未満
7.	13~14 万円未満	15.	25~30 万円未満
8.	14~15 万円未満	16.	30 万円以上

イ あなたの現在の預貯金額 (財形貯蓄、株式・債権等を含む) を記入してください。



ウ あなたが**現在借りているお金**の額を記入してください。



質問 18 妻と離別した方(質問 5 で「3. 離婚」と答えた方)のみお答えください。それ以外の方については、11 ページ質問 22 へお進みください。

あなたの離別した妻との養育費の取り決めのことでおたずねします。

ア あなたは、離婚の際又はその後、子どもの養育費のことで、だれか (どこか) に相談しましたか。 あてはまる主なもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭就業・自立支援センター
- 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター

- 9. その他(
-)
- 10. 相談していない
- ※ ひとり親家庭等就業・自立支援センター:ひとり親家庭等の就業相談や養育費相談に応じているほか、就職に 有用な技能を修得する講習会を行っています。

○岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター **☎**019-654-9838

イ 養育費の取り決めの状況について、あてはまるものに○をつけてください。

--- 1. 取り決めをしている

2. 取り決めをしていない----

補問 1 取り決めの方法についてあてはまるものに○をつけてください。

- 1. 文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)※
- 2. 文書あり (その他の文書) 3. 文書なし

※公正証書:法律の専門家である公証人が作成する公文書のことです。養育費の金額、支払方法等を公正証書で作成しておくと、相手方が養育費を支払わない場合、<u>訴訟を起こさなくても、不動産・動産・給料などの財産を差し押さえる強制執行が可能になります。</u>

詳しくは公証人役場へお問い合わせください。 ○盛岡公証人合同役場 ☎019-651-5828

- ¹
 ---→ 補問 2 あなたが養育費の取り決めをしていない理由のうち、もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。
 - 1. 養育費の取り決めができることを知らなかったから
 - 2. 自分の収入等で経済的に問題がないから
 - 3. 取り決めの交渉がわずらわしいから
 - 4. 相手に支払う意思がないと思ったから
 - 5. 相手に支払う能力がないと思ったから
 - 6. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
 - 7. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
 - 8. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
 - 9. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
 - 10. 相手から身体的・精神的暴力を受けたから
 - 11. 相手と関わりたくないから
 - 12. その他

質問19 妻と離別した方(質問5で「3.離婚」と答えた方)のみお答えください。

あなたの離婚した妻からの子どもの**養育費の受給**の状況について、あてはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

<u>1.</u>	現在も受けている 2. 受けたことがあるが現在は受けていない 3. 受けたことがない
補問	
<u> </u>	のみ、 養育費の額 を記入してください。

円

質問 20 妻と離別した方(質問 5 で「3. 離婚」と答えた方)のみお答えください。

あなたの離別した妻と子どもとの面会交流のことでおたずねします。

※面会交流:子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流すること

r あなたは、離婚の際またはその後、子どもの面会交流のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。あてはまる主なもの1つに〇をつけてください。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員

決まっていない

- 4. ひとり親家庭就業・自立支援センター
- 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター

9. その他(

1. 月額 約

- 10. 相談していない
- イ 面会交流の**取り決めの状況**について、あてはまるものに○をつけてください。
 - ---1. 取り決めをしている
- 2. 取り決めをしていない----

補問 1 取り決めの方法についてあてはまるものに○をつけてください。

- 🔁 1. 文書あり(判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書)
 - 2. 文書あり (その他の文書) 3. 文書なし
- -----→補問 2 あなたが面会交流の**取り決めをしていない理由**のうち、もっとも近いもの 1 つに○を つけてください。
 - 1. 面会交流の取り決めができることを知らなかったから
 - 2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
 - 3. 相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから
 - 4. 相手と関わりたくないから
 - 5. 相手が面会交流を希望しないから
 - 6. 取り決めをしなくても交流できるから
 - 7. 子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから
 - 8. 子どもが会いたがらないから
 - 9. 相手が養育費を支払わない又は支払えないから
 - 10. 面会交流をすることが子どもの為にならないと思うから
 - 11. 親族が反対しているから
 - 12. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
 - 13. その他(

質問 21 妻と離別した方(質問 5 で「3. 離婚」と答えた方) のみお答えください。

必要な 支援

あなたの離婚した妻と子どもとの**面会交流の実施状況**について、あてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	100	
	1. 現	在面会	☆交流を行っている 2. 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない
, 	<u>3.</u> 直	i会交流	荒を行ったことがない
_			
	V		
	補問1	「1.ヺ	見在面会交流を行っている」または「2.過去に行ったことがあるが、現在は行っていた
		[(\	と答えた方のみ、 面会交流の頻度 を選択してください。
		1	. 月2回以上 2. 月1回以上2回未満 3. 2~3か月に1回以上
		4	. 4~6か月に1回以上 5. 長期休暇中 6. 別途協議
		7	7. その他()
		<u> </u>	
->	補問2	۲3. <u>آ</u>	面会交流を行ったことがない」と答えた方のみ、 面会交流実施の希望 について、当っ
		はまる	 5ものに○をつけてください。
			面会交流を 1. 行いたい 2 . 行いたくない
	4 4 88 9	Γο. <i>4</i> ⁻	
	(相向 3		テいたくない」と答えた方のみ、その理由を記入してください。また、どのような支援 - パーターオルに、ルートのよう、デスト・スイング
Г		があれ	ιば面会交流を行いたいと思うか、記入してください。 「
	┰┲╌┸		
	理由	l	

【子どもの状況についておたずねします】

質問 22 小学校入学前の子どもがいる方だけ記入してください。

小学校入学前の**子どもの保育**は主にどなた(どこ)が行っていますか、あてはまる欄に子どもの 人数を記入してください。

1. あなた	2. その他	3. 親 戚	4. 保育所	5. 幼稚園	6. 認定	7. 保育ママ	8. その他
自身	の家族				こども園	ベビーシッター	
人	人	人	人	人		人	人

質問23 小学生の子どもがいる方だけ記入してください。

小学生の子どもは、**平日の放課後どのように過ごしていますか**。主なもの1つに○をつけてくだ

1. 家で一人で過ごす

2. 家で家族と過ごす

3. 親戚の家で過ごす

4. 児童館、放課後児童クラブで過ごす

5. 友達の家で遊ぶ

- 6. 図書館などの公共施設で過ごす
- 7. 学習塾や習い事、スポーツクラブに行く 8. 学校のクラブ活動に参加する
- 9. ゲームセンターやショッピングセンターへ遊びに行く
- 10. その他(

11. わからない

⁽注) へき地保育所、企業内の託児所などは、「8.その他」に記入してください。

【福祉関係の制度についておたずねします】

質問 24 あなたは下欄の制度等を利用したことがありますか、(ア)から(=)のすべてについて、制度等を知っている場合は \bigcirc をつけてください。また、その利用状況であてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

1) (\ / \ / \ C \ ' \)					
	知っている	1.利用してい	利用したことがない		
区 分	ものに〇	る又は利用したことがある	2. 今後利用したい	3.今後利用する つもりはない	
(ア) 市福祉事務所・町村福祉窓口、家庭児童相談室		1	2	3	
(イ) 母子父子自立支援員・子育て支援員(広域振興局)		1	2	3	
(ウ) 児童相談所・児童家庭支援センター		1	2	3	
(エ)婦人相談所(岩手県福祉総合相談センター内)		1	2	3	
(オ)民生委員・児童委員		1	2	3	
(カ) 母子生活支援施設(旧母子寮)		1	2	3	
(キ) 公共職業安定所 (ハローワーク)		1	2	3	
(ク) 公共職業能力開発施設		1	2	3	
(ケ)配偶者暴力相談支援センター ※1		1	2	3	
(コ) 母子寡婦福祉連合会		1	2	3	
(サ) 教育相談(岩手県総合教育センター)		1	2.	3	
(シ)発達障がい者支援センター ※2		1	2	3	
(ス)養育費相談支援センター ※3		1	2	3	
(セ)夜間養護事業(トワイライトステイ) ※4		1	2	3	
(ソ)短期入所生活援助事業(ショートステイ)※5		1	2	3	
(タ) ひとり親家庭等日常生活支援事業 ※6		1	2	3	
(チ)ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※7		1	2	3	
(ツ) 自立支援教育訓練給付金事業 ※8		1	2	3	
(テ) ファミリー・サポートセンター事業 ※9		1	2	3	
(ト)特別相談事業(法律相談) ※10		1	2	3	
(ナ) 子ども食堂 ※11		1	2	3	
(二) 学習支援事業 ※12		1	2	3	
	•				

【参考】主な福祉関係制度

	考】王な俻仙関係制度	
※ 1	配偶者暴力 相談支援センター	配偶者やパートナーからの暴力についての相談対応を行っている。 ○相談窓口 月~金 8:30~17:15 2 019-629-9610 夜間 17:45~21:40 2 019-652-4152 土日祝 9:00~21:40 2 019-652-4152
※ 2	発達障がい者 支援センター	発達障がいに関する説明、関わり方、関係機関の情報提供、就労など、生活に関することを相談できる。 ○お問い合わせ 岩手県発達障がい者支援センター ☎019-601-3203
※ 3	養育費相談支援センター	養育費や面会交流に関する電話やメールによる相談を受け付けている。 ○お問い合わせ 養育費相談支援センター ☎03-3980-4108 ☑ info@youikuhi.or.jp
※ 4	夜間養護事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において、 児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児 童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。
※ 5	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	保護者の疾病、冠婚葬祭、事故、出張、看護及び学校等の公的行事への参加等に対応し一時的に養育・保護を行う。
		○夜間養護事業・短期入所生活援助事業に関するお問い合わせ 市在住者…お住まいの各市福祉事務所 町村在住者…お住まいの各町村役場福祉窓口 又は 最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター
※ 6	ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービスを提供する。 〇お問い合わせ お住まいの市町村窓口
% 7	ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター事業	ひとり親家庭の親等の就業相談や養育相談に応じているほか、就職に有用な技能を修得する講習会を行っている。 ○お問い合わせ 岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎019-654-9838
% 8	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親世帯の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合、その受講料の一部を助成する。 〇お問い合わせ 市在住者…お住まいの各市福祉事務所(市によっては事業を実施していない場合有) 町村在住者…お住まいの町村を管轄する広域振興局保健福祉環境部・ 保健福祉環境センター
※ 9	ファミリー・サポート センター事業	地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。 〇直接、ファミリー・サポートセンターにお問い合わせください。
※ 10	特別相談事業 (法律相談)	ひとり親家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行う。 〇お問い合わせ 岩手県母子寡婦福祉連合会 25 019-654-9838
% 11	子ども食堂	子どもがひとりでも時間を過ごすことができ、無料あるいは安く食事ができる。
※ 12	学習支援事業	生活保護受給世帯等の子どもを対象とした学習会の開催や訪問型の学習支援。 ○お問い合わせ お住まいの市町村

【現在、あなたが困っていることについておたずねします】

質問 25 子どもに関する悩みについて、子どもごとにあてはまるものすべてを下欄の中から選択して番号で記入してください。また、「11.その他」の場合は「その他の場合」の欄に、子どもに関する悩みを記入してください。

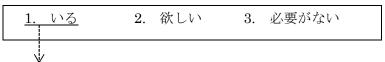
子ども			悩	みの内容	その他の場合
	1.	しつけ	2.	学 力 3. 教育費	
佐1 フ	4.	就職	5.	非 行 6. 健康状態	
第1子	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障がいを含む)	
歳	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登校	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	
	1.	しつけ	2.	学 力 3. 教育費	
第2子	4.	就職	5.	非 行 6. 健康状態	
第 2 于 歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障がいを含む)	
「灰	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登校	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	
	1.	しつけ	2.	学 力 3. 教育費	
第3子	4.	就職	5.	非 行 6. 健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい (発達障がいを含む)	
////	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登校	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	
	1.	しつけ	2.	学 力 3. 教育費	
第4子	4.	就 職	5.	非 行 6. 健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい(発達障がいを含む)	
////	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登校	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	
	1.	しつけ	2.	学 力 3. 教育費	
第5子	4.	就職	5.	非 行 6. 健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい(発達障がいを含む)	
11/4	9.		10.	いじめ・不登校	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	
	1.	しつけ	2.		
第6子	4.	就職	5.	非 行 6. 健康状態	
歳	7.	行動や癖	8.	障がい(発達障がいを含む)	
	9.	結婚問題	10.	いじめ・不登校	
	11.	その他	12.	特に悩みはない	

質問 26 **あなた自身が困っていること**について、下記番号の中からあてはまるものを優先順位の高い順に 3つまで番号で選択し、具体的な内容を記入してください。

順位	番号	具体的な内容
1		
2		
3		

- 1. 住居について 2. 仕事について 3. 家計について 4. 家事について
- 5. 自身の健康について 6. 親族の健康について(介護のことを含む) 7. 人間関係
- 8. その他 9. 特にない

補問1 1~8と答えた方のみ、優先順位が一番高い困りごとの相談相手についてあてはまるもの 1 つに○をつけてください。



補問2 「1.いる」と答えた方のみ、その相談相手について、あてはまるもの1つに○をつけてくだ さい。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭等就業・自立支援センター 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター
- 9. その他()

質問 27	お子さんの進学 はどこまでを考えていますか。	子ども毎にあてはまるもの1つに○をつけてくだ
	さい。	

子ども	進学の希望	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
//////////////////////////////////////	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
//////////////////////////////////////	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()	

質問28 のほどの寅齢子煙についし、めしはまるものしてつにしをつけしくだっ	質問 28	あなたの最終学歴について、	あてはまるもの1つに○をつけてくださ
---------------------------------------	-------	---------------	--------------------

1.	中学校	2.	高校	3.	高等専門学校	4. 短 大
5.	大学・大学院	6.	専門学校・各種学校	7.	その他()

質問29 ひとり親家庭支援に関して、ご意見等がございましたら、ご記入願います。

- ◆ ご協力ありがとうございました。
- ◆ 同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、<u>平成31年1月15日(火)</u>までに投函を お願いします。

平成 30 年度 岩手県ひとり親世帯等調査票(養育者世帯用)

※記入上のお願い

- ・ この調査票は、養育者世帯の方が記入してください。
- お答えは、あてはまる番号にOをつけてください。
- ・ の中には、あてはまる**数字を記入**してください。
- ・ 回答に迷う場合は、お気持ちやお考えにできる限り近いものを選んでください。
- · お答えになりたくない質問には、無回答のまま次の質問に進んでください。
- ・ 障害などのためにご自分で記入のできない方については**保護者(介護者)**等が協力して回答してく ださい。
- ・ この調査票は、**平成30年10月1日現在**の状況について記入をお願いします。

あなたがお住まいの市町村名	
---------------	--

質問1 あなたの年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

在 龄	1. 20 歳未満	2. 20~29 歳	3. 30~39 歳
年 齢	4. 40~49 歳	5. 50 歳以上	

【世帯の状況についておたずねします】

質問 2 あなたのお子さん (平成 30 年 10 月 1 日時点で 20 歳未満のお子さんに限る) の年齢を記入し、性別及び就学・就労状況欄のあてはまるもの 1 つに○をつけてください。また、合計の人数を記入してください。(記入欄が不足の場合は、余白に欄を書き足してご記入願います。)

年 齢	性 別	就学・就労、状況
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
[] 成	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
[]	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
// // // // // // // // // // // // //	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
歳	1. 男	1. 小学校入学前 2. 小学生 3. 中学生 4. 高校生 5. 高等専門学校生
[] 原文	2. 女	6. 短大生 7. 大学生 8. 専門学校生・各種学校生 9. 就労 10. その他
計	男	
н	女	

質問3 あなたと同居している方の人数を、下の区分欄ごとにそれぞれの人数を記入してください。

<u>(あなた本人と 20 歳未満のお子さんは除きます。20 歳以上のお子さんについては、「その他」に記入してください。)</u>

あなたの父母	あなたの兄弟姉妹	あなたの祖父母	その他	
		人		

質問4 あなたが養育者世帯になった年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

養育者世帯となった1. 20 歳未満2. 20~29 歳3. 30~39 歳当時の年齢4. 40~49 歳5. 50 歳以上

質問 5 あなたの**住居の状況**について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 持家2. 公営住宅3. 民間の借家・借間 (アパート)4. 社宅など5. 親族等と同居6. その他 ()
- 質問6 公営住宅に入居していない方(質問5で3~6と答えた方)におたずねします。

公営住宅の入居の希望について、あてはまるものに○をつけてください。

1.	希望	する (応募した経験あり)	2.	希望する (応募した経験なし)
<u>3.</u>	希望	<u>しない</u>		
		,		
補問	希望	しない、または応募をしない理由につい	て、	、あてはまるものに○をつけてください。
	1.	応募方法が分からない	2.	要件に該当しない
	3.	家賃が高い	4.	建物が古い
	5.	不便な場所にある	6.	その他 ()

質問 7 あなたの**現在の就業形態**について、あてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

0.7	от те и <u>эт ш эт или лих</u> .	'	11 09 110.01 \$ 0 7 2 - 1 = 0 2	• • • •	(/22.0	
1.	正規の職員・従業員	2.	労働者派遣事業所の派遣社員	3.	パート・アルバイト等	
4.	会社などの役員	5.	自営業(農林水産業を含む)	6.	家族従業者	
7.	その他() <u>8.</u>	不就業(仕事はしていない)			
			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			

(「8. 不就業(仕事はしていない)」に〇をつけた方は3ページ質問9へ)

質問 8 あなたの**主な仕事**にあてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

職業の分類については、「調査のお願い」に添付されている分類一覧表を参照してください。

1.	管理的職業従事者	2.	専門的・技術的職業従事者	3.	事務従事者
4.	販売従事者	5.	サービス職業従事者	6.	保安職業従事者
7.	農林・漁業従事者	8.	生産工程従事者及び労務従事者	9.	輸送・機械運転従事者
10.	建設・採掘従事者	11.	運搬・清掃・包装等従事者	12.	その他 ()

質問9 家計についておたずねします。

ア <u>あなたの世帯の平成 29 年分</u>の**月平均総収入及び収入の内訳**について、それぞれあてはまるもの を右欄の中から選択し、番号で記入してください。

(※月平均総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、 就労収入、養育費、仕送り、家賃・地代の収入等)を含めてください。)

区 分	番	号
世帯全体の月平均総収入		
うち、あなたの月平均就労収入		
うち、生活保護による収入		
うち、年金給付による収入		
うち、児童扶養手当による収入		

_	adestr 3. a	0	
1.	該当なし	9.	15~16 万円未満
2.	5万円未満	10.	16~17 万円未満
3.	5~10 万円未満	11.	17~18 万円未満
4.	10~11 万円未満	12.	18~19 万円未満
5.	11~12 万円未満	13.	19~20 万円未満
6.	12~13 万円未満	14.	20~25 万円未満
7.	13~14 万円未満	15.	25~30 万円未満
8.	14~15 万円未満	16.	30 万円以上

イ あなたの**現在の預貯金額**(財形貯蓄、株式・債権等を含む)を記入してください。



ウ あなたが**現在借りているお金**の額を記入してください。



質問 10 小学校入学前の子どもがいる方だけ記入してください。

小学校入学前の子どもの保育は主にどなた(どこ)が行っていますか、あてはまる欄に子どもの 人数を記入してください。

1. あなた	2. その他	3. 親 戚	4. 保育所	5. 幼稚園	6. 認定	7. 保育ママ	8. その他
自身	の家族				こども園	ベビーシッター	
	人	人	人	人		人	

⁽注)へき地保育所、企業内の託児所などは、「8.その他」に記入してください。

質問 11 小学生の子どもがいる方だけ記入してください。

小学生の子どもは、**平日の放課後どのように過ごしていますか**。主なもの1つに○をつけてくだ

1. 家で一人で過ごす

2. 家で家族と過ごす

3. 親戚の家で過ごす

4. 児童館、放課後児童クラブで過ごす

5. 友達の家で遊ぶ

- 6. 図書館などの公共施設で過ごす
- 7. 学習塾や習い事、スポーツクラブに行く 8. 学校のクラブ活動に参加する
- 9. ゲームセンターやショッピングセンターへ遊びに行く
- 10. その他(

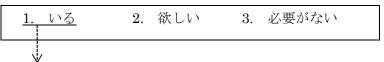
11. わからない

質問 12 **あなた自身が困っていること**について、下記番号の中からあてはまるものを優先順位の高い順に 3つまで選択し、具体的な内容を記入してください。

順位	番号	具体的な内容
1		
2		
3		

- 1. 住居について 2. 仕事について 3. 家計について 4. 家事について
- 5. 自身の健康について 6. 親族の健康について(介護のことを含む) 7. 人間関係
- 8. その他 9. 特にない

補問1 1~8と答えた方のみ、優先順位が一番高い困りごとの相談相手についてあてはまるもの 1つに○をつけてください。



補問2 「1.いる」と答えた方のみ、その相談相手について、あてはまるもの1つに○をつけてくだ さい。

- 1. 親族
- 2. 知人·隣人
- 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭等就業・自立支援センター 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター

9. その他(

質問 13	お子さんの進学 はどこまでを考えていますか。	子どもごとにあてはまるもの	1つに○をつけてく
	ださい。		

子ども	進学の希望	
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
歳	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()
14	1. 中学校 2. 高 校 3. 高等専門学校 4. 短 大	
歳	5. 大学・大学院 6. 専門学校・各種学校 7. その他()

質問 14 あなたの最	終学歴について、	あてはまるも	の1つに	つをつけてく	ください。
-------------	----------	--------	------	--------	-------

1.	中学校	2.	高校	3.	高等専門学校	4. 短 大
5.	大学・大学院	6.	専門学校・各種学校	7.	その他()

質問15 児童福祉に関して、ご意見等がございましたら、ご記入願います。

-	 	 	 -
	 	 	

- ◆ ご協力ありがとうございました。
- ◆ 同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、<u>平成31年1月15日(火)</u>までに投函を お願いします。

平成 30 年度 岩手県ひとり親世帯等調査票(寡婦用)

※記入上のお願い

- ・ この調査票は、寡婦の方が記入してください。
- お答えは、あてはまる番号にOをつけてください。
- ・ の中には、あてはまる**数字を記入**してください。
- ・ 回答に迷う場合は、お気持ちやお考えにできる限り近いものを選んでください。
- · お答えになりたくない質問には、無回答のまま次の質問に進んでください。
- ・ 障害などのためにご自分で記入のできない方については**保護者(介護者)**等が協力して回答してく ださい。
- ・ この調査票は、**平成30年10月1日現在**の状況について記入をお願いします。

あなたがお住まいの市町村名	
---------------	--

質問1 あなたの年齢について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

年 齢	1. 30 歳未満	2. 30~40歳	3. 40~45 歳	4. 46~50 歳
十 断	5. 51~55 歳	6. 56~60 歳	7. 61 歳以上	

質問2 あなたと同居している方の人数を、下の区分欄ごとにそれぞれの人数を記入してください。

<u>(あなた本人と 20 歳未満のお子さんは除きます。20 歳以上のお子さんについては、「その他」に記</u>入してください。)

あなたの父母	あなたの兄弟姉妹	あなたの祖父母	その他

質問3 あなたが**寡婦になった年齢**について、あてはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

寡婦となった	1. 20 歳未満	2. 20~29 歳	3. 30~39 歳
当時の年齢	4. 40~49 歳	5. 50 歳以上	

死別(1. 交通事故 2. その他の死亡) 4. 未婚 5. 遺棄 • 生別(3. 離婚 6. 行方不明 7. その他) ※遺棄:あなたの配偶者が児童と同居しないで監護義務を放棄している場合 補問 離婚の種別について、当てはまるものに○をつけてください。 (夫婦の離婚意志の合意と届出のみで離婚が成立した場合) 協議離婚 調停離婚 (協議離婚が調わない場合に、家庭裁判所による調停によって夫婦が合意に達し、 2. 調停調書に記載されることにより離婚が成立した場合) (調停が成立しない場合に、家庭裁判所が職権で離婚を認め、それに対する当事者 審判離婚 からの異議申立なく離婚が成立した場合) 裁判離婚 (和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の場合) 質問 5 あなたの**住居の状況**について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。 2. 公営住宅 民間の借家・借間(アパート) 1. 持家 3. 社宅など 5. 母子生活支援施設 6. 親族等と同居 7. その他(質問 6 公営住宅に入居していない方(質問 5 で 3~7 と答えた方)におたずねします。 **公営住宅の入居の希望**について、あてはまるものに○をつけてください。 希望する(応募した経験あり) 2. 希望する(応募した経験なし) 希望しない 補問 希望しない、または応募をしない理由について、あてはまるものに○をつけてください。 1. 応募方法が分からない 2. 要件に該当しない 3. 家賃が高い 4. 建物が古い 6. その他(5. 不便な場所にある)

質問 4 あなたが**寡婦になった理由**について、あてはまるもの1つに \bigcirc をつけてください。

あなたが配偶者と2度以上離死別しているような場合は、直近の離死別の状況を記入してください。

質問7 あなたの持っている**各種資格等の有無**について、あてはまるものに○をつけてください。

あなたがお持ちの資格等について下記の中から**3つまで番号で**記入してください。

- 簿記 1.
- 2. ホームヘルパー 3. 教員
- 4. 看護師
- 5. 准看護師

- 調理師 7. 理・美容師 8. パソコン 9. 外国語 10.
- 栄養士

- 11.
- 介護福祉士 12. 保育士 13. 理学療法士 14. 作業療法士
- 大型・第二種自動車免許 16. 医療事務 17. 行政書士 15.

- 18. その他(
-)

質問8 あなたの就業形態についておたずねします。

ア あなたが**寡婦になる前の就業形態**について、主なもの1つに○をつけてください。

- 1. 正規の職員・従業員 2. 労働者派遣事業所の派遣社員
- 3. パート・アルバイト等

- 4. 会社などの役員 5. 自営業(農林水産業を含む)
- 6. 家族従業者

- 7. その他(
-)8. 不就業(仕事はしていなかった)

※家族従業者:農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族の方

イ あなたの**現在の就業形態**について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 正規の職員・従業員 2. 労働者派遣事業所の派遣社員 3. パート・アルバイト等

- 4. 会社などの役員
- 5. 自営業(農林水産業を含む) 6. 家族従業者

- 7. その他(
-) 8. 不就業(仕事はしていない)

(「8. 不就業 (仕事はしていない)」に〇をつけた方は5ページ質問 13 へ)

質問 9 あなたの**主な仕事**にあてはまるもの 1 つに \bigcirc をつけてください。

職業の分類については、「調査のお願い」に添付されている分類一覧表を参照してください。

- 管理的職業従事者 2. 1.
- 専門的・技術的職業従事者
- 3. 事務従事者

- 4. 販売従事者
- サービス職業従事者 5.
- 6. 保安職業従事者

- 7. 農林・漁業従事者 8.
- - 生産工程従事者及び労務従事者 9. 輸送・機械運転従事者

)

- 10.
 - 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. その他(

質問 10 あなたの主な仕事の勤務先の本社、支社、工場などを含めた企業全体の規模について、あてはま るもの1つに○をつけてください。

- 1. 1~5人
- 2. 6~29 人
- 3. 30~99人
- 4. 100~299 人

- 300~999 人
- 6. 1,000 人以上
- 7. 官公庁
- 8. その他
- 9. 分からない

質問 11 あなたの平日の平均的な帰宅時間(自宅で営業している場合には終業する時間)は、何時頃です か、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 午後 6 時以前

- 午後6時~8時までの間
- 3. 午後8時~10時までの間
- 4. 午後10時~12時までの間

5. 深夜・早朝

6. 交代制勤務などで一定しない

質問 12 あなたは現在、主な仕事について、**転職する希望**がありますか。あてはまるもの 1 つに〇をつけ てください。

- 1. 今の仕事を続けたい
- 仕事を変えたい -------
- 仕事をやめたい 3.

補問 転職を希望する理由について、もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 収入が少ない 1.
- 健康状態がすぐれない
- 労働時間があわない
- 7. 休みが少ない
- 経験や能力が発揮できない

- 2. 勤め先が自宅から遠い
- 4. 職場環境になじめない
- 6. 社会保険がない又は不十分
- 8. 身分が安定していない
- 10. 子どもの預け先がない
- 11. 自営業等で就業していたが離婚したため
- 12. その他(

質問13 家計についておたずねします。

ア <u>あなたの世帯の平成 29 年分</u>の**月平均総収入及び収入の内訳**について、それぞれあてはまるもの を右欄の中から選択し、番号で記入してください。

(※月平均総収入には、全ての収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、 就労収入、養育費、仕送り、家賃・地代の収入等)を含めてください。)

区 分	番	号
世帯全体の月平均総収入		
うち、あなたの月平均就労収入		
うち、生活保護による収入		
うち、年金給付による収入		
うち、児童扶養手当による収入		

1.	該当なし	9.	15~16 万円未満
2.	5万円未満	10.	16~17 万円未満
3.	5~10 万円未満	11.	17~18 万円未満
4.	10~11 万円未満	12.	18~19 万円未満
5.	11~12 万円未満	13.	19~20 万円未満
6.	12~13 万円未満	14.	20~25 万円未満
7.	13~14 万円未満	15.	25~30 万円未満
8.	14~15 万円未満	16.	30 万円以上

イ あなたの**現在の預貯金額**(財形貯蓄、株式・債権等を含む)を記入してください。



ウ あなたが**現在借りているお金**の額を記入してください。



質問 14 あなた自身が困っていることについて、下記番号の中からあてはまるものを優先順位の高い順に 3つまで番号で選択し、具体的な内容を記入してください。

順位	番号	具体的な内容
1		
2		
3		

- 1. 住居について 2. 仕事について 3. 家計について 4. 家事について
- 5. 自身の健康について 6. 親族の健康について(介護のことを含む) 7. 人間関係
- 8. その他 9. 特にない

補問1 1~8と答えた方のみ、優先順位が一番高い困りごとの相談相手についてあてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. いる	2.	欲しい	3.	必要がない

補問2 「1.いる」と答えた方のみ、その相談相手について、あてはまるもの1つに○をつけてくだ

- 1. 親族
- 2. 知人・隣人 3. 県・市町村窓口、母子父子自立支援員
- 4. ひとり親家庭等就業・自立支援センター 5. 母子寡婦福祉団体

- 6. 弁護士
- 7. 家庭裁判所
- 8. 養育費相談支援センター

9. その他(

質問15 母子、寡婦福祉に関して、ご意見等がございましたら、ご記入願います。

- ◆ ご協力ありがとうございました。
- ◆ 同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成31年1月15日(火)までに投函を お願いします。

平成30年度岩手県ひとり親世帯等実態調査職業分類一覧表

番号	職業分類名	内 容 例 示
1	A管理的職業従事者	01 管理的公務員02 法人・団体役員03 法人・団体管理職員04 その他の管理的職業従事者
2	B専門的・技術的職業従事者	05 研究者 06 農林水産技術者 07 製造技術者 (開発) 08 製造技術者 (開発を除く) 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者 11 その他の技術者 12 医師,歯科医師,獣医師,薬剤師 13 保健師,助産師,看護師 14 医療技術者 15 その他の保健医療従事者 16 社会福祉専門職業従事者 17 法務従事者 18 経営・金融・保険専門職業従事者 18 経営・金融・保険専門職業従事者 19 教員 20 宗教家 21 著述家,記者,編集者 22 美術家,デザイナー,写真家,映像撮影者 23 音楽家,舞台芸術家 24 その他の専門的職業従事者
3	C事務従事者	25 一般事務従事者 26 会計事務従事者 27 生産関連事務従事者 28 営業・販売事務従事者 29 外勤事務従事者 30 運輸・郵便事務従事者 31 事務用機器操作員
4	D販売従事者	32 商品販売従事者 33 販売類似職業従事者 34 営業職業従事者
5	Eサービス職業従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者 36 介護サービス職業従事者 37 保健医療サービス職業従事者 38 生活衛生サービス職業従事者 39 飲食物調理従事者 40 接客・給仕職業従事者 41 居住施設・ビル等管理人 42 その他のサービス職業従事者
6	F保安職業従事者	43 自衛官 44 司法警察職員 45 その他の保安職業従事者
7	G農林漁業従事者	46 農業従事者 47 林業従事者 48 漁業従事者

番号	職業分類名	内 容 例 示
8	H生産工程従事者	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品) 50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) 51 機械組立設備制御・監視従事者 52 製品製造・加工処理従事者(金属製品) 53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) 54 機械組立従事者 55 機械整備・修理従事者 56 製品検査従事者(金属製品を除く) 57 製品検査従事者(金属製品を除く) 58 機械検査従事者 59 生産関連・生産類似作業従事者
9	I輸送・機械運転従事者	60 鉄道運転従事者 61 自動車運転従事者 62 船舶・航空機運転従事者 63 その他の輸送従事者 64 定置・建設機械運転従事者
10	J建設・採掘従事者	65 建設躯体工事従事者66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)67 電気工事従事者68 土木作業従事者69 採掘従事者
11	K運搬・清掃・包装等従事者	70 運搬従事者 71 清掃従事者 72 包装従事者 73 その他の運搬・清掃・包装等従事者
12	Lその他(分類不能の職業)	99 分類不能の職業

平成30年度岩手県ひとり親世帯等実態調査 結果報告書

令和元年 12 月

発行 岩手県保健福祉部子ども子育て支援課 盛岡市内丸 10-1 〒020-8570 電話 019-629-5461